大日本地名辞書

吉田　東伍

吉田東伍著

大日本地名辭書

題辭序評

吉田東伍著

大日本地名辭書

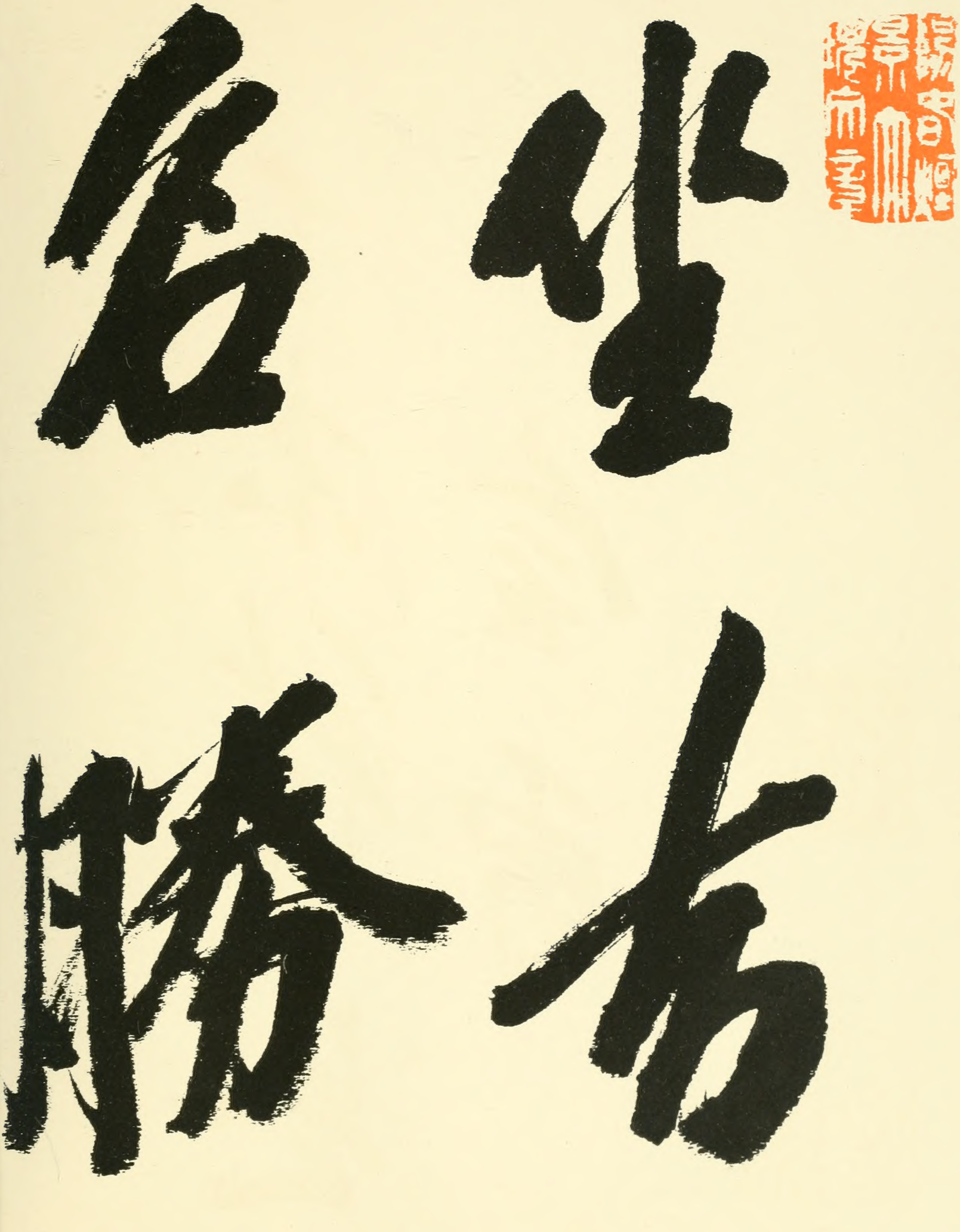
題字　序評

東京

合資會社

冨山房發行

(明治四十年十月)



丁未秋日題
余雪

括画
字於



大日本地名辭書の成れるを喜ぶ辭

わが邦　王朝のむかし、各國の風土記といふものをめさげ給ひし制度なりしも、中世廢絶し、其後いまだ全備の大地誌といふべきものあらず近世德川幕府時代、元祿年間前後、京都を始めて、各藩一國、或は管下などの地誌を記錄せしめしが、全國に涉るものなく、かの享保にいたりて、開祖衡、竝河永等の日本輿地通志編纂の擧ありしも、五畿內を刊行したるに止まり、諸道に及ばず。其の後、文化七年、林大學頭衡の建議に出て、博く地誌編纂の命あり、依てその編纂局を置れ、まづ新編武藏風土記を編成し、漸く天保元年にいたり、二百六十五冊、附錄一冊の廣大の部立を脫稿し、續て新編相模風土記も編成、天保十二年に至り、百二十六冊脫稿したれども、其他の國々に及ぶ事能はず。されば、わが全國を一貫して、精密なるものとては、さらになしといはんか。明治の初年、命ありて內閣に地誌課を開かれ、全國より材料を蒐集して、完全なる大地誌を編纂せんとする計劃ありて、日本地誌提要あり、又十九年に至り、內務省地理局に於いて先づ安房國誌の類編成せられたれど、是もなほいまだ、大地誌といふべきこと能はざるほどに、これらの計劃廢止の運に遭ひつゝ、爾來またかゝる大編纂事業は、政府の力を以てせざれば、到底あたはざるものと、思惟して止ぬ。

然るに、吉田東伍氏、數年來獨力を以て、大日本地名辭書となづくるものを編纂し、逐次刊行して、遂に本年にいたり、其の稿を脫し、全部を出版せらるゝことゝなりぬ。この書、地名辭書と稱するも、その實際に於て、余が多年希望する所の日本大地誌ともいふべきものにして、特に歷史地理學の方面より見たる大地誌なり。いま余が關する、日本歷史地理學會は、專らわが邦の歷史地理を研究して、稍その

歩を進め來りたるが、氏の此擧ある、實に、我學會希望の一端を果したるものにして、我學會の爲に慶賀の意を表せざるべからざるなり

吉田氏は、歴史家にして、地理に精通なること、この書を閲て知るべし。されば今回の著述は、歴史地理の方面を主として、古蹟を考定し地名を解説し、引證の該博、考徴の精緻は、實に其の所を得たるものなりとす。その一般の地誌としては、或は現今の狀勢を說くに、闕くる所なしといふべからざるも、そは氏の得意とするものにあらず、わが歴史地理學の方面より見るに於て、眞に無比の良好著といふべきのみ

つらく按するに、わが邦の歴史地理學の研究は、この吉田氏の、この良書によりて、愈進歩の域に向ひしことを示すものにして、また將來の發展に裨益するもの多からむことをおもひよろこぶ餘り、一言蕪辭をつらぬといふ

明治四十年九月

日本歴史地理學會長

侯爵　蜂　須　賀　茂　韶

土地制度の沿革を論して地名辭書の序文と爲す

伯爵　大隈重信

過ぎし明治二十六七年の頃、讀賣新聞の紙上で、盛に史論を書いた落後生といふものを記憶して居るが、當時、落後生とは何人の號であるかをも糺さずに過ぎ去つた、此頃に至り、予は早稻田大學の總長に推されて、諸講師に接する機會を得、そこで初めて、前年の落後生は今の講師吉田君であることを知つた、又、爾來十有餘年、落後生の蟄伏して名を聞かざりし故も、日本地名辭書の著作の爲で有ることを確めた、吉田君は國史を專攻して、又、帝國の歷史的地理をも研究して居るが、其學科の要用は、諸方面に渉りて廣いものであらう、殊に、政治、經濟、社會の方面にも、歷史的地理の參考が必要である、予は、學術家でない、謂ゆる素人である、さりながら、自然の見聞からして、日本歷史の土地制度、卽田制の上について色々考へたことがある、此頃は、まのあたり、落後生と會見して、其談論を交換したが、此の土地制度に、頗る面白い筋道や、味ひのある意義が含まれて居る、

日本上古の國家社會は、全く家族組織であれば、其土地は私有主義ともいふべき形で、卽封建政體とも、豪族の氏姓政治とも呼ばれて居る、しかし、茫昧の昔だから、其詳細を盡しにくい、史傳に明に見えてあるは、大化大寶以來である、大化改新の律令政治は、國土民人悉皆公有主義といふことになり、隋唐の支那一統の風潮をうけて、中央集權を實行することになつたのである、是は歷史家、地志家の常に誇る所の、京都の成立、宮寺の建築、律令の編制、文物、美術の勃興の時代であつて、其遺跡遺品が今日もかゞやいて殘つて居る、而も此大化改新の版籍奉還により、上古の豪族は面目を改めて更に八省

百官畿道國郡の吏員となりすまして居るを見れば、氏姓の豪族政治が、表面だけ百官政治に變じながら、實は古來の門閥世襲の風習を全滅したものではない、さりながら、制度の上には、豪族私有の土地人民を改めて、公田公民と認むることになつたは、律令格式の力と申さねばならぬ、

かく致して、奈良の都に於て、一時の盛大を示したる律令政治が、次第に破壞の運に傾いた大原因に就ては、首として土地公有主義の衰退を擧げねばならぬ、是には、口分班田の法が手續甚だ煩しきことや、人口增加の數が田地增加に超ゆる事や、田地の管理耕作の上の艱難など、種々の弊が種々あつたに相違あるまい、殊に、人口增加は、田地の不足、卽ち年を逐ひ食物の不足を告げ促して來る、而して、公有主義は、私有、卽一私人の新田開墾を禁じたが爲に、其不足を補ふことが出來ぬ、是に於てか、人民の開墾を許し、且之れを奬勵することになりしのみか、莊園と號して數百千町の不毛地を私人に特許した、而して、其莊園の特許は、皆貴族社寺に與へられたが、實は名を院宮公卿や寺社に托して、諸國の豪族どもが開墾の利を占有して居たものであらう、之れに似たる經濟事情は、今日もまのあたりに見ることがある、かくの如くにして、律令も空文と爲つてからは、京都貴族が其空文を恃みにして、地方有力の豪族、卽武士と云ふ中等階級を押へんと試みましても、最早中々押へ切れぬ、されど、此武士も頗る禮義を重んじ、又、門閥を尙び、京都の貴族を好んで戴いて、そして田地人民を支配して居る、是れは、恐らくは大化改新以前の上古からの風俗で、律令格式が空文となつても、中央政府(八省百官)が亡びても、國家の土崩瓦解をせぬのは、此邊に堅固なる社會組織が天然に備はつて居た故で有らうと思はれる、

さて、平安朝の末になると、武士が大に働いて、歷史上の事件が色々見える、之を土地制度の上より觀察すれば、畢竟、公田と莊田(卽ち私有地)の消長と云

ふことに歸着する、公田は國領で、國府在廳の豪族が其利權を世襲して居る、莊田は國郡所在の豪族が之れを占めて居ながら、名義は京都の院宮權門に托して之を維持せらるゝが故に、一種の株式會社と云ふも妨はない、京都方を本家と申して崇め、地方の實權實力は武士の手にあるが、此武士は庄司とか、地頭とか、名主とか、給人とか、被官とか、色々の職掌關係が有て、其田地に附隨して、各得分を取て居る、即ち株式組織である、株とは、上古の尸(姓)の語の轉用で、式は即ち職の呉音であるとも聞いたが、如何にも、此中古の莊園制は、世襲私有の株(姓)と、權柄執行の式(職)の要素より成立て居るでは無いか、而して武士の動搖は、源平の盛衰に至りて極まり、形勢一變、武家時代となる、此武家時代とは、律令の公有主義を打破し盡して、海内を擧げて私有制となすものと云つても差支はあるまい、清盛や、頼朝が、皆、我家人たる武士を以て地方散在の莊田を支配せしめ、上級の公家貴族と下級の豪族(名主給主)の中間に立たしめた、是即私有制の統一である、所謂勢に乘じて變通し、以て海内を駕御したのである、

鎌倉幕府は、私有の地頭の總取締で、莊園契劵の裁判所である、國領公田も皆已に變化して、鎌倉武士が其地頭となることになりましてからは、京都方の衰微は免れぬ勢である、然しながら、鎌倉の裁許執達は、六十餘州漏なかりし故に、律令の國郡鄕里の行政區畫は、空名に歸しても、私有の庄田領分は、明確に立てられましたに由りて、公武萬民共に、貞永式目の御成敗を謳歌して稱美して居る、覇府の權道政治であるにもせよ、當時を救ふの功は有つたに相違ない、其後、鎌倉滅亡して、建武中興の王政を見たは、有り難き運命である、然るに、此大業も、彼の株式私有の莊園の上に、新たに二十分一の年貢を課し、以て中興の新政府の財源を深くせんとするに方り、忽ち武士共の反對に遭ひ、蹉跌して海内の兵亂となつた、國家財務のことは、最愼重にす可

しとの、千古の戒であります。

足利は、權變操縱の機略に由りまして、遂に幕府を建ては建ても、鎌倉の如き質素に居ることが出來ぬ、卽費用に究する、武家役二十分一、乃至五十分一の新税をかけた、其事は實行されない、しかのみならず、株式得分の契劵も、室町幕府に及びては、御成敗の實行が出來ない、卽、公武上下萬民の生活の根本たる田地の權利(得分)に、爭奪が絕えない、引いて一般の生命財產の危險となり、遂に應仁文明の大亂をも招いたものであらう、此に至れば、如何なる溫和な人でも、腕力を以て權利の所得、並に保持の根本唯一の行爲となす外に、手段がない、全く無政府の狀態で有て、之れを戰國と申してある、さて此戰國時代の亂暴は、德政と云ふ事を以て、債務關係を一掃したと云ふ奇談を遺してあるが、又、莊田の得分關係をも一掃して頗る單純なる所有狀態に變化せしめました、千有餘年の間に積り來れる株式的の庄田は、其形狀性質を改めて、一圓領有の諸侯を見ることゝなつた、此變轉が恰も信長秀吉の時で、此英雄の武力と智力を待ちて其變轉を成功したのである、

抑、天正文祿の檢地は、秀吉の經濟的智能の發現とも、證據とも云ふべきであるが、是の非株式の一圓領主制は、卽江戶幕府の封建制度で有る、上古中古の豪族貴族の田地私有とは、其趣が大に違て居る、社會階級は、古來の習として、上下幾層にも分れてあるが、檢地の御帳面の上には、領主(卽諸侯)と田地の作人(記帳の百姓)を認むるばかりで、甚簡單になつて、莊園制度の煩雜なる權利の分割や收益の配當などをするに及ばない、是れは、政治上、經濟上の大改革を示したもので、江戶三百年の治平も、此田制に負ふ所が多いと思はれる、

次に江戶の政治を一貫して見るに、檢地帳の御百姓、卽作人の株式を賣買することが、三代將軍の頃より連に起つて、資本あるものが其作人株を買ひ集める、俗に之を田畑の賣買と申して居るが、法制

の意義から云へば、作人株である、幕府諸侯は之を「兼併の害」であると申して、賣買を禁じましても、經濟上の必要は、其密賣買を支へることが出來ぬ、又、人口の增加は自然に新田開發を促し、凶作天災に逢へば、作人も其權利を保持することが出來ぬ、即、資本家の新田地を開き、作人株を集めることを、制限し得ざるものである、此に於て、從前の作人も分化して、大地主(資本家)、小地主作人、小作人(作人株を失へる貧民)の三となるのである、八代將軍の開墾奬勵と、定免取箇は、愈此顯象を著大ならしめ、富を諸侯に比すべき大地主(借地權の兼併者)が所々に生れて來た、此に至れば、領主諸侯に田土私有の空名はあれど、其實は既に變質して徵稅權となり、且又、幕府は形式ながら、本領與奪の高權を握り、諸侯に臨みて其政治を監督し居るが故に、諸侯の位置も官吏と擇ぶなき場合がある、斯くの如くにして百姓町人の經濟上の位置、殊に大地主、資本家の勢力も、いつの間にか高まつてしまつた、

明治の維新改革は如何、諸侯の版籍奉還は、獨り王室に對し奉れる正當の爲方たるに止らず、田土領有の空名を捨てゝ、平民の實力を備へしもの(借地權者)に、其名を正さしむることゝなつたのである、地劵を發行して田土私有を公認したるも、畢竟、此道理を實際に見せたものと云うて宜しい、

歷史的に、地理的に考をめぐらせば、田制の事についても、無限の感興がある、予は學術家にあらねど、日本國郡、所々の地方に於て、其々の古を探り、今を見わたす上にも、此の如き點に着眼すれば、治亂興亡の機微が、多く其間に潜んで居るのを、發見することが出來ると信じて居る、吉田君の此地名辭書には、是れらの邊にも注意して、政治經濟の方面の資料にも備へられしは、予の頗喜ぶ所である、今吉田君より序文を請はるゝにあたり、日比の席上談論を、侍者して集錄せしめて之れを送與いたします、

明治四十年九月二十六日

大日本地名辭書成ル、採リテ之ヲ閲スルニ、記事周到、考證該博、眞ニ得難キ一大好著ナリ、題目ノ下、或ハ地理ヲ說キ、或ハ沿革ヲ述ベ、人ヲシテ坐ナガラ八道ノ山河ニ接シ、親ク古今ノ變遷ヲ見ルノ感アラシム、故ニ、此書、名ハ地名辭書ト稱スト雖モ、其實、歷史ヲ兼ネタルモノニシテ、而シテ又、學者ヲ益スルト同時ニ、一般ノ讀者ヲ益スルコト、至テ大ナリト謂フベシ、余ハ、著者ガ刻苦勵精十數年ノ久キニ耐ヘ、以テ克ク此ノ成果ヲ得タルヲ喜ビ、一言ヲ題スト云爾、

明治四十年九月　　原　　敬

大日本地名辭書敍

本書は、汎論、索引、各說の三篇より成る。今執りて之を閱するに、敍述精細、考據明確、啻に地理地勢の實質を記載せるのみならず、交ふるに、詩歌俳諧を以てし、絮言縷說、古今の來歷沿革を詳錄せり。

著者の此編纂に從事するや、單身獨力、毫も他人に借らず、孜々矻々努めて已まざること、前後十有餘年にして、始めて完成を観るに至れり。

近時、出版界の弊たる、動もすれば一時の流行に驅られ、輕浮杜撰の小著に得々たるの際、斯くの如き浩著を迎ふるは、洵に學界の慶事と謂ふべし。由來、此種の事業は、眞に篤學力行の士に俟つべきものにして、夫の只管眼前の毀譽に腐心するものゝ、得て企及すべからざることなり。玆に、著者の勞を多とし、敢て斯界の爲に其健康を祝す。

惟ふに、國運の發展を謀り、世界の競爭場裡に勝を占めんとせば、國民

たるもの、先づ自ら、自國の風土史乘に通曉するを要す、殊に、我邦は、金甌無缺の國體を有するを以て、其地理歴史の如きも、研鑽討査するに從ひて、益々敬畏愛慕の念を惹起するや必せり。本書は、旁搜博索、參酌校訂、其宜しきを得たるが故に、一見直に本邦國郡の地理形勢を審にするのみならず、引きて古來聖主賢哲の蹟、撫して之を軒楹の間に致すべし。されば、江湖の讀者は、本書に依り、一層、我國體の精華を知ると共に、其良風美俗の由來する所を明かにするは、期して俟つべきなり。今、本書を手にし、聊か思ふ所を敍して、著者の功を廣く江湖に推奬す。

明治四十年十月三日　　文部大臣　牧野伸顯

大日本地名辭書序

余讀書を好み經史傳記小說雜誌に至るまで目に觸れ手に到るもの取りて讀まざるなく讀みて樂まざるなし但余が讀書法たる其大意を領するに止まり甚だ解するを求めず若し意に會ひ興至る時は動もすれば寢食を忘るゝあり然れども固より章句訓詁に拘々たらざるが故に由來學術書辭書の如きに對しては講讀する所稀なり頃日吉田東伍君著述の大日本地名辭書を一閱するに其書の體裁地誌にして辭書を兼ね解說精緻にして論斷の明確なる諸學科研究上缺くべからざる典籍とす余の如き濶略涉獵の讀書家に於ては恰も遽に縮地の仙術を得て天下の山川を案頭に控き千古の群賢を一堂に會し其形勝を覽て其懷抱を叩くの感なくんばあらず是れ實に吉田君十三年刻苦精勵の賚にして余の深く謝する所なり

顧ふに維新以降文運大に開け學問講習の便復た往日の比に非ず寒村書に乏きの歎なく僻陬亦絃誦の聲を聞く大都通邑に至ては則ち公私文庫の設け年に其數を增し坊間圖書出版の盛なる五車亦載すべからず而も其實を察すれば概ね西書の飜譯にあらざれば古人の糟粕のみ大日本史の如き德川實記の如き群書類從の如き浩瀚なる書籍の新に出づるを見ざるは盛世の闕典として竊に憾む所なり然るに今や斯の大著述の成るに遇ふ余は學界の一大偉業として之を歡喜するのみならず工業商務に從事する者をして地理の變遷物產の集散人情の醇漓等を考察するの便を得せしむる極めて大なるを信ず加之余嘗て以謂へらく商業道德の發達は志想を高尙にするに在りて志想を高尙にするの捷徑は則ち前賢先哲の高風淸節を欽仰するに在りと而も今一たび斯の書を繙く時は到る處に前賢先哲の遺業成蹟に逢ひ或は之に交はるの感あり或は之に接するの想を生ぜん讀者因りて以て感奮興起して立志遷善の域に

達するを得べし果して然らば斯書は啻に天下の山川を案頭に控き千古の群賢を一堂に會するの興を博すべきのみならず商業道德を向上するに於ても一大利器と謂ふべし仍て數言を敍し卷端に弁すと云爾

明治四十年十一月

青淵　澁　澤　榮　一

大日本地名辭書序

地誌不可少于世用者也。是以往昔有風土記等之著。輓近有府縣志等之撰。又綜括之。有提要等書。便其尋討。有索引等書。合此甲乙兩者之書。亦有地名辭典等。雖然。其所記載。或局于一方。或失于簡易膚淺。未見有集大成者焉。而有之。其以大日本地名辭書爲嚆矢乎。」吉田東伍君。獨力拮据。積十有三年之勞。始成斯書云。其堅忍熱誠。已超越尋常。使人感歎不措。乃繙而閱之。凡關地理者。大自山河形勢。小至人事沿革。原委竝揭。洪纖靡遺。不啻爲我邦空前地名辭書。視諸泰西。亦殆不見其比。實可謂藝苑之偉觀矣。」吉田君。謁余一言。余喜斯書之可以益世也。遂書此弁之。

明治四十年九月

福島安正

大日本地名辭書序

吉田君東伍。常慨我地誌無括全國者。毅然發志。編大日本地名辭書。網羅群籍。旁搜窮探。極其詳悉。總十一卷。五千餘頁。經十有三年而成。方其編纂之際。且筆且校。晝夜搦管。至乎廢寢食。若以日計功。凡一日草一頁。其精力之湛勇。可驚異焉。顧從來地理之書。雖汗牛充棟。止於一州一邑。或詳勝概。或資譚柄。率泛冗支蔓。求其得體適用者。僅僅可摟指而數。乃若近時所刊大日本史國郡志。雖通載全國。而南北朝以後則闕焉。觀者以爲歉。今君以一人之力。輯全國之志。上下數千載。因名徵實。邑里山川。神社佛寺。氏族之變遷。治亂之沿革。鑿々乎可考據。適乎實用。而便於訪古。間附以私說。其慧識確見。大有闡發乎世人揜陋。尤可嘉尚也。予生于薩藩。航沖繩諸島。弱冠學于江戶。歷遊關東諸州。明治中興。奉職史館。往搜訪各府縣文書。後又抵

北陸北海。凡畿道諸國。足跡殆遍。常欲錄所見聞以補史誌之闕。而桑楡晚景。力不能及。君僅踰强仕。精力愈旺。學識益博。其著有益之書。而嘉惠後學。蓋未艾也。則予素志亦得籍焉以達。予安不欣然而序之。

明治四十年十月

成齋　重　野　　繹　撰

序

吾友吉田震卿。頃者撰大日本地名辭書成。來囑曰。是余所殫精力者。願得子一言弁之。余謂。諸國有史以紀事。昉於履中帝。而大化中作天下圖籍。和銅以後。令諸國勘進其記。於是經界一定。可以班田制祿。風土之與人情。可坐而辨也。及至後世。四方喪亂。散逸略盡。先王之迹熄。而舊建之名亦變。洵可歎惜。震卿夙慨於此。拮据多年。考古證今。以成此大業。余豈可以不文辭乎」。乃敍曰。泰古諸冉二尊肇造國土。天祖承之。以傳皇孫。迨太祖奠都大和。賜地功臣爲國造。疆域日闢。至成務帝。分國境。治化益弘。國造一百四十四焉。孝德帝時。廢之置國守郡領。倂省國郡。大寶中。畿內七道之稱始定。國司以四年遷任。稱其治所曰國府。至嵯峨帝。大國十三。上國三十五。中國十一。下國九焉。凡四等。六十八國。於是古制一變爲郡縣之治。自昇平日久。藤原氏專權。國司多在京。遣吏代治。公卿莊園。皆以家人爲地頭。殆徧七道。治體漸變。及源賴朝開府鎌倉。掌握天下兵馬之權。裂地授家臣。文治元年。奏置守護地頭。往往世襲。國司不復赴任。於是封建之勢初兆。建武中興。以功臣爲守護。令國司就治所。至足利氏。分國郡。封家臣。稱守護。三管領四職以下。皆以地傳子孫。正平四年。置關東管領。鎭於鎌倉。以統八州及奧羽。於是封建之制遂成矣。應仁以降。天下大亂。群雄割據。互相吞噬。織田氏興。略定東海東山畿內山陰。豐臣氏繼之。蕩平海內。群雄服從。其大者六姓。其次三十餘家。慶長五年。關原役畢。德川氏統率諸氏。封子弟功臣者數十。其後加削增減不一。至慶應末。爲藩亡慮二百七十一焉。今上御極。庶績咸熙。畫奧羽爲七國。改蝦夷稱北

海道。建十一國。於是道八國。八十三。置府藩縣宰之。尋廢藩爲縣。以復郡縣之制。是古今沿革之槩也。餘威所覃。琉球臺灣內附。延及朝鮮滿洲。皇化郅隆。求之前古。未有倫比。猗與盛矣。」夫山嶽河海。流峙相形者。地之章也。而不能時無變遷。人國於其上者。亦分疆畫封。紛擾爭攘。一彼一此。是以上下數千載。前無而後有。名存而實亡者。所在綦多。世之稽古者。或問之口碑。或得之身歷。戞戞乎其難矣。今震卿攷正史格式。徵傳記私乘。旁及名山之藏。石室之祕。參伍考覈。取舍劑量。凡事涉地理者。博引廣證。細大靡遺。經十三年之久。始克成編。其統貫薈萃之功。蓋不在史氏之下矣。抑土地人民者。人君之所寶而重。而達四方志者。帝王之所賴以治天下也。則此書裨補皇猷者甚大。豈啻嘉惠後學云乎哉。」震卿名東。稱東伍。越後鉅鹿人。留意經世。嚮著讀史地圖。日韓古史斷。德川政教考。海權史諸書。皆刊公世。而年僅過强仕。他日所造詣。未可測知。聞之。其諸父曰小川心齋。學賅和漢。著鎌倉史。北越春秋。策府。古歌韻解。別有國邑誌。未及脫稿而歿。震卿此舉。蓋竊成其志也。傳曰。夫孝也者。善繼人之志。善述人之事者也。震卿其庶幾矣哉。余雖不敏。亦與震卿同慨。曾著日本地理志料。問于世。讀者與此書參覽。則於古今沿革。思過半矣。遂書爲序。

明治四十年歲次彊圉協洽神嘗祭日　散位前大外記邨岡良弼撰

吉田氏地名辭書の評論

久米邦武

明治三十三年以來、漸次印刷世に公にせし吉田東伍氏の日本地名辭書は、今茲四十年に至り竣功したり、凡五巻十一冊五千百八十二頁、盛なりと云ふべし、初め之れを一人にて著述せんと企てられし氏の大膽に驚き、之れを見るに從うて細心の所を知り、終にはよく雅俗の中を斟酌されし周慮に、敬意を拂ふに至れり、名けて地名辭書といふは、言淺うして旨廣し、此單純なる標識は、普く社會の索引に供して、歷史地理を繹ぬる意思を誘起し、而して學界の考究に端緒を挑み與ふる好箇の栞たるを示すものなり、

夫れ土地は頑然たる硬形物なれど、一たび人と接すれば卽ち名を生じ次で歷史を生じ、而して趣味は物產と共に滋生しつゝあり、されば、かの山高く水長く野廣くして、人物の棲息する狀態と景致とは、之れに接觸する人の耳目より思想に映じ、端なく今古を俯仰する感興を起さしめ、因て其地名は永く其人の腦に印象さるゝなり、無名の地には人なし、故に歷史もなし、昔、伊豆南海中の聯島が、二百年前、小笠原貞頼と接觸してより無人島の名ありしが、明治以來、海運の便開けて、今は千戶の烟火を住しめ、小笠原の名を稱へて、歷史地理を生じつゝあり、此小の矩は日本聯島の大の法に用となし、以て古今の變化を同矩比例に求むべし、試に其例を擧ぐれば、山は、肥後南部の幽谷に中古始めて人口を著け、五家庄の名を生じて、平家の落人を偲ばしめしに、今は數谿に聯村をなし、馬に木屐を馱して山を出で、鹽を買て山に歸るとなん、川は、木曾川より榑木を下す、川上は、信飛の深嶺小木曾より出づ、今も尙太古の境にして、森林の中に狼の吼ゆるを聞のみ、杣組なるものありて其木を伐り、小峡大峡の水を傳へて流し下す、さながら猿猴の如し、木曾の良材は天下に冠たり、知らず何時より植ゑ初め

て、誰か伐り初め誰か保護の法を與へたるぞ、野は武藏野、古へは草より出で丶草に入たる月が、今は檐より出で丶檐に入る、東京の皇宮は、近き昔江戶の柳營なるを瞻れば、太田道灌の城址は何處ぞ、江戶氏の宅址は何處なるや、知らまほしかるべし、是れ皆無人島の比例の如く、眼前に古今の變遷を示され、地名によつて乍ち歷史地理の感念を惹起すことの、尤大彰著なるものなり、されば地理は人と相遇て歷史を書き、人は地理と相遇て事業をなす、是これを境遇と云ふ、五畿七道に存する地名の境遇は、いづれも此比例に漏れざるを信するにぞ、五家より米良に越え、米良より球磨に越出れば、未だ境遇を得ざる無名の山谿甚多し、此を越えたる人は、峰嶺の天に波濤を湧すを望みて、岩城より羽後に越る光景を聯想せん、天下に無人の山は猶多し、又人吉より輕舸にて球磨川の峽十八里を下る、其操舟の法は熊野に傚へりといふ、熊野吉野最上の川峽にては、亦木曾川を聯想するなるべし、大野小野は天下に遍ねし、其が境遇の、古來人を送迎したる痕跡を印して、地名となり、大字、小字となりて存するもの、此の書に就て索引すれば、古今を俯仰する感興を惹起し限りもなき趣味を覺ゆるにこそ。」

地名に存する古今の變化は、雲容の定まりなき如く、畫にも描かれず圖にも示されねども、其硬殼は依然たる山は原山、水は原水なり、故に歷史地理は、此常磐不動の形を基礎となして、變化を迎ふるにぞ、さはさりながら、土地も亦變形なしといふを得ず、京都は國の中心なる山野なれば、最も變形の鈍き處に位して、最も歷史に富める地なり、奠都以來一千二百年の盛衰は夢なれや、近く四十年前を思出ても、原山原水が、相迎へて今昔を語らむとする想なさん、まして奈良の舊都は夢中の夢なり、玉墻內の形は易らねど、原山原水も既に古の盛況を忘れたるかと感懷さる丶、是等に對する行旅遊客は、最も此の書に古今の紹介を賴まざるを得ざるべし、海濱河口は最も變化不定の地位にあり、かの地

質學の地層を紀するに、最新の泥層は沖に積れる泥の成りたるなりとて、沖積層と名付たりとなん、史は幾萬年の積成なれど、近く千年の星霜にも、變形は頗る著しきものとす、東西の大都府たる東京大阪の半面は、古の海面なるぞかし、大阪は近く四十餘年前、余が兵庫より一番舟に搭載して渡りし時、天保山は河口の泥潴なりし、此より川口に入て遡り、左岸に昔の瑞軒島は名の存すと聞て、難波の葦蘆の古まで感想したりしに、今は天保山まで家屋連なり、遙に川口の泥潴を見る、されば一千六百年の古代に、堀江住江を開鑿して、西都を營まれし時の地形を尋ねなば、今の大阪西面は海上の蜃氣樓を想に印象すべし、東京も亦然り、江戸の末後まで、佃島の景といへば、露泥の上に蜑戸數點ありて舟檣の泊するを畫きしに、今は如何ん、柳營を置し初め、房總の漁舟は、芦町、茅場町と元芦原との間を漕ぎて日本橋に集り、魚市を立てたりき、其比は、此に沼澤、かしこに溜地をたゝへ、繋がぬ舟の風のまに〳〵蘆花淺水の邊に漂ひたる光景が、今は土一升に金一升の町となり、地名數區を分ちて叢り生じたり、此外、名古屋、熱田、博多等、河口に控へ瀉海に面したる處は、昔の海面に今の市街をなしたる者多し、但淤泥の積るには多く年月を經過し、世を隔つる比になりて瀉形を露はすにより、其歷史を記さねど、此地名辭書を綜覽して古今の異を考へなば、驚くに足るもの多かるべし、

又桑滄の變といふことあり、是は反對に桑田が陷いりて滄海となりたるをいふ、換言すれば、歷史地理の消滅したる地なり、土佐の南海岸をその適例とし、遠州今切は歷史の壞形を存す、余往年筑前の宗像社を過ぎて、沖津宮は絕海の岩礁上に存するとの委しき說明を聞き、這は宇佐島の海に陷いりたるならんと思ひしに、吉田氏も亦其說を同じくされしは、殊に起敬を表するにぞ、源賴朝が石橋山に敗れて、安房の獵島に匿れ再擧したるは、今の長狹郡の波太島、一に仁右衛門島に、其の潛匿の舍と

て存在すれど、怪むべき地理とす、獵島は內海岸にぞあるべきなり、德川氏の時まで其の跡を存せしと聞けり、吉田氏は勝山の字龍島といふ地を是認されたり、大方は誤らじ、獵島は海に沈沒したるには非ざる歟、右に述ぶる所にて歷史變化の多き地と、且生し且消る地との極端は、略之にて例せらるべく、中間なる總ての土地の古今を送迎したる境遇は、原山原水より人に感慨を喚起さるゝものにして、到る處に名所舊跡を標識されて在り、輓近に名所圖會なるもの諸處に著はれ、歷史地理の端を誘起したれども、未だ地名の字書てうものは無りき、夫れ地名は土地の顏面なり、此に據りて由來を尋繹するは、歷史地理を研究する正經にして、名所舊跡の細岐は、其中に包まるゝ、是れ吉田氏の此著ある所以なり、

地名は人の姓氏に同じ、家系を繹ぬるには、某姓某氏の標識により、本支の分れを推源して、以て其家の古來の發達を知る、地名は是よりも猶條理あり、今の町村の名を按ずれば、必ず大名小名大字小字ありて、國郡鄉に系統されたること、網の網あるが如し、是によりて古を稽ふるを得べし、蓋し上古の國造縣主等分領の跡が郡と改名して、大化に國郡の制定まる比までには、既に郡下に里、卽ち鄉長なるものを生じ、其下に村々の分れたると共に、亦莊園の占領起り、是れによりて地名の組織に錯繡を生じたり、恰も彼姓氏の下に苗字族稱の起りたる如くなれど、彼は各地に散涉すれど、此は一地に團結するを以て、尋繹するに難からず、且、莊園は國郡鄉を有名無實になしたりと雖も、實權の無は却て其名を存留し、郡鄉と莊領と兩箇の支配振の如何に拘らずして、村名のみ土著の地主卽ち長者なるものに分割され、今の大名小名大字小字を鄉の下に統屬する形を遺留しぬ、地名辭書の必要は、是れに就て古今の變遷を尋究する端緒を挑ぐるにあり、端緒既に就けば、委細の源委は其人の自由に任す、吉田氏の此辭書が今の地名によりて古へを追

究するに便りせんと、古き郷名をも擧て、其分割の栞を與へられたるは、最も苦心慘澹たる點にして、此久しく有名無實に放棄せられたる地名こそ、古今を尋ぬる關鍵なること、之れを用ふるに從ひて人人自ら發覺するなるべし、

此書の世に公布さるゝや、看者の地名考索の要求は千差萬別なるべしと雖も、己が住たる處に親密なる土地にあるが普通なるべし、因て爰に余が住地に就て考索したる感念をいふは、其發凡として價あるべき歟、余が住む里は、東京の近郊なる目黑汽車驛に鄰れり、驛は目黑と標すれど、大崎村の小字長者丸に屬し、通路を永峯町といふ、余が宅は門を大崎に開いて、家は目黑の交にあり、かく地名の交錯せるにより、起臥に古時を想像するにぞ、大崎長者は、驛北の岡に宅を構へ、余の門庭を園林に抱いて、目黑川の平地に富士連巒の風景を眺めたりし歟、余が宅の北は、江戸府の初めより、島原侯(松平主殿)頭の別邸となり、夕日岡の別莊と稱へ、富士の眺め紅葉の景色など有名の地なりき、今この辭書を檢すれば、武藏國荏原郡御田郷に屬し(今は大崎村字上大崎小字長峯)夕日岡の紅葉、及び行人坂、永峯町を註記し、比較的に詳なり、然るに長者丸なきは、歴史の要を沒すといふものあらん、是れ然らず、村あれば長あり、其宅あるは普通のみ、長者丸は在る處の村皆あるべし、何ぞ多忙の紙白を塞ぐを要せん、大崎は御田郷なるを知れば、今の目黑に字三田あるにて、此地の古へを稽ふるを得ん、大崎の永峯はつゞいて海岸に到る、名を與へたる由來も、夫かと思はるゝ、其南の海岸に品川、大井連れり、目黑川の下流を品川と稱へしことの久しきは、紀氏系圖に大井、品川、潮田氏の分れたるにて知らる、辭書にこれを注記して頗る詳かなり、往年余筑後の久留米藩より田代文書を發見せり、是は醍醐源氏にして、和泉の大島莊を領し、源平の亂に田代冠者通綱其名あり、此家も亦品川に領地あること文書に見ゆれば、品川は早く分れて此家の領もありたるなり、

錄して一考に備へおく、
七年前なりき、余は氏に遇うて此書を著述さるゝを聞き、曰く、其は一人の倣得る業にあらず、且、明治の初め、政府地誌課を置て諸藩の地誌を網羅したれば、材料豐富なるが如くなれど、全國に通すれば地誌なき藩少からず、地誌編纂の不成功に畢りし原因も、一はこれにあらんと、氏は笑つて答へられざりき、既にして其印刷甚遲れり、或人いふ、延緩此の如く年又年を送るならば、後起の良著出でゝ前者を顧みる者なからんと謗る者ありき、余は嗤笑して、今の著述は雨後の菌の如し、喰ふべきもの幾もなし、何ぞ耐久を望まん、吉田氏の著は靈芝なり、苟くも發達を完くせば、人將に重價これを購得して室内に尊閣せんとす、殊に斯くの如き大業は、容易に競爭し得らるゝものに非ず、余はたゞ成功を危む、何ぞ這般の書の後起することのあらんやと云ひしことあり、今やこの快事に接す、余は前年の言を愧ると共に、氏の氣魄精力を驚嘆せざるを得ず、數の示す所によるに、一日に一頁を草するも、十三年の功程を費す、易稿一再を要すれば、二十餘年の星霜を積むべし、余は氏の平素に此永き餘暇なきを知る、頃日これを氏に質せば、氏いふ、起草より十三年にも及ぶにや、立稿には細工もありと、余いふ、否々、彼書のたゞ糊と鋏とを將て、材料を切張したるものに非ざるは、余にそれたけの眼識を有す、所謂細工とは、裁縫して速成したるにもあらず、襤褸を綴りて、錦を織るの機軸に出づ、若し糊塗して成んとするなれば、却て日時を濫費す、余は老たり、此の如きの精力なし、孔子曰ふ「後生可畏焉、知來者之不如今也、四十五十而無聞焉、斯亦不足畏也已」と、余は氏に向ひて之れを誦すと云爾す、

明治四十年九月二十四日識す

大日本地名辭書題言

吉田東伍君獨力ヲ以テ大日本地名辭書ヲ編纂シ、十有三年ノ久シキヲ歷、十一卷五千頁ノ大編ヲ成シ、頃日全部印刷功竣ルヲ以テ其題言ヲ乞レタリ。地理ノ人生ニ於ケル極メテ大ナリ、政治法律ヨリ、文學、史學、軍事、教育、農工商賈ノ業ニ至ルマデ、凡百ノ人事、土地ニ關係セザルナシ、加之、人口息耗アリ、物產盈絀アリ、風俗古今ニ因テ異ニ、言語遠近ニ隨テ同シカラズ、是ヲ以テ地誌ノ書タル、人々必須ニシテ一日モ缺ク可ラザルモノトス、然レドモ從來其書世ニ行ハルヽモノ、大抵一州一邑ニ止マリテ、能ク全國ヲ通載スルモノナシ、且其記スル所妄ニ舊傳ヲ述べ、漫ニ名勝ニ誇リ、文徒ニ冗長ニ流レ、事多ク枝蔓ニ涉ル、未簡明的確、首尾完好、能ク世益ニ資シ衆望ニ協フモノアラズ、識者以テ憾ト爲ス、予嘗テ職ヲ史館ニ奉シ、編摩ニ從事スルモノ十餘年、頗群籍ニ涉獵シ、粗其曲折ヲ究ムルヲ得タリ、而シテ舊史記スル所、流俗傳フル所、訛舛少ナカラズ、彼此牴觸ス、今其一二地理ニ關スルモノヲ指摘センニ、舊記實ヲ得タルニ、正史翻テ誤ルモノアリ、（神武天皇ノ東征、紀伊ヨリ大和ニ入ラセラルヽ、古事記ニ據レバ、十津川郷ヲ通過シテ吉野川ノ南岸ニ至ラセラレタルニ、日本書紀ハ、伊勢ノ南境ヨリ宇陀ニ入リ、他日吉野ニ至ラセラル、ト爲ス、日本武尊ノ東征ヨリ還ラセラルヽ、古事記ニ據レバ、足柄嶺ヲ踰エ甲斐信濃ヲ通過セラレタルニ、書紀ハ、甲斐ヨリ又武藏ニ至リ碓氷嶺ヲ踰エ、然ル後信濃ニ至ラセラルト爲スノ類）文書舊記實ヲ得タルニ、軍記物語誤ヲ傳ルモノアリ（北畠顯家卿戰歿ノ地ハ和泉石津ニアルヲ、太平記ニハ攝津ノ阿部野ト爲シ、宗良親王終焉ノ地ハ信濃大川原近傍ニ在ルヲ、信濃宮傳等親王ノ御子ノ事ト爲シ、兵庫ノ築島ハ行基薩ニ創マリ東大寺ノ重源ニ大成セシヲ、平家物語、源平盛衰記ニハ清盛一人ノ成效ト爲スノ類）、地名緣由ノ解釋、或ハ牽强ニ失シ（日本書紀松浦、伽和羅ノ緣由ヲ解釋スルノ類）同名異所ノ地、或ハ混シテ一ト爲シ（長髓彥領スル所ノ鳥見ハ添下郡（今ノ生駒郡）ニ在ルヲ、古事記傳ニハ神武天皇ノ靈畤ヲ設ケテ皇祖天神ヲ祭リ給ヘル鳥見ト混同シ、三國志東夷傳、倭女王卑彌呼ノ居レル耶馬臺ハ筑後山門郡ナルヲ、異稱日本傳ニハ畿內ノ大和ト爲スノ類）、名勝舊地ノ他所ニ在ルモノ、或ハ其國內ニ移サンコトヲ務メ（天孫降臨ノ高千穗峯ヲ薩日界上ノ霧島山ト爲シ、末ノ松山、野田玉川ヲ仙臺近傍ト爲スノ類）古書著名ノ稱呼、或ハ取テ之ヲ轉用シ、因テ以テ人ヲ誤リ（日本武尊ノ東征ニ相模ヨリ渡リ給ヘル走水ハ海面ノ名ナルニ、海濱ニ走水村アリ、讃岐屋島ノ隣ニ壇浦村アリ、讃岐ノ人ハ平族沒海ノ地トナシ、又美濃ノ養老ハ醴泉ノ號ナルニ、專ラ瀧ノ名ト爲スノ類）、從前至尊ノ遷幸ハ例寺院ニ駐蹕セラレ、民家ヲ以テ行在ニ充テラレシコトナキニ、或ハ其宅ノ行在タリシヲ說ク者アリ（大和賀名生堀氏ノ後醍醐天皇行在、越後寺泊五十嵐氏ノ順德天皇ノ行在ノ類、但シ一個人ノ家ニテモ住吉祠官津守氏ノ如キ爵位アルモノハ格別トス）姓氏ハ地名ト密接ノ關係ヲ有スルニ、或ハ其門地ヲ高クセント欲シ、尊貴ノ人ヲ假冒シテ其始祖ト爲スモノ多シ、（島津氏ノ惟宗姓ヲ以テ

源頼朝ノ後ト稱シ、津輕氏ノ南部ノ部下ヲ以テ近衛關白政家ノ後ト稱スルノ類ハ、必シモ言ハズ、紀氏ノ武内宿禰ノ第五子紀角ノ後ニシテ、邑ヲ紀國ニ食ムニ因テ氏ト爲シシニ、其系圖ハ始メテ武内ノ第四子平群木兎ニ託セリ、コレ紀角ハ大臣ニ陞ラズ、而シテ木兎其子眞鳥ト竝ニ大臣ト爲リタルガ爲メナラン、又相馬氏ハ相馬御厨ヲ領スルヲ以テ相馬ト稱セシニ、家譜ハ相馬將門ノ後ヲ承クルト爲ス、コレ將門ハ八州ヲ掠奪シ、平親王ト僭號シ、東人ニ畏レラルヽヲ以テノ故ナラン、又世ノ所謂清和源氏ハ、頼信願文ニ據レバ陽成天皇ノ後胤ナルニ、頼朝ハ清和天皇ノ後ニ託シ、遂ニ其實ヲ失ヘリ、又諸社ノ祭神モ、著名大社ノ外ハ記錄殘缺、後人ノ推測ニ出テ、曖昧不明ナルモノアリ、予因テ其本末ヲ考證シ之ヲ訂正セント欲スルモ、公私多忙、未果スアタハズ、君乃チ群籍ヲ網羅シ、衆說ヲ薈萃シ、多年ノ心血ヲ瀝キ、此大編ヲ成シ、名ニ因リ實ヲ覈シ、古ヲ引キ今ヲ徵シ、其異同ヲ訂シ、其得失ヲ辨シ、妄ヲ刪リ眞ヲ存シ、疑ヲ闕キ信ヲ傳ヘ、考據該博、論斷明確、名ハ辭書ト曰フト雖、實ハ則チ地經ノ寶典、豈藝林ノ盛事、學海ノ津筏ニ非ズヤ。

予曩ニ屢命ヲ奉シテ文書ヲ四方ニ搜訪ス、因テ各地ノ山川ヲ跋涉シ、城邑原野ノ形勢ヲ相、其沿革變遷ノ狀ヲ考ヘ、頗圖誌ノ外ニ得ル所アリ、姑ク城砦ノ一項ヲ擧ケテ之ヲ言ハンニ、古來ノ所謂名城ナルモノハ、大抵三面山ニ圍マレ、一面ヲ以テ敵ヲ受ク、信濃貝津(今ノ松代)ノ如キハ、又千曲川其前ニ横ハレリ、其他川ニ據ルモノアリ、湖ニ據ルモノアリ、丘陵ニ據ルモノアリ、大垣ノ如キニ至テハ四外平田、一モ障蔽ナシ、二倍ノ衆ヲ以テ之ヲ攻ムルモ、遽ニ拔ク能ハザルノミナラズ、兵ヲ損スル必ス多カラン、家康關原ノ役敢テ攻メズ、兵ヲ引キ西出セルハ此ガ爲メナラン、又甲斐ハ山岳重疊四境ヲ圍繞ス、武田氏ノ之ヲ領スル、全州ヲ以テ城ト爲シ、ニ勝頼乃新城ヲ七里岩上ニ築テ敵ヲ防カント欲ス、其地險ナリト雖、一國ノ治城ニ適セズ、其失計ヲ見ルニ足ル、是等ノ事、其地ヲ跋涉シテ始メテ之ヲ詳ニスベシ、蓋圖誌述ル所、麤ニ非レバ則謬、假令然ラザルモ、位置向背ノ細、形勝阨塞ノ要ニ至テハ、一々備擧セザルモノアリ、而シテ臆度懸算ハ研究ノ法ニ非ズ、故ニ必目睹足踐ミ、其實狀ヲ詳ニシテ、始メテ正鵠ヲ失ハサルヲ得ルノミ、此編既ニ精且博、蔚トシテ輿記ノ大觀タリ、世ノ之ヲ繙クモノ快讀一過セバ、海内ノ山川湖海州郡村里、歷々トシテ心目ノ間ニ在ラン、利器既ニ得レバ、運用我ニ在リ、他日周遊シテ之ヲ歷覽シ、其得ル所ヲ以テ參照研究セバ、內外相資シテ、必大ニ發明スル所アラン。

君ノ題言ヲ徵スヤ、曰ク、尋常序跋ノ如キハ、敢テ請フ所ニ非ラズ、願クハ平素地理ニ於テ見ル所アラバ、爲メニ一言シテ世ノ此書ヲ讀ム者ニ告ゲヨト、予君ト生、郡區ヲ同クシ、里閭相去ル二里ニ過ギズ、故ニ此書ノ成ル、感喜ニ勝ヘズ、又君ノ請ヲ重ンジ、走筆覼縷此ニ至ル、復文ノ體ヲ失フヲ顧ミルニ暇アラザルナリ。

明治四十年十月　星野恒

吉田氏地名辭書評語

吉田東伍君、十有三年ノ苦心經營ヲ以テ、大日本地名辭書ヲ完成セラル。哀然タル大著ニシテ、地名辭書ト云ハムヨリハ、正ニ、日本大地誌ト謂フベシ。全部ヲ通覽スルニ、世ノ此類ノ著作ハ、多クハ、助手ノ力ヲ借ルガ故ニ、一部編輯ノ體裁、前後齟齬スル所アルヲ免レザルニ、此書ハ、獨力ニ成レルヲ以テ、始中終、照應統一セリ。又世ノ編纂書ノ、他ノ材料ヲ採リテ單ニ羅列セシモノヽ比ニアラズ、確ニ衆材ヲ腦裡ニ薈萃シ、經緯錯綜シ、融化渾成シタルヲ知ル。殊ニ、古來不明ナル歷史上ノ地理ニ就キテハ、衆說ヲ參互校勘シ、獨特ノ識見ヲ以テ、精細ニ考證シ、剖析シ、出典ヲ列擧シテ理由ヲ示シ、新開創闢ノ斷案ヲ下シテ蒙ヲ啓ケルモノ、實ニ多大ナリ。由來、史上地理ノ不明ニシテ、文獻ノ乏シキヲ、奧羽ナリトス。然ルニ、本書ノ奧羽部ハ、解說殊ニ詳密ニシテ、目ニ睹テ足踐ムガ如シ、如何ニ考索ニ力ヲ盡サレタルカヲ見ルニ足ル。此書ノ編纂、衆人ハ、十三年ヲ久シトシテ驚ケド、余ハ僅々十三年間ニシテ、克ク此大著ヲ獨力完成セラレタル精力ノ絕倫ナルニ驚ク、洵ニ學士ノ心血ヲ濺ギタル忠實ノ著作ト謂フベシ。

明治四十年十月二十日

大槻文彥

大日本地名辭書ノ前ニ書ス

河田羆

吉田震卿地名辭書ヲ編纂シテ成ヲ告グ、君一人ノ力ヲ以テ、十數年ノ精神ト功力ヲ費シ、以テ哀然タル此一大著書ヲ成ス、偉ナリト謂フベシ、因テ予感ズル所アリ、聊前年地誌官撰ノ沿革ヲ陳シ、以テ弁言ニ代ヘント欲ス、

維新ノ初メ、權大外史塚本明毅上言スル所アリ、明治五年九月、正院中新ニ地誌課ヲ置キ、卽明毅氏ヲ以テ長ト爲シ、予及ビ三谷恂、小島尙絅ヲ出仕トナシテ、之ニ屬セシム、明毅氏皇國地誌ノ闕クベカラザル事由ヲ述ベ、更ニ一書ヲ太政大臣三條公ニ上ル(當時予之ヲ起草ス)公之ヲ納ラレ、同月二十四日、太政官布告三百八十八號ヲ以テ、正院ニ於テ、皇國地誌ヲ編スル旨ヲ宣明セラレ、二百九十號ヲ以テ正院ニ於テ、地誌關渉ノ書籍、竝ニ地圖類遍ク採集スルニ依リ、諸省各府縣備用ノ書、竝ニ管下諸人私著ノ類モ、速ニ査覈シテ、書目ヲ上ツルベキ旨ヲ布告セラル、會々墺太利國維因府博覽會ノ擧アリ、政府ヨリ地圖ヲ陳列スルニ決シ、課ニ命ジテ急ニ之ヲ編製セシム、當時課務草創、製圖手ナシ、陸軍省ヨリ人ヲ傭ヒ、專伊能忠敬實測小圖ニ據リ、腹地諸部ハ各地圖ヲ參照シ、以テ之ヲ造ル、又國郡ノ大略ヲ記シテ、地圖ニ副ヘシム、是ニ於テ紅葉山御庫藏スル所ノ地誌地圖ヲ借用ス、時ニ靜岡藩德川氏ヨリ、所藏書數百部ヲ獻ス、是皆、舊幕府時昌平坂學問所ニ於テ、地誌編纂ノ用ニ供セシ者ニシテ、全國ニ涉リ參考ノ益ヲ得タリ、六年三月地圖略誌共ニ成リ、製圖師岩崎敎章之ヲ携テ維因府ニ至ル、後澳國ヨリ賞牌ヲ贈ル、明毅氏固以謂ラク、地誌ハ和銅風土記ノ撰ヨリ、後千餘年、散佚殆ド盡ク、間述作アリト雖、概草野ノ士私撰スル所ニ係リ、文化中幕府纂修ニ從事スト雖、其成ル所僅ニ數州ノミ、方今郡縣治ヲ爲シ、法令一ニ歸ス、是時ニ當リ全國地誌ヲ撰シ以テ一代ノ閎典ニ備フベシ、然ルニ其詳細ナル者ニ至テハ固ヨリ大事業ニシテ、一朝一夕ノ能ク成ス所ニ非ズ、宜シク先記ニ據リ圖ヲ按シ、各州ノ概勢ヲ掲載

シ、以テ全國ノ綱要ヲ擧グベシ、今地圖ニ附シ編スル所ノ者、其定期僅ニ十旬ヲ踰ル能ハズ、大率舊來ノ圖籍ニ據リテ編纂スル所ナレバ、誤謬脱漏免カレザル所ナレドモ、稍修正ヲ加ヘ、其稿ヲ各府縣ニ下シテ實地ニ參觀シ考訂ヲ加ヘシメバ、略誌編纂ノ緒ヲ得ベシト、仍テ更ニ訂正例則ヲ編シ、允可ヲ得テ其稿及ビ例則ヲ各府縣廳ニ下シ、歲月ヲ期シテ考訂セシム、

六年五月太政官分課所屬ヲ更メ、地誌課ヲ內史ニ屬シ、明毅氏少內史ニ轉ズ、事務漸ク緒ニ就カントスルニ方リ、不慮ノ災起リ、五日皇城火アリ、內外悉ク燬ケ、地誌課ノ圖書一切皆灰燼ニ付ス、（此災地誌課蒐藏ノ圖書盡ク燬ク、而テ後ニ至リ多ク再集チ得タレドモ、舊幕府武藏風土記ニ次デ編スル所ノ新編江戶府內風土記稿二函凡百餘冊、及ビ同編スル所ノ大蜀志料十三冊ハ百方搜索スレドモ副本チ得ズ、紅葉山御庫舊藏ノ伊能忠敬實測大中小圖モ亦皆燬ク、尤モ惜ムベキナリ）因テ太政官代ヲ舊敎部省（馬場先門內）ニ置キ、文書大半災ニ罹ルヲ以テ、諸省府縣ニ令シテ謄寫上呈セシメ、地誌書圖モ同ク令シテ搜索シテ之ヲ上ラシム、伊能實測圖ノ如キ必要闕クベカラザル者ナルニ、幸ニ千葉縣佐原町忠敬子孫ノ家ニ、大中小圖盡ク副本ヲ藏スルヲ聞キ、諭シテ之ヲ獻セシム、其他府縣ニ往復シテ其獻シ難キ者ハ皆之ヲ借寫ス、（今記錄局ニ納ム者皆是ナリ）獲ル所從前ニ加フル者アリ、七年ニ至リ嚮ニ府縣ニ下セシ稿本漸次考訂シテ上進ス其中精粗一ナラズ、因テ更ニ課員ニ分任シテ之ヲ校勘編纂セシム、其年九月地誌課ヲ內務省地理寮ニ併セ、明毅氏少內史ヲ以テ地理寮五等出仕ヲ兼ネ仍テ課長タリ、尋テ略誌稿大凡成ルヲ以テ名ケテ日本地誌提要ト曰ヒ、之ヲ活刷ニ附シ、八年一月四日政始、明毅氏表ヲ上リテ首卷二冊ヲ獻ス、（表ハ望月綱記草ス、後成ル每ニ之チ獻ス）十年春ニ至リテ全部刻成ル、其ニ七十七卷、合二十冊（洋裝八冊）ト爲ス、

是ヨリ先、明毅氏全國地誌編輯例則方法ヲ頒布シ、府縣ヲシテ之ニ遵ヒ、每村ヲシテ村誌ヲ撰シ、之ヲ郡ニ集メ、又郡誌ヲ撰シテ之ヲ上リ、然ル後一國ニ就テ本課之ヲ纂輯シ、以テ全國地誌ヲ大成セント欲ス、乃チ費用ヲ每府縣ニ給與セザルベカラズ、因テ建議シ、七年四月太政官五十六號ヲ以テ、皇國地誌編輯費用トシテ自今府縣每管一年金七百圓ヲ

給スル旨ヲ布告ス、後修史局ヨリモ史料費用ノ事ヲ請ヒ、金九百五拾圓ニ增シ、史誌兩般ノ費用ニ支給ス 是ニ至リ、八年六月內務省九十七號ヲ以テ地誌編輯例則並ニ著手方法ヲ布告ス、第一號村誌例則共四十七則、第二號郡誌例則共三十四則、第二號附例共三則、圖式一枚ナリ、然ルニ、七月三日內務省中寮局火アリ、地誌分課モ亦災ニ罹ル、此日高橋不二雄當直タリ、要用ノ圖書類大半災ヲ免ルヲ得タリ 其八月、予地理寮七等出仕ニ補ス、尋テ地理寮地誌課ヲ修史局ニ併ス、修史局ハ、是歲四月正院歷史課ヲ改稱シテ職制ヲ更ム 明毅氏是ヨリ先權大內史ニ進ミ、是ニ至リ一等修撰ニ任ジ、予ハ三等修撰ニ任ズ、十年一月修史局ヲ更メテ修史館ト爲シ職制ヲ改メ、明毅氏一等編輯官ニ予四等編輯官ニ任ズ、十二月急ニ修史館中ノ地誌事務ヲ廢セラル、蓋明毅氏總裁伊地知正治氏ト議合ハザルニ因ルト云 因テ明毅氏及ビ予官ヲ辭ス、餘ノ課員ハ修史館各局ニ分付シ製圖掛ハ之ヲ罷ム 是月更ニ內務省地理局ニ地誌課ヲ置カレ、明毅氏及ビ予御用掛ト爲ルモ、匆卒課ヲ置ク固ヨリ經費ナク、些少ノ俸給ヲ受ケ省中ノ一室ノ隅ニ僑居ス、是ニ於テ地誌編纂ノ業一大頓挫ヲ來シ、僅ニ一線ヲ支持スルノミ、

十一年四月年度改マリシ以後、稍課員ヲ補シ、府縣蒐集ノ材料漸次進達スル者修成ノ業ニ就カントス、其間、日本國郡沿革考六冊郡鄉考若干冊遷都考證一冊等ヲ編纂シ、又製圖手二三人ヲ雇ヒ、實測東京全圖伊能忠敬實測圖ニ基ク大日本國全圖忠敬小圖ニ據リ其半ニ縮ム日本府縣分轄圖、畿內全圖、伊賀伊勢志摩尾張四州圖、甲斐駿河伊豆三州圖、武藏相模二州圖等ヲ作リ皆之ヲ刻ス、明毅氏亦旁ラ三正綜覽ヲ著ス、

十七年夏ニ至リ、明毅氏胃病ニ罹リ荏苒月ヲ彌リ、遂ニ十八年二月ヲ以テ卒ス、氏初ヨリ力ヲ地誌編輯ニ致シ大ニ規畫スル所アリ、未ダ其志ヲ遂グル能ハズ遽然遠逝ス、嗚呼惜哉、然ルニ、上述ノ若ク府縣ヨリ調查進達スル者、徒ニ歲月ヲ費シ其成功ヲ見ザルヲ以テ、十六年ノ際、地理局長櫻井勉氏郡村誌ヲ府縣ニ托スルヲ停メ局員ヲ各地ニ派遣スルコトヲ謀リ、府縣ニ布告シ、地誌關係書圖類及ビ調查中ノ者一切之ヲ本局ニ納メシメ、自今府縣ノ交

附金ハ大藏省ヨリ之ヲ本局ニ轉受スル事ト爲ス、但修史館ト折半セリ是ニ於テ府縣ヨリ納ムル所ノ地誌材料、淨寫ト草稿トヲ合セ、堆積シテ數千卷ニ至ル、塚本氏卒後、櫻井氏別ニ體例ヲ制シ、親ラ屬員ヲ率テ安房ニ抵リ、實地ヲ踏査シテ安房國誌一冊ヲ撰シ、十九年春之ヲ活版ニ附ス、尋テ屬官ヲ上總、武藏、相模、常陸ニ遣ハシ、安房ノ例ニ傚ヒ、例則各項記入ノ界紙ヲ製シ、之ヲ毎村ニ頒與シテ項ヲ逐ヒ調査セシム、マタ局員ヲ甲斐、下總、尾張、三河、上野、下野ニ遣ル、是ニ於テ十九年秋ヨリ二十二年春ニ至リ、局員予ノ撰スル所武藏國誌稿、東京府誌稿、相模國誌稿、甲斐國誌稿、下總國誌稿、共ニ百餘冊、河井庫太郎撰スル所常陸國誌稿、尾張國誌稿、三河國誌稿若干冊、秦政次郎撰スル所上野國誌稿、下野國誌稿若干冊、渡邊中撰スル所上總國誌稿若干冊ヲ成ス、既ニシテ櫻井氏徳島縣令ニ轉ジ、二十三年地誌課ヲ文部省ニ屬シ、尋テ帝國大學中ニ史誌編纂掛ヲ置キ地誌輯撰ノ事ヲ兼ネ、重野博士之ヲ管轄ス、二十五年予文科大學書記ヲ命ゼラル、博士ハ地誌提要、墳墓、古蹟ヲ缺クヲ以テ、予ヲシテ之ヲ補修セシム、二十六年史誌編纂掛停止セラル、ニ及ビ予亦官ヲ罷ム、是ニ至リ地誌事業遂ニ輟ム、

惟フニ近世皇國輿地ノ諸書、幕府又ハ各藩ノ力ヲ以テ之ヲ成シ、其間草野ノ士ノ私撰ニ係ル者アリ、而モ皆一地方、或ハ一二國ニ止マリ、且未ダ一人ノ力全國ヲ包括シテ之ヲ編纂スル吉田君ノ若キ者アラザルナリ、予ヤ夙ニ地誌編修ニ志シ、久シク其局ニ從事シ、亦嘗テ武藏通志、東京通志、相模通志、鎌倉通志、加州金澤通志、國史釋地等ヲ編ス、其成ス所此ニ止リ、今亦老ユ矣、而テ今深友吉田君此大業ヲ遂成シ、吾未果ノ願ヲ償フヲ得テ、喜且愧ニ堪エズ、頃日君來リ、談次明治初年編輯ノ擧ニ及ビ、其顚末ヲ詳カニスル者、唯我存スルノミ、宜シク記シ以テ掌故ニ備フベシト、因テ往時ヲ追懷シ前古ニ泝沿シ、絮言ヲ縷陳シ以テ前導ノ穅秕ト爲スノミ、

在來の本邦地志と吉田君の地名辭書とを對比して序文に代ふ

國志郡村志の類由來本邦に乏しからず明治十七年舊內務省地理局に於て集錄する所既に凡二千四百部に上り總國志より處志に至るまで各國各處皆概ね然るべき地志を備へたりとは謂ひがたきも尙ほ長防奧羽日向の一部を除けば先づ以て一通りの處志は之れ有りと云ふを得べし今試に其佳なるものを擧ぐれば天保鄉帳寫本國郡類纂寫本五畿內志刊本奧羽觀迹聞老志寫本出羽略風土記寫本太宰管內志寫本山城の山州名跡志刊本山城名勝志刊本大和の和州舊跡幽考刊本廣大和名勝志寫本河內の河內鑑刊本和泉の泉州志刊本攝津の攝陽群談刊本伊賀伊勢志摩の三國地志寫本伊勢の五鈴遺響寫本勢國見聞集寫本尾張の張州雜志寫本尾張志寫本三河の三河國郡志寫本三河二葉松寫本遠江國風土記傳寫本駿河の駿國雜志寫本駿河志料寫本甲斐の甲斐國志寫本伊豆の豆州志稿寫本七島巡見志寫本小笠原島紀事寫本相模の新編風土記稿寫本武藏の新編武藏風土記稿寫本安房の房總志料寫本上總の上總國志刊本下總の下總舊事考寫本常陸の新編常陸國志寫本近江の近江輿地志略寫本美濃の美濃古蹟考寫本濃陽志略寫本飛驒の斐太後風土記寫本飛州志寫本信濃の信府統紀寫本蕗原拾葉寫本上野の上野國志寫本下野の下野國志刊本那須記寫本磐城の白河風土記寫本磐城志寫本岩代の新編會津風土記寫本陸前の仙臺封內風土記寫本仙臺封內名蹟志寫本陸中の盛岡封內鄉村志寫本陸奧の新編陸奧國志寫本羽前の米澤鹿子寫本莊內物語寫本羽後の久保田領郡邑記寫本月之出羽路寫本雪之出羽路寫本若狹の若狹郡縣志寫本若狹國志寫本越前の古今類聚越前國志寫本足羽縣地理越前名蹟考志寫本加賀能登越中の三州志寫本越後の越後名寄參補寫本北越雜記寫本佐渡の新撰佐渡風土

記寫本佐渡志寫本丹波の丹波志寫本丹後の宮津府志刊本田邊府志寫本但馬の但馬考寫本因幡の因幡志寫本伯耆の伯耆志寫本出雲の雲陽志寫本石見の石見八重葎寫本隱岐の隱州視聽合記寫本播磨の播陽萬寶智惠袋寫本美作の作陽志寫本東作志寫本備前の備陽記寫本吉備溫古寫本備中の備中集成志寫本備中話寫本備後の福山志料寫本安藝の藝藩通志寫本紀伊の紀伊續風土記寫本淡路の淡路常磐草寫本阿波の阿波志寫本讃岐の讃岐志寫本全讃志寫本伊豫の大成郡錄寫本西條志寫本小松邑志寫本土佐の南路志寫本筑前の筑前續風土記寫本福岡縣地理全志寫本筑後の筑後志刊本豐前の豐前志寫本豐後の豐後國志寫本肥前の肥前舊事寫本松浦記集成寫本肥後の肥後國志寫本大隅の大隅志料寫本薩摩の地理纂考寫本壹岐の壹岐國續風土記寫本對馬の津島紀事寫本琉球藩雜記寫本沖繩志刊本北海道の蝦夷志料寫本北海道志刊本等是なり又久しく其名を聞くも未だ曾て覽るを得ざる長防風土記三百九十五册丹後風土記十册下野志料十四册晃山拾葉三十一册塘叢二十册の類少しとせず而して玆には便宜に依り明治十七年の調査に基きて刊本寫本の別を注したれば其後に至りて刊行せられたるものあり新編武藏風土記稿仙臺封內風土記の如し又將に刊行せられむとするものあり薩摩大隅日向三國名勝圖會藝藩通志の如し然れども明治十七年以降に刊行せられたるものは要するに僅少の部數に過ぎざれば地志の書は猶ほ依然として概ね寫本より成ることゝ知らざるべからず地志の書は既に概ね寫本より成ると知らば之れを覽むこと容易ならぬを覺るべし況して上に擧げたる諸書は概ね官庫に架藏せられ其中には原本火災に罹りて燒失し官有の寫本一部のみ世界に存するものも之れあるくらゐなれば之れを借覽せむこと尋常の讀者には先づ以て不可能に近き次第なり又諸書の中には三四五册より成るものも之れ

なきにあらぬが大抵は數十冊より成り浩瀚なるものに至りては百冊以上に上り二百冊を超ゆるものさへあれば假令面倒なる手續を重ねて纔に覽えたりとて之を通讀せんこと容易ならぬ業なり否な尋常の讀者にては時間の都合より到底不可能の仕事たるべし我等は幸に職務の必要に基きて官有の讀書を借覽する便宜を有すれば是れまで精精勉强して之れを讀みたれど未だ全體の十分一に渉りてだに通讀するに及ばず然るに吉田君は在野の學者たるに拘らず種々面倒なる手續を履みて官有の諸書をも借覽し十數年間拮据勉勵して其の全體に渉獵せられ蘊蓄の漏るゝ所滾々として盡きず遂に未曾有の大日本地名辭書となりて出づ其の精力の强き其の筆力の健なる誠に歎服すべきなり今に於て地志の諸書を讀まむこと不可能たりし嚮きの尋常讀者も一瞥の下に數千卷の要領を握るを得べく筆硯忙しき著述家も其書齋に坐ながら官庫に祕書を搜る仙術を得たり學界の慶事誠に之に過ぎたるものあるべからず頃日吉田君來りて辭書の成りしを告げ幷せて我等に序を求めらる我等は吉田君の一學友なり不敏の故を以て辭退すべきにあらねば聊か見る所を述べて序に代ふと爾かいふ

明治四十年九月

坪井九馬三しるす

○

豫約する所は大いにして履行する所は小なるものあり、初めの勢ひは目覺しくして中ごろ俄に萎靡するものあり、外形徒らに華大にして內容の之に伴はざるものあり、精到淵博の實はあれども利用には迂なるものあり。是れ書を公にするの自由ゆたかなる今日に於て、著者、出版者の動もすれば陷り易き弊竇なるに、悉く此病を蟬脫し得て、明治の出版界に巨人の如く濶步するものを、吉田君の新著大日本地名辭書となす。

其出版の計畫せられし當初には、此書のかばかりの大著述となるべきを豫想する能はざりし予は、其不明を愧ぢて、今更讚辭を陳ぬることを憚らざるを得ず。況んや、本書の價値につきては、諸名家の精評具はれるをや。只、一二特に感じたりしことのみをいはゞ、前後十三年の長きに亙りて、かゝる空前の經營に從ひつゝも、さながら何の大事業にもたづさはらざる人の如く、悠然として早稻田の講堂に、謠曲硏究會に出入し、談笑自若として、如何にも　氣らしかりし著者の、仙人的風骨の奥ゆかしき事是なり。其學識と精力とは、今改めて言ふを須ひず、予は特に此風骨に對して深く敬意を表する者なり。又、書肆富山房主人が種々の時勢の變移を凌ぎ、激しき出版界の浮沈に堪へて、首尾よく此大著を刊了せる勇氣と熱心とに對しても、讃歎の語を吝む能はず、蓋し好著をして世に出づるの機を誤らざらしむるは、一に書肆の力なればなり。

予は自家の經驗上より、此書が地名辭書としての實用以外に、歷史及び文學の饒多なる趣味を具へたるを信じ、之を以て座右の愛讀書中に加ふべき第一の書に推奬せんと欲す。幾たびか暗示し、啓發し、時に史的聯想を呼起して、予が詩興を促しゝが如くに、他の著述家にとりても、此書が許多の特殊なる效用を有すべきことを疑はず。

明治四十年十月

坪內雄藏

題言

吉田君の大日本地名辭書成る、蕪言をその卷首に題するは、余の光榮とする所にして、又欣喜に堪へざる所なり、維新以來、圖書出版の盛なる未だ曾て有らざる所にして、汗牛充棟の語も以てその狀を形容するに足らざるに至れり。思ふに、此間に於て大作名著の出でたるもの少なからざるべし、而して吉田君の此著は、實に大作中の大作、名著中の名著といふも、決して溢美の言にあらざるべし。

余は、元來我國に於ける著作の、概して杜撰粗笨にして學術上の價値の少きもの多きを歎するものなり、曾て各國出版の統計を調査して、我國出版物の多き、英、米、佛を凌ぎて、纔に獨逸に及ばざるを發見し、以爲く、これ我文運の彼の三國に勝るにあらずして、一には粗末なる著作を爲すもの多きと、又一には我讀者の趣味、眼識の尚ほ甚だ低きに由らずんばあらずと。

近年出版數の減少せんとするの狀あるは、寧ろ喜ぶべき傾向にして、粗惡なる著作の漸減を意味するものならずんばあらず。而かも、尚ほ數十年……敢て不朽といはず……の後に至るまで披閲參考するに足るものに至りては、容易に之を見る能はず。此時に際し、數百年の後に至るまで永く珍とするに足る吉田君の地名辭書に接す、空谷に跫音を聞くの感なくんばあらず。

抑、我出版界に於いて大作名著の乏しきは、讀者の要求の低きに由ると雖、著者も亦その一分の責を免る能はざるなり。何ぞや。大作名著は、之を多年の刻苦研鑽に待たざるべからざるに、僅に數年を費したる著作を求るも、尚ほ幾何も之を得べからざるなり。吉田君の此書が能く名著大作たるは、これ實に十數年間斷なき研究の結果なるを以てなり。

又思ふ、十數年の間專心一事の研究に從ふは、眞に篤學の士にあらざれば能はず、而かも、資力に餘裕あるにあらず、缺乏の間多年研究を繼續して中道

に之を廢止せざるは、非常なる篤學の士にあらざれば能はざるなり。今の世、衒學の徒多くして、篤學の士を見ること難き際、之を吉田君に於て見るは、誠に學界の爲めに意を強くする所なり。

世に學者として知らるゝもの多し、而かも常に研究的態度を持して述作に忠實なるもの少し。余は、學者大家は必ずしも通俗の書を著作すべからず、普通學校の教科書を編すべからずといはずと雖、學者には其學者たるに相應したる著作のあらんことを、希望せざるを得ず。

本書は、吉田君の常に研究的態度を持して、著作に忠實なるを證明するものなり。然らば、本書は吉田君の眞の學者たるを、最も立派に最も確實に……世間の盛名や、學位の稱號よりも……證明するものとす。

本書の内容に關しては、余は、門外漢なり、何をか謂はん。しかも余の前述の賞讃の辭は、專門學者の必ず首肯する所たること、信じて之を疑はず。余は、本書の完成出版を以て、明治年間學界の一大進歩として特筆するに足る者と思惟し、喜んで數言を卷首に題して、深く自ら光榮とす。

明治四十年九月下浣

澤柳政太郎しるす

大日本地名辭書序

今や文運日に進み月に新にして、圖書の刊行せらるゝもの尠からず。然れども、此等は概ね時好を趁ひ流行に投ずる片々たる一氣呵成の小册子にして、我學界に貢獻すること著大ならず。これ、識者の深く遺憾とする所なり。

此時に當りて、吉田君の大日本地名辭書上梓せらる。繙きてこれを閲するに、尨然たる大册子にして、著者は此書の編纂に筆を染めしより茲に十三年、名利を棄て、寢食を忘れて、心血をこれに傾注し、遂に今日の大成を致せりと聞けり。擧世滔々として目前の小利に狂奔し、薄志弱行の徒衢に充つる時に當り、著者の如き堅忍不拔、勤勉忠實の學者を見る。其現代の人心を激勵する效果、豈鮮少ならんや。況や其書の至貴至重にして、學界多年の缺漏を補ひ、明治の文學に一大光明を添ふべき寶典たるに於てをや。

蓋、歷史地理の辭書としては、今日以後何人が、如何に多大の勞力を費して事に從ふとも、本書の右に出づべき大作を完成せんこと、頗る難かるべく、此方面に於ける研究は、殆ど本書に盡され、著者の手腕と本書の價値とは、遺憾なく發揮せられたりといふべし。されど、自然地理、經濟地理に關する方面は、今尚闇黑の裏にありて、これを照破すべき一大光明を待つに急なり。他日若、本書の著者の如き摯實篤學にして精力非凡なる士出で、此方面に關する完全なる辭書を大成するあらば、本書と相待ちて地理辭典の雙璧たる名を擅にするを得べけん。今は一日も早くかゝる篤學の士が、筆を此事業に染め、以て我學界に多大の貢獻をなすこと、本書の著者の如くならんことを望む。茲に一言を敍して、本書の成效を祝し、併せて世の地理學者に求むること此の如し。

明治四十年十月

嘉納治五郎

地誌の要用を論じて大日本地名辭書を推奬す

鎌田榮吉

各科の學問皆二樣の效用が有ります、第一の效用は其學科の知識其物を得ること、卽ちこれは素より直接の目的であるが、第二の效用は偶々之に附隨して來る所の精神の訓練である、而して學科に依つて知識其物の效用の多くして精神訓練の效用の少ないものもあり、又それに反して却つて直接の知識其物よりは訓練上に效用の多いものもある、地理學の如きは、無論地理上の知識其物の外に、別に效用もなきやうに思はれて居る、併ながら實際此地理の知識を得るが爲に、精神に與ふる所の感化力、精神を鍊磨する所の效用といふものは非常に大きい、其效用の重もなるものは、觀察力を養ふことである、今一個人について申しても、地理學の素養あるものは單に地理上の事のみならず、各般の事に涉つて綿密にして廣濶なる觀察力を有つて居つて、事物を判斷する上に於ても公平にして、一方に僻した偏狹な考を懷くことが比較的少ない、今之を國民の上に就いて見ても、地理上の知識の普及された國民は、自ら觀察力に富み、又偏頗な考を有たぬといふことは、試に各國の新聞の論調を比較しても明白に分る、現に我國の擧動に關する批評の如きも、其國民の世界的關係の廣くして久しき度に隨つて、愈々公平な態度を持し、隨つて國交上の方針も其正鵠を失はない所が見ゆる、乃ち國民に地理の知識を普及するは、直接の知識其物の爲に必要であるのみならず、國民一般の心事を鍊磨して、其眼界を擴充し、又隨つて公平なる觀察をなさしめ、公平なる輿論を形造らしむる上に於て最も大切である、而して此世界的地理の知識を完うするに當つて先づ必要なる階梯は、自己の身邊に近い所から始むるの必要がある、卽ち自國の地理に就いて成るたけ十分なる知識を得

ねばならぬ、今我國民は世界地理の知識に於て甚しく缺乏しないと言はれ得るか、否、自國の地理に於てさへ未だ決して富んだものとは言はれない、外國人から地理上の極めて單純な事を問はれても答が出來ないやうな人が多い、甚しきは最も著しい名山大川の高さ長さを問はれて、直ちに答が出來ないやうな時が多く、却つて先方より教へらるゝことさへある、況して歴史上又は其他の點に於ては尙更赤面の場合が多い、然れどもその參考とすべき地名字典の如きも乏しく且不完全で、又其上に此日本の地名は漢字を用ゐるが爲に、字を見た丈では、如何に訓むか其稱へかたが分らない、又其地名を聞いた丈では、其名は如何なる文字を以て書き表すかといふことも分らないのが多い、爲めに日常の事に於ても大に故障を生ずる、商業者、工業者、旅行者、新聞業者、文人墨客の如きに於ても、常に困ることが多いのである、既に此等眼前の少事にも困る、況んやそれ以上の事に至つては、地理上の關鍵を何れに求むべきやの歎を免れぬ、然るに今回此吉田東伍君の著はされた所の大日本地名辭書は、遍く海內の地理地形を説明し、殊に明細正確に歴史上の關係を敍して殆んど洩らす所なく、實に我邦都鄙の各地に生命を與へて活躍せしめられた、余は深く著者の苦心を察し、又其偉大なる功勞を認めて、大に本書を推奬いたします。

大日本地名辭書序

明治四十年九月大日本地名辭書刊行成る、其書自然の地勢と從來の稱呼とによりて、帝國本土を上方西國東國東北に分ち、上方に始まりて東北に終り、山野河川湖沼港灣城市鄕邑社寺邸館名勝舊蹟を列擧して、細註を其名辭の下に附す、之によりて各所自然の位置と現勢とを見る可く、又溯りて其史蹟沿革を知るを得、而して著名の地に至ては、町村里巷の微も、亦之を其間に掲げたり、古戰場は英雄興亡の舊記を引き、現市區は貨物集散の狀態を錄し、其名勝舊蹟は史籍に徵し、詩歌を引き、社寺の緣起、古老の傳說、苟も地理を說明し、沿革を追考す可きものは、抄錄條擧、遺漏無きを期して已まんとす、其本體とする所の地名各說四千七百五十二頁、卷を展ぶれば帝國本土の地名を悉く此中に見るを得べし、汎論を卷首に置て、其義例を示し、字音字畫及び國郡三種の索引を其次に附して檢索に便す、此一書を机邊に置かば、我本土の地名と、其史蹟及び現狀とを知ること、嚢を探り掌を指すが如くなる可し、蓋し地名辭書の白眉にして、此類の書中空前の大著なり、

抑國を經し政を理する者は、坐して國郡の境域、山川の形勢、都邑の沿革を辨するを要す、往昔皇運の盛時、地誌を各方に徵し、諸國の風土記を作る、其異聞舊辭を雜採すること傳奇の如く、現代の地誌と體裁を異にすと雖、是も亦中央に坐して四方を見るの一道なり、皇政振はざるより治化遠方に及ばず、武門の世に至りて、守護各地を分治し、更に降りて戰國の時に及び、英雄諸國に割據して、海內又統一の治なし、此間意を領內の政務に用ゐる者は州志を編み、心を地理に寄する者は地誌の著あり、然れども皆一方の事、一州の記に止まり、其全國に涉る者、殆ど絕えて之を見ざるなり、此他名勝誌、遊覽記の如き、學者文士の筆に成る者は、辭章として不朽の價値を有するあり、緣起記錄等、神官僧侶の手

に出る者は、材料として參考の珍書なきにあらずと雖、要するに皆斷爛の片簡、而して之を全國の地誌として見るときは、僅に盛饌の異味、江海の一滴に過ぎず、

維新の改革を經て、世態一變し、府縣に管內地誌の編纂あり、內務に地理の調査あり、陸軍に兵要地圖の製作あり、敎科用としては地學書の公刊私著、頻頻世に出で、其中見る可き者少きにあらず、嗚呼封建の世に於て、各方の地誌出で、郡縣の時に至りて、全國の地圖成る、圖書の體制によりて、以て時代の變化を見る可し、方今人々知識を求むるの範圍甚廣し、地理を專攻するの人にあらざるも、字を檢して其地を知らんを要し、音を探りて其所を辨せんと欲す、全國の地名を一書の中に排列して、地理檢索に便するの辭書を製するは、是れ時代の要求なり、維新以後數年、海內統一の洪業成る、此類の大著宜く早く世に出づ可くして、未だ出でざりしは何ぞや、豈其業の甚難きが爲めにあらずや、吉田東伍君の新著は、帝國本土を抱括して大小の地名を總擧す、是れ全國の地誌及び辭書を兼ぬるの書にして、蓋し時代の要求に應する者なり、予之を此類の書中、空前の大著と評す、決して諛辭にあらず、

早稻田大學圖書館長市島謙吉君、嘗て予に語りて曰く「同鄕の友人吉田東伍君は、篤學の士にして、地名辭書編纂の擧を企てたり、其業至難、而も短日月の能く成す可きにあらず、唯地理歷史に深き趣味を有し、又超群の精力あること、吉田君其人の如き者、能く此事に當るに足れり、故を以て知友皆其成功に望を屬して、此擧を贊す、足下乞ふ著者の爲めに、贊成豫約の人を募れ」と、予深く此擧を歡ぶと雖、僅に其趣意書を知人に頒つに止まりて、何の力を致すこと能はざりき、事明治三十二年に在り、頃日富山房主人來り告げて曰く「大日本地名辭書の印刷完成せり、其着手より此に至る迄十有三年、此間著者の辛苦、書肆の艱難、局外者の想到する能はざる所なり、始め千八百餘頁を以て完成を期したる

に引用の書漸次增加、截略す可らず、今成るに及びては、地名各說四千七百餘頁、汎論索引を倂せて五千二百頁、豫期の數より增すこと約三倍、之が爲めに期日延び、費用加はり、豫約者の督責甚嚴にして、增資の急要又生じ、世或は其完成を疑ふに至れり、書肆此間に介して、分疏に勞し經營に困みしも、顧みて著者の堅忍勤苦を視、其意氣に感激して、十有餘年間、之が爲めに倦怠せず、又中廢せず、初めて刊行の功を竣れり、是れ著者の精神能く書肆を感化し、其目前の損益を忘れて、業務に忠ならしめたる結果也」と、憶ふ、吉田君の室、圖書堆積、群籍縱橫、君其間に堅坐して、獨り涉獵し、自ら鈔錄し、其校正の勞も亦躬之を執り、僅に一二の寫字生を備へるのみにして、一人の助手を用ゐず、蓋し此書の總字數群書類從に超過すること約九分の二、全書の頁數を日數に平均するに、十三年間一日の間斷なく、每日一頁餘を爲したる者にして、著者の獨力能く之を遂げたり、抑書肆の此刊行を企つるや、初より營利の心淡くして、一意其完成を期したり、著者原と此意を解せり、故に頁數加はると雖、之に對して編輯の費を增すことを欲せず、記述の餘暇、早稻田大學地理歷史の講座を擔當し、其收入を以て生計の一助とせり、予此間の事情を聞知して、著者の辛苦を想察し、其事業に忠實にして、又精力の絕倫なるに推服し、轉た敬意を加へざること能はず、嗚呼十三年間、斯業を繼續し、今日其全書の刊行を見るに至れる所以の者は、一片德義の連鎖、著者と書肆との關係を維ぎたるに是れよれり、著者の精力、書肆の忍耐、雙美と稱すべし、予は是によりて、此好書を我圖書目錄の中に加へ得たるを祝せんとす、

本書載する所は帝國の本土に止まりて、沖繩、臺灣、北海道、樺太の諸部に及ばず、抑本土は帝國二千五百年の發達と、直接の關係を有す、故を以て歷史的事實、其地理說明の大部を占む、是れ他の諸部と其情勢相異なる所以なり、著者が首として本土の地誌を修め以て此辭書を作りしもの、其意蓋し此に

在り、且北海道臺灣の如きは、其政廳の地理を調査せる書、已に其要を掲げ、之によりて其現狀を知る可し、而して今より後、著者は本書を基礎として、本土以外諸部の地名を追纂し、以て大日本の名義に副はしめんとする歟、抑、本土沿革地圖を製して本書の事實を完備せしめんとする歟、是れ望蜀者の胸中に生ず可き問題なり、予は其何れを先にす可きを判すること能はず、之を擧げて以て斯業に專心なる著者の斷を乞はんと欲す、

明治四十年九月

島田三郎

大日本地名辭書ヲ評ス

堂々タル大版、一頁二千三百字、全部一千二百萬字、其ノ重量ニ於テ本邦空前ノ出版物タリ、彼ノ「群書類從」ノ如キ空前ノ大出版物ト稱フト雖モ、重量ニ於テハ此書ニ下ルガ上ニ、而カモ類從ハ類從ノミ、他人ノ著述ヲ出版セシモノニ過ギズ、是ヲ以テ儼タル一大著述「大日本地名辭書」ニ比數セントスルハ到底其倫ヲ失フモノトス、要スルニ「大日本地名辭書」ハ建國三千年以來ノ大出版物タリ。

重量ニ於テハ建國三千年以來ノ大出版物タリ、而カモ價値ニ於テハ如何、其ノ價値ヲ判定スルニ當リ、之レヲ數項ニ分タザルベカラズ。

一　參考書

單純ナル參考書ノ種類ニ就キ云ハンカ、一個掌大ナル「壹岐國」ノ部ニ於テ四十四種ニ上レリ、卽チ

古事記　日本書紀　續日本後紀　天神本紀　國造本紀　文德實錄　類聚國史　類從三代格官符　三代實錄　扶桑略記裏書　朝野群載　八幡愚童記　宮崎宮文書　龍造寺文書　古事記傳　魏志　東國通鑑　國牛十圖　和名抄〔高山寺本〕　和名抄　拾芥抄　仙覺抄　太宰管內志　國郡沿革考　郡鄕考　地志提要　日本水路志　海東諸國記　延喜式　伏敵篇　姓氏錄　伊伎氏本系帳　住吉社傳記　一宮神明記　壹岐式社沿革考　長崎縣神社記　神祇志料　三才圖會　萬葉集　夫木集袖中抄　北禪文艸　地學雜誌　人類學會雜誌

又タ同ジク掌大ノ「志摩國」ニモ五十八種ヲ引用シ居レリ、卽チ

古事記　日本書紀　日本後紀　續日本後紀　國造本紀　三代實錄　台記　東鑑　百錬鈔　大日本史　野史　續日本史　古事記傳　書紀通證　和名抄　風土記逸文　和訓栞　郡鄕考　海運記　伊勢記　紀伊續風土記　行囊抄　五鈴遺響　參宮圖會　志摩舊地考　志陽略志　三國地誌　神都名勝誌　日本水路志　延曆大神宮儀式帳　延喜式　倭姬命世紀　職原抄　神鳳抄　神名略記　神宮雜例集　新抄格敕符　明德記　拾玉集　顯注密勘　神祇志料　元亨三年記　東寺文書　光明寺古文書　萬葉集　催馬樂　古今集　六百番歌合　凡河內躬恒家集　山家集　袖中抄　壬二集　夫木集　黃葉夕陽村舍詩編　隨齋詩稿　史學雜誌　人類學會雜誌（予ヨリ批評スレバ、マルレー版「ハンドブック、フォル、ジァパン」ノ志摩ノ紀事、「近藤眞琴翁略傳」ノ「志州鳥羽ニ至リ山水ヲ覩テ感ズル所アリ是ニ於テ海軍航海ノ術ニ志ス云々」ノ紀事、橫山理學博士ノ日和山〔志摩〕ノ紀事ヲ參考セザリシヲ憾ム）

壹岐志摩ニ於テ參考書ヲ引用スル此ノ如キ多數ナリ、其他ノ地方推シテ知ルベシ。此ノ如ク參考書ノ多數ナル、實ニ著者ノ勤勉力學ヲ證スト雖モ、而カモ是レ皆ナ單純ナル參考書ノミ、之ヲ搜索スルコト然マデ困難ニアラズ。然レドモ以上ノ如キモノヽ外、世間ニ散佚シテ容易ニ窺ヒ得ザル遺書、逸籍、古文字ヲ百方搜索シ、從前帷幕ノ裡ニ祕藏密封サレタルモノヲ拉シ來リ、以テ之レヲ用捨ナク光明界ニ投ジ、吾人ノ眼前ニ躍ラシメタル用意ニ至リテハ、之レヲ當代學問界ノ偉觀トシテ感嘆スルモノ、絕エテ予一人ニアラズト信ズ。

二　識見（文字上ニ關スル）

引用書籍ヤ多數ハ卽チ多數ナリ、是レ著者ノ勤勉力學ヲ證スルニ過ギズ、祕藏密封ノ文書ヲ光明界ニ投ジタルヤ、偉觀ハ卽チ偉觀ナリ、然レドモ二者共ニ吾人ヲシテ企テシムルモ未ダ必ラズシモ及ブベカラズトセズ。吾人ノ及ブベカラザル所ハ、實ニ著者ノ識見ナリ。試ミニ著者ガ單純ナル文字ヲ讀ムニモ、如何ナル讀ミ方ヲスルカヲ見ヨ。例ヘバ先輩ノ學者ガ日河卽チ日高見河ヲ以テ北上川ト考證センヽセシモ、北上川ハ古來北ヨリ南ニ流駛スルモノナルニ、續日本紀上奏文ノ中ニ「日河之東」ナル語アルヨリ、「東」ノ一字ニ拘執シ、北上川ノ流向ニ反ストテ、斷案ニ躊躇スルモノアルヤ、著者ハ

又、寶龜、延暦、弘仁ノ際ニ、膽澤ノ夷賊討伐ニアタリ、日河、日上湊等ノ名見エ、北上ノ舊名ハ、日高見ナリトノ推論、最聽クベシ。日河（ニチカ）ハ延暦十六年撰續日本紀上表ニ、「伏惟、天皇陛下、德光四乳、道契八眉、握明鏡以惣萬機、懷神珠以臨九域、遂使仁被渤海之北、貊種歸心、威振日河之東、毛狄屛息、化前代之未化、臣往帝之不臣、自非魏々盛德、孰能與於此也」ト載セラレ、當時ノ東方征伐ハ、膽澤江刺ノ栖窟ヲ覆スニ專ナリシ事實ニ徵シテ、日河トハ、日高見河ノ修辭ニ外ナラズト悟ルベシ。或ハ「日河之東」ノ東字ニ拘執シテ、河水ノ東西ト爲スハ、「渤海之北」テフ對仗アルヲ知ラザル者ノミ。其意ハ、東國ノ毛狄、北海ノ貊種トイヘルニ在リ。而モ大系本逸史ノ頭註ニ「日河、或云恐日域」トコトワリタリ。サレド、前行ノ句ニ「臨九域」トアリ、又、河海ノ對ハ、平仄交用ニシテ最整ヘルヲ見ル、イカデ、日域ト改描スベケンヤ。

ト、以テ「日河之東」ハ固ト「東」ナル文字ニ拘執スベキモノニアラズト裁決シ、卽チ「日河」ノ日高見河卽チ今ノ北上川ナルテフ先輩ノ推論ニ對シテ最モ明快ナル斷案ヲ下セリ、何者カ此ノ明快ナル裁決ニ對シテ復タ控訴セントスルモノカアル、所謂眼光紙背ヲ透スト謂フモノ抑ゝ此ノ如キモノヲ指スカ。

又タ巨智部理學博士ノ所說ニ據リ、山崎、佐藤ノ諸地學者ガ千葉縣成東町浪切不動尊ノ緣起文ヲ引用シテ關東ノ一部地方ノ瀕海ナリシコトヲ强引スルヤ、著者ハ

九十九里平地ノ上古瀕海タリシ事モ、明ナル事實ニシテ、武射郡成東石塲山不動尊ノ緣起ニ「天平中、僧行基東遊、而來此、憫海中漁舟覆沒多溺者、手刻浪切不動一軀、置之堂中」ト書シ、「又延暦中、僧空海亦至此地、山勢高聳、波濤拍其麓、云々」ト言フモノ皆以テ證ト爲スニ足レリ云々。

然レドモ其緣起文、後人ノ臆說ニ出デシ者、固ヨリ古書ニ非ズ、以テ强援ト爲スベカラザルヤ勿論也。

トシ、更ニ此ノ不動堂ニ貝殼ヲ着クル虚空藏ノ小像ニ關シテハ

文明年中、土氣ノ酒井氏、日蓮派ノ日泰ヲ信仰シ、其領國内悉ク彼一派タラシム。當時他門他徒ノ寺院ヲ破却シ、其佛像ヲ海中ニ投ゼシハ、土氣ノ事ヲ記セシ者ニ見ユ、彼二佛モ其時海ニ沒シテ、貝殼ノ着キタルモノニテモアルベシ。

トナスガ如キ、著者ハ能ク古文古書ヲ看破スルニ卓拔ナル識力アル者ト斷ズベシ。

三　識見（書籍ニ關スル）

單純ナル文字、文句ニ關スル識見ハ以上ノ如シ、而カモ書籍ニ關スル識見ニ至リテハ如何、一個「相摸」ノ名義ニ就テ各種ノ書籍ヲ引用スルト同時ニ、其ノ書籍ノ信僞ヲ判斷シ、而シテ後自己ガ推論ノ資料ニ供スル實ニ左ノ如キモノアルナリ、

相摸ノ摸ハ字書、摸、模古來相通用セラル、而モ古書多ク摸字ヲ採用ス、（村岡氏云、日本紀、續日本紀、作相摸、東大寺文書所蹋印文、摸作摹、延喜式、職原抄、拾芥抄、从木作模、恐譌）模ハ譌ナルベシ。後世ニハ修シテ相州ト云ヒ、詩人更ニ湘山、湘中ノ目アリ。〇相摸ハ和名抄佐加三ト訓ミ、後人之ニ同シ、然レドモ古事記ニ相武國ニ作リ、佐賀牟ト訓ミタリ。相摸モ本訓佐賀牟ナリシガ、稍下リテ佐賀美ト爲レル者タルヲ知ル。相武ハ國造本紀ニ、

志賀高穴穗朝、武刺國造祖、神伊勢都彦命三世孫、弟武彦命定賜、

又稱德紀神護景雲二年二月、從五位下漆部直伊波、賜姓相摸宿禰、爲相摸國造トアル是ナリ。然ルニ國造本紀、別ニ師長國アリテ師長ノ國境ハ西郡及ビ中郡ノ一部ニ及ボセリト想ハルレバ、古ノ相武ハ專今ノ東郡及ビ中郡ノ一部ヲ指セリ。相武ノ小野竝ビニ相摸川、相摸原等ハ其舊域ニアリ、師長ト相判別ス。萬葉ノ相摸國歌ノ中ニ、

相模嶺ノ乎美嶺ミソクシヅスレクル妹ガ名ヨビテアチネシナクナ

トアル嶺モ雨降山ノ事歟、西郡ノ山ニハアラズ。國郡制定ノ時、師長ヲ廢シ相摸ヘ併セラレ、天平七年相摸國封戸租交易帳（正倉院文書）ニ合八郡ト錄ス、和名抄之ニ同ジ。書紀通證ニ相摸ノ名義ヲ論ジ、「谷重遠曰、當國足柄筥根坂下見、故曰坂見」トアルハ、固ヨリ誤レリ。或ハ武藏相摸ノ上古ニハ一國ナリケン形勢ヲ想ヒ、古語ノ解釋例ヲ應用シテ、

此二國其初メ身挾ノ國ト稱ヘ、其後ニ至リ身狹ノ上、身狹ノ下ト二ツニ分タレシナリ、身狹テフ名ハ他國ナガラ上總國ニ武射郡アリ、古書ニハ武社國トモ云ヘリ。〇古事記「サネ佐斯佐加牟」ト云ハレシヲ想フニ、サネハ嘆詞也、佐斯トハヤガテ國ノ名ナリ、佐賀牟トハ佐斯賀牟ノ斯ヲ省キタルニテ、佐斯ノ國ノ方ナルベシ、隣レル國ヲ牟佐斯（武藏）ト云フハ、斯牟佐斯ノ斯ヲ省キタルナリ、云々

ナド論スル者サヘアレド、共ニ牽強ニ過ギタリ、疑ハシキハ唯之ヲ缺カンノミ、又一書ニ、坂上ノ中略ト云フモ明徵ナシ。風土記殘本ニ嵯峨身云々ノ説アレド、其殘本トハ全ク近世ノ僞書ナレバ、ユメ欺カル、ナカレ。新篇風土記ニ、佐賀牟ハサカシノ轉用ニテ、足柄坂ノ峻險ナルヨリ出シカト疑ヘルモ、其故ヲ得ズ、上古ノ佐賀牟ハ西郡ノ足柄坂ノ邊ニ起レル名稱ニアラズト知ラズヤ。

又タ彼ノ有名ナル『浪合記』ニ就キテモ著者ハ其ノ僞書ナルコトヲ説キテ曰ク、

浪合（信濃國下伊那郡）ニ南朝ノ皇孫尹良、良王（宗良親王ノ子トゾ）ノ古蹟ヲ説クハ妄誕極マレリ。土人ノ言ニ、其墓ハ宮ガ原ト呼ブ所ニシテ、墓碣ノ高九寸、幅五寸許ノ一石アリ、之ヲヨキヨシサマト唱ヘ、之ニ祈レバ病ヲ除クトテ參拜スト。然レドモ是等ノ説ハ、鎌倉大草紙ニ宮方ノ餘黨浪合ニ戰死シタル者アリシニ附會シテ、足利直義ノ落胤、之義ノ事ヲ、南朝皇孫ニ僞リタル者トス。浪合記、信濃宮傳ノ二僞書、蓋之ガ揑造傳

播ノ本ニテ、諸州ニ此僞ヲウケテ其舊跡ヲ求メ、史家又考按ヲ勞シテ、幾多ノ牽强ヲ作爲セルハ、慨嘆ニ餘リアリ、皆浪合記信濃宮傳ニ書ノ害毒也。大草紙ノ云フ所ハ、永德ノ頃大川原ニオハセシ宮、新田ノ人々ト浪合ニ遭難セサセ給フトアル者、或ハ事實ナラン。其宮ハ宗良親王（妙法院尊澄）ニオハスカト疑ハルヽモ、遠州井伊谷ニハ宗良親王至德二年（南朝元中二年ニテ、永德ノ後三年）八月、彼地ニテ薨去ト傳フレバ、猶考覈ヲ要ス。然ルニ浪合記ハ應永三十一年（至德二年ノ後四十年）八月、宗良親王ノ子尹良、大河原ニ自害シ、尹良ノ子良王ハ浪合ニ自害スト說キ、マタ信濃宮傳ハ浪合記ヨリモ後出ノ者ナルガ、尹良ハ大河原ニ死シ、良王ハ浪合ノ危難ヲ脫シテ、尾州津島ニ匿ルト說ク、全ク大草紙ノ所傳ト別事ニ屬ス。大日本史ニハ「宗良親王、不知所終」ト云ヒ、大草紙ヲ引キ、浪合ニ死セル宮ハ疑クハ宗良ナラン、然レドモ所考ナシト註シタリ。

鐵槌一下、南朝皇孫ノ古墳ナリトテ人々ノ拜崇セル南信ノ名蹟モ是ニ於テ壞ケ了レリ、而カモ「浪合記」ノ僞書タルヲ裁決セシ以上、引キテ「浪合記」ト關係アル遠江國井伊谷宮（官幣中社）ニ及ブベキハ自然ノ數ナリ、著者ハ果シテ遠江引佐郡ノ部ニ入リ、

宗良親王井伊谷薨葬ノコト、未明徵ヲ見ズ、風土傳ハ信濃宮傳ニ據リ「井伊谷ニ隱レサセ給フ、御弟無文和尙御葬送ノ事ナド執行ハセ給フ」云々ト述ブレド、信濃宮傳ノ一書、モト近世好事家ノ濫作ニテ、浪合記ヨリモ後出ノ者ナレバ、之ニ因リテ判斷シ難シ。且無文和尙行狀ノ中ニ、其事ヲ載セズ、和尙ガ至德元年、奧山ノ井伊氏ヲ訪ヒ、遂ニ方廣寺ヲ建ツルコトヲ委曲ニ敍シタレド、一言片語ノ宗良親王冷湛寺殿ニ及ブナキハ、其事ナカリシヲ見ルニ足ル。但鎌倉大草紙ニ、信濃大河原ノ宮ハ浪合ニ薨去ト云フ者、蓋宗良親王ニアタル、其年月ヲ記セザレド、元中ノ初年（北朝至德）ナレバ、浪合ヨリ此ニ歸葬シ奉レリト解クベキ歟、不審。

徵證正確、用意愼密ニシテ、而カモ識見ハ推服スベシ。

四　識見（地圖ニ關スル）

文字及ビ書籍ニ關スル識見ハ以上ノ如シ、而カモ地圖ニ關スル識見ニ至リテハ如何。予ガ鄕里三河北部ノ山中ニ古來有名ナル猿投神社アリ、故巖谷工學博士、其ノ神庫ヨリ尾張三河兩國ノ古地圖ヲ搜リ得テ學問界ニ寄附セラル、此圖ハ予ガ鄕國邊ニテハ古來最モ正確ナルモノト推シ居タルモノナリ、今ノ地學者モ亦タ此圖ヲ宗トシ以テ尾三兩國ノ地變ヲ揣摩シ、農商務省地質調査所ノ地質說明書ヲ初メ斯ノ學專門家皆ナ之レヲ引用シ、土木治水專門家モ之レヲ引用スルヲ例トナセリ、而カモ著者ハ其ノ僞物ナルコトヲ裁決シテ曰ク、

近世此地方ニ猿投（サナゲ）宮ノ古圖ト云フ者ヲモテハヤシテ、古代ノ地形ヲ論ズル人多シ。而モ其圖ハ中島郡海部郡トオモハルル邊ヲ、皆大海灣トシ、海中ニ大洲ヲ標シ、之ヲ中島ト云フ。頗古書ノ趣ニ合ハズ、最疑フベシ、此圖ハ何年代ニ成リシニヤ。

西村氏治水論ニハ「尾張美濃國古圖ハ、參河國猿投神社ノ寶藏ニ有之寫也、養老元年ノ圖ナリ」云々ト述べ、地質調査所ノ百萬分一圖說明書ニハ「尾張美濃平野ハ、古圖ヲ案ジ、口碑地名ニ徵スルニ、北ハ岐阜、東ハ瀨戶、西ハ赤坂養老マデノ地ハ、近時迄海底タリシト云フ、猿投宮ノ寶藏ヨリ出デ、一千有餘年前ノモノナリト云ヘル古圖ニ據リ、木曾川揖斐川庄內川ノ土砂ノ爲メニ、新造セラレタル土地ノ大ナルヲ看ルベシ」云々。

抑養老元年ハ今ヲ距ル凡千二百年、其間ニ河海ノ變遷モ多カリシナラン、而モ彼圖ニ謂フゴトキ地形ナリシニハ非ズ。古史缺略多シト雖、尾張美濃ノ事跡ヲ所々ニ探求スレバ、大略ヲ得ルニ難カラズ。其河道水脈ノ遷

轉殊ニ甚キヲ知ルモ、本邦歴史時代ノ尾張平野ハ、決シテ海灣ニアラズ。其論證ハ諸郡枚擧ニ暇アラズ、今且其古圖(實ハ近時ノ贋作ナルベシ)ニ就キ、妄誕ノ一二ヲ指摘センニ（古書ノ意ニ符合セザルハ擧グルニ及バズ）中島郡ニ一ノ宮下津ノ二地ヲ記セド、一宮トハ養老年中ノ名ニハアラズ、諸州ニテ一宮ノ名稱ノ起レルハ、延喜式以後ノ事トス。又葉栗郡ヲ全ク水面トスレド、養老以前ニ已ニ葉栗光明寺ノ建チシコト、風土記逸文ニ見ユ。又名古屋ヲ浪越ト記ス、是レ波浪ノ打越ン計ノ山崎ナリトノ考按ナルベケレド、名古屋ヲナコエト唱ヘシ例ハナシ。且浪越ノ傍ナル熱田ハ、日本武尊ノ東征ノ時ニ、往來經由シ給ヘル所ニテ、當時ノ海道山道ノ道程ハ、古書ニ明記スレバ、彼古圖ノゴトキ形狀ニハアラズ。其他數十ノ地名アレド、記紀ハ勿論、風土記逸文、姓氏錄、延喜式、和名抄等ニ參照スベキモノハ少ク、大抵後世ノ名ニテ、水濱ニ因ムガ如キモノヲ妄撰妄書シタル也。火高テフ古名ヲ大高ニ作リ、ビハシマ、八幡山、三本木(サンボンギ)、御器所(ゴキソ)ナド全ク後世ノ名字サヘアリ。又地面ノ高低ト地質ノ委細ヲ探求シテ相比照スレバ、益此古圖テフ者ノ近人ノ贋作タルヲ識別スベシ。而モ今日猶カカル贋圖ニ據リ、治水ヲ論ジ變遷ヲ說ク人アルハ、如何ニシテモ奇怪ナリ。

論者或ハ海東海西(尾張ノ西部)ハ養老年間猶海灣タリ、海中ノ一嶼沖島ノ地ヲ除ケバ餘ハ皆滄波變ジテ斥鹵廣平ニ化セル也ト談ズ。然レドモ和名抄ニ海部十二郷ヲ載セ、ソノ島田郷ハ、成務帝ノ世ニ島田縣ト云ヒ惡神(凶徒)ノ居レルコト、姓氏錄ニ載セ、島田臣、海部直、伊福部等ノ舊姓アリ、且、甚目、三宅、阿波手森ナドノ古跡アレバ、養老以後ノ新地トハ爲シ難シ、

又タ越後ニテ人々ノ憑據トセル一古圖ニ對シテハ裁決シテ曰ク

近世、當國(越後)ニ寛治六年古國圖ト云フモノヲ傳ヘ、萬口相和シテ古今ノ變革ヲ談ズルニ資ス、然レドモ其圖タル妄意臆想ヲ以テ造リ、漫ニ名ヲ古人ノ遺物ニ假リテ、世ヲアザムク者、斷ジテ依憑スベカラズ、其圖ニ浦濱ノ西ニ山岬ヲ描キ、寛治六年大波ニ此山岬崩壞シタリト注ス、是浦濱ノ崖岸ニ波浪浸蝕ノ痕跡アルニ附會セシモノニシテ、狡獪最惡ムベシ、而モ操觚ノ士ノ往々此手段ニ誤ラル、アルハ歎惜ニ餘リアリ、抑竈窟(彌彦山ノ浦濱)ハ天然ノ洞ニテ、其神跡ヲ說クハ諸州ニ例多キ事ナレバ、必シモ究メズ、名寄ニモ此浦ノ地ノ缺陷ヲ說ケド、彼寛治古圖ヲ引カザルハ、當時ナホ贋作ノアラザリシ世ナレバナリ、若シ研究者ニシテ此浦ノ缺陷ヲ證明セントナラバ、當ニ古圖以外ニ立脚考案スベシ、縱然缺陷ノ事ヲ眞トスルモ、贋作ノ古圖ヲ以テ云々セバ、タマタマ信用ヲ害スルノミ。又小池氏ノ說ニ、世俗ニ傳フル寛治ノ古圖トハ、中世ノ洪水漲溢ノ形狀ヲ繪圖ニシタルナラン、即扶桑略記「寛治六年八月三日、大風諸國洪水、高潮之間、民煙田畠多以成海」云々トアレバ、其時ノ圖ノ殘レルナラン、(式社考證)トアルモ、附會ノ巧言、辯護ニスギズ。白山祠(新潟市)ノ現有殿堂ハ、社說ニ承應年中ノ改築ト云フ、然ルニ正保二年ノ新潟町古圖トテ一張ノ僞作アリ、ソレニ市街ノ東ニ別ニ白山島白山宮ヲ標記ス、誘惑セラル、勿キヲ要ス。

ト、這般ノ地圖ヲ憑據セシ予等一輩ノ學徒、顏色ナキヲ覺ユルモノアリ。

五　識見(見解ニ關スル)

文字、書籍、地圖ニ關スル識見ハ以上ノ如シ、而カモ此等ノ外、著者ハ一種特絕ノ見解力ヲ有ス、例ヘバ若狹八幡宮ニ關スル見解ノ如キハ、

神護景雲四年紀「八月朔日有蝕之、遣參議兼越前守藤原朝臣繼繩、奉幣帛又赤毛馬二匹於伊勢太神宮、遣若狹國目伊勢朝臣諸人內舍人佐伯宿禰老、奉鹿毛馬於若狹彦八幡神宮各一匹」ト見ユ、伴氏ハ此若狹彦神ヲモ八幡神ヲモ當國ノ社也ト論定シアレド、疑惑ナキニアラズ、抑八幡社ハ天平勝寶元年始メテ宇佐ヨリ奈良京ニ迎奉リ、東大寺ノ鎭守ト爲ス、(後

世之チ手向山八幡ト云フ）神護景雲四年ハ之チ去ル二十二年、當時若狹ノ國ニ於テ更ニ彼神チ迎移シテ神宮チ置カレシトハオモハレズ、本紀日蝕ノ變ニアタリ、祈禱ノ事アリシ形狀チ推スニ、伊勢大神ニ亞ギテ奉セラルベキハ、東大寺八幡神宮タルベキコト論ナシ、但其使者チ若狹國目ニ授任セラレシハ稍注意スベシト雖、是トテモ越前守ガ伊勢ニ奉幣スル例ヨリ考フレバ、現任ノ若狹國目ナリトテ在京ノ時ハ何處ヘノ使命チモ奉ズベシ、且若狹彦神ハ東大寺二月堂ニ在リテ、遠敷明神ト稱ス、是ハ二月堂ノ開基タル實忠和尚ガ、天平勝寶年中ノ勸請ナリシ由、東大寺要錄ニ載セタリ、若狹彦モ八幡神モ、共ニ東大寺ニ鎭坐セルチ云フ、カクテ、此小濱八幡宮ハ諸國國府又ハ守護館ニ祭ルモノト同ク、中世以降ノ勸請社ナルチ、伴氏ノ博古ナル、殊ニハ此國人ニシテ、尙其分別チアヤマラレシゾ、怪異ニ足ル。

流石ニ本居大人ノ高足、一百餘種ノ著述アルテフ伴信友翁モ地下ニ於テ顏色ナキヤ知ルベシ、況ンヤ翁ハ神社ノ考證ニ關シテハ本邦第一ノ專門家タリ、此ノ大專門家ガ自己ノ生國若狹ノ八幡宮ヲ立說スルニ當リ、百歲ノ後、後進無名ノ一洋學生ノ爲メニ其ノ妄誕ヲ擊破サレタリト思ヘバ、地下ニ顏色ナキコト、猶ホ地上ニアリテ吾人ガ顏色ナキト同一ナルヲ知ル。

然レドモ此書全部ヲ卒讀スルニ、著者ノ得意ハ地學ニアラズシテ史學ニアリ、史學ニアラズシテ系圖學ニアリ、系圖學ニアラズシテ神社ノ考證ニアリ、而カモ神社ノ考證ハ、全ク科學的ニシテ、順次アリ、秩序アリ、組織アル識見ヨリ由來スルモノタリ、例ヘバ越前國敦賀及ビ其ノ氣比神社ノ記事ヲ見ンカ、

敦賀ハ古代ヨリ其名著レ、北國ノ要津トス、舊名笥飯(ケヒ)ト云ヒ、韓人來朝ノ門戶タリ。

垂仁紀云、是朝任那(ミマナ)人蘇那曷叱智(ソナカ)請之、欲歸于國、蓋先皇之世來朝、未還歟、故敦賞蘇那曷叱智、仍賞絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道、而奪焉、其二國之怨、始起於是時也、一云、御間城(崇神)天皇之世、額有角人、乘一船、泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿(ツヌカ)也、問之曰何國人也、對曰意富加羅國王子名、都怒我(ツヌカ)阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智干岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門(ナガト)時、其國有人名伊都都比古、謂臣曰、吾則國王也、除吾復無二王、故勿往他處、然臣究見其爲人、必知非王也、卽更還之、不知道路、留連山浦、自北海廻之、經出雲國、至於此間也、是時遇天皇崩、便留之、仕活目(垂仁)天皇、逮三年、（中略）天皇詔曰、汝不迷道、必速詣之、遇先皇而仕歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇、便爲汝國名、故謂彌摩那國、其是之緣也。（本書、コノ條下ニ天日槍ノ事跡チ混入シタリ、今採ラズ）

角鹿ハ額(ヌカ)ニ角(ツヌ)アル人ノ來リ居レルニ由リ、其人名チ取リテ地名ト爲ストイフ、疑フベシ。若シ古代ノ日韓兩國ハ、同語一詞ノ國ナリトスレバイザ知ラズ、本書ノ文意前後ノ形情ヨリ推セバ、都奴我テフ異俗ノ人々(上文ノ蘇那葛(ソナカ)ハ都奴我ノ異聲同語也、叱智斯等ハ韓語渠帥也、阿利阿羅ハ韓ノ一國也、干岐ハ韓語王也、日韓古史斷ニ其說見ユ）ノ來リ居レル地ナバ、ヤガテ都奴我ト呼ベリト云フニ過ギズ。此都奴我ハ本來韓語ニシテ蘇那曷トモ都晉鹿トモ聞エ、我語音ニテ正シクハ言ヒアラハシ得ザル者ナラン。サレバ古事記ニハ血臭ト云ヒ、靈異記ニハ都晉鹿ト載セ、和名抄ニモ都留我ト註ス。猶臆想ニテ云ハバ「[illegible]」ナリシチ、我語法ニテカクハ色々ニ寫シタルナラン。然リト雖今亦日韓同語ノ國ナリトノ推論チ爲スニモ、此敦賀ハ援引セラルベシ。能登ノ羽咋郡ナル式內「久麻加布都阿羅加志彥神社」、能登郡ノ式內「加布都彥神社阿羅加志彥神社」、マタ鳳至郡ノ式內「任那彥任那姬神社」ナド、イヅレモ任那加羅ノ人々ガ、角額テフ兜チ着テ、北國ニ移住シタルチ證明スルニアラズヤ、大ニ考慮チ要ス。

古事記、黑田宮(孝靈)段ニ「御子彥刺肩別命者、角鹿海直(ツヌカノアマ)之祖也」コレハ任那人來朝以前ニ係ケテアレド、彥刺肩別ノ子孫ノ世ニ角鹿海直ノ姓ヲ定メラレタリト爲セバ、彼條ト相背クコトナシ、續紀、天平神護元年惠美押勝亂ノ時「授外從八位上敦賀直島麻呂、外從五位下、以助官軍也」トアルハ、海直ノ末ナルベシ。古事記ニ應神帝此地ニ行幸ノ時、

毀鼻入鹿魚、既依一浦、於是御子令白于神云、於我給御食之魚、故亦稱其御名號、御食津大神、亦其入鹿魚之鼻血臭(チノカアリキ)、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也。

トアルハ稍異傳ナレド、此地ノ本名ハ笥飯ニテ、後ニ至リ血臭(チノカ)マタ都奴賀ノ名起レルヲ見ルニ足ラン。

以上ノ如キ大地方ノ考證ノミナラズ、一鄕一町、一溫泉、一古跡ト雖モ考證遂ニ餘ス所ナク、見解ノ正確ニシテ判斷ノ肯綮ニ當ルハ、人推服スベキモノ多シトス。例ヘバ相摸國高來鄕(大磯附近)ニ關シテハ曰ク、

高來鄕ハ高麗寺山ノ下ノ里ニテ、高麗ハ高來ヲ音ニ讀ミタルヨリ、彼稱起ルト論ズ。然レドモ高麗寺ノ明神ヲコマ權現ト云ヒ、高來ハ古訓タクナレバ、相混ジ難シ、且地形ヲ看來レバ、花水川ノ西ナル地ヲ、大住郡トスルコト頗疑惑アリ。〇新風土記、高來傍例ニ據レバ、多加久ト唱シナラン、彼郡中斥スベキ地ナシ、今高麗寺弘安十一年ノ鐘銘ニ、高來寺ト記スルヲ證トスル時ハ、此地ノ舊名ナリトモ云フベシ、字音ヲモテ唱レバ然云ンモ、聊據ナキニ有ラザレド、是ハ迂遠ノ考ニシテ的中シ難シ、此地ハ元ヨリ大磯宿ノ內ニテ、總テ高麗寺領ナリ。

陸中國紫波郡高水寺址ニ關シテハ曰ク

今、二日町ニ接シテ、高水寺ノ大字ノコルモ、其佛堂ハ、郡山驛ノ片山ヘ移サレ、高淸水觀音トイフ。但シ、高水寺ノ本號ハ、寛永中、盛岡城下ノ三割村ニ移置ス。而モ、舊鎭守走湯神社、尙二日町ニ遺リテ、寺地ヲ探ルノ指針タリ。俗說、片山ヲ舊址トイヒ、二日町ヲ慶長中數年ノ遷地ト爲スハ、是非ヲ顚倒ス。

東鑑、文治五年九月九日、二品猶逗留蜂社、而其近邊有寺、曰高水寺、是爲稱德天皇勅願、諸國被安置一丈觀自在菩薩像之隨一也、彼寺住侶禪修房已下十六人、參訴于此旅店事、其故者、御野宿之間、御家人僮僕、爲以亂入當寺、放取金堂壁板十三枚畢、冥慮尤難測、早可糺明者、二品殊驚、令切件犯人之左右手、於板面以釘令付其手訖、十一日、令立陣岡給、至于今、已七箇日、逗留此所給者也、而高水寺鎭守者、奉勸請走湯權現、其傍又有小社、號大道祖、是清衡勸請也、此社後有大槻木、二品莅彼樹下、奉稱走湯權現、令對立上箭鏑二給、自是廚河柵者、依爲廿五里行程、未屬黃昏、著御件館云々

高水寺ノ舊址ハ、二日町ナルコト、疑ヲ挾ムノ餘地ナシ。而モ、或ハ江刺郡豐田館ノ邊ニ擬スルハ、誤謬甚シ。但シ、慶長中、舊址ヨリ南ナル郡山ニ、南部家築城ノ時ニヤ、彼地片山ヘ移サル。因リテ、一二ノ異解アレド、

紫波郡村志云、紫波郡二日町高水寺廢址、古時、今ノ栗木田ニアリ、後、日詰館ノ麓、片山ニ移ル、(土人口碑)、稱德天皇諸國ニ安置ノ觀音ノ其一ナリ、(東鑑ニ據ル)、大同二年、坂上田村麻呂一宇ノ堂幷鐘樓、大鼓堂、鰐口以下、諸佛具ヲ寄進ス、康平年中、源賴義堂塔護摩殿等ヲ建立シ、且十六坊ヲ修造ス、古來ノ口碑也、(中略)、天正十六年兵燹ニ罹ル、慶長ノ頃更ニ今ノ高水寺村ニ遷リ、寛永ノ頃、巖手郡三ツ割村ニ遷ル、明治四年廢寺トナル、

舊蹟遺聞ニ「高水寺觀音ハ、今、郡山十日市町ノウシロノ方ニ在リ、コレハ慶長中、郡山ノ城ノ舊跡ニ、更ニ新城ヲ構ヘタリシ時移セルナルベシ、走湯權現ハ、今モ二日町ノ此出口ニ在リテ、大ナル槻、ソノ側ニ遺レリ、卽古ノ跡トス」ト論斷セルニ從フベシ。封內鄉村志ニ「大槻觀音、在二日町道側東方、代々修補官巡視拜之」トアルモ、是ナリ。サレド、片山ノ觀音堂ニモ、今大槻アリ、又、垂跡諏訪明神ナリト說ケド、皆、慶長以後ノ附會ナルベシ。

吾妻鏡ニ、走湯祠ノ邊ニ、大道祖神ヲ祭ルトイフ、今存否知レズ。○祐清私記云、高水寺ノ惡僧、大莊嚴寺、新山寺、源正寺等ト一味シテ南部ヘ敵對、卽、南部ノ將士押寄、放火ニ及ブ、此斯波高水寺ハ、神護景雲二年戊申ノ創立ノ大伽藍ナリ。

抑、此高水寺ノ舊址ノ誤解ハ、主トシテ、慶長中、郡山城修築ノ事ニ因レリ。卽、堂宇ヲモ、當時、新城ノ傍ニ移サレケルガ、寛永中ニ至リ、ソノ城モ寺モ、皆毀廢セラル。此ニ於テカ、南部氏居城モ、高水寺モ、既ニ盛岡ヘ移リケレバ、郡山ヲ古跡トイフモ、其故アリ。サレド高清水城、高水寺ノ、慶長以前ノ舊跡ハ、二日町ニコソ求ムベケレ、之ヲ、郡山ニハ係ケ難シ。沿革再三ノ事情ニ注意スベシ。此誤解ノ例ヲアグレバ、祐清私記云、高水寺ノ城トハ、今ノ郡山城ニテ、上代ニハ、走湯山トモイヒ、山上ニ清水出ヅ、此山ノ辰ノ方三四丁隔テ、大伽藍アル地ヲ、片山トイフ、東鑑ニ高水寺乾角大槻ト記スモ、此城ノ地ニシテ、寺地ニハアラズ、寺ハ大槻ヨリ二三里程辰ノ方ニテ、北上川ノ端ナリ、近代（重信公ノ時）、寺ヲ城ノ戌亥ノ尾崎ヘ移サレ、城内ノ諏訪明神ヲモ同所ヘ移サレタリ、ヨリテ、大槻ハ寺ノ戌亥ニアタル、古ノ寺跡ハ、今ノ下町ノ東ニテ、北上古川跡ノ邊ニテ、片山トイフニアタル、大槻ハ享保中ニ猶殘リ居ル、云々。

サレド、東鑑ニハ「蜂社邊有寺、曰高水寺、鎭守走湯社、傍有道祖社、社後有大槻」トアリテ、乾角ト曰ハズ。又、城池ニハ非ズ。畢竟スルニ、高水寺モ、走湯、道祖モ、大槻モ、二日町ノ地ニ外ナラズ。從ヒテ、高水寺城トイフモ、此間ニ在リテ、郡山（日詰館）ノ片山ト其地ヲ異ニス。

又タ世人ガ下總國相馬守谷城址ヲ以テ平親王將門ガ僞都ノ址ナリトスルヤ、著者ハ曰ク

相馬氏ノ累世ノ城館ナリシガ、永祿以後、小田原北條家ニ隷シケレバ、天正十八年、北條家滅亡ト共ニ亡ビ、德川家ヨリ、菅沼山城守定政ヲ城主トシテ置カル、封一萬石、其子土岐山城守定義ノ時、元和三年、攝州高槻ヘ移封、後三年ヲ經テ、又守谷ヘ還封セラレ、寛永四年、更ニ羽州上山ヘ移封、城遂ニ廢ス。世俗、之ヲ以テ、將門僞都址ト爲スハ、誤想モ亦甚シ。予ヨリ批評スレバ、守谷町文學士齋藤隆三氏著「守谷志」ヲ參考セザリシヲ憾ム）

上總國山邊地方ニ關シテハ曰ク、

山邊ハ和名抄・也末乃倍ト訓ミ、七鄕ニ分ツ、後世也末倍ト云フ。蓋往時民人居止ノ初メ、專其山丘ニ倚リテ繁殖セルヲ以テ、山邊ノ名出ヅ。和名抄、長柄、山邊、武射等三郡ノ地、其沿海ニ鄕名ヲ缺クハ、當時猶自立シテ鄕ヲ結ブノ漁村ナカリシヲ想フニ足ル。

岩代國福島市ニ就キ「郡村志」ニ左ノ記事アルヤ、著者ハ曰ク、

信夫郡ノ中央、太古湖水ナリ、後湖淺レテ陸トナリ、漸々村落ヲ爲ス、之ヲ號ケテ杉目、又信夫莊ト云フ、天正辛卯年、始テ其一村ニ福嶋ト名ヅク、驛路ハ、八丁目ヨリ永井川村、小島田村（今ノ大森村）ヲ經、福島ニ出テ、瀨上驛ニ至ルコト、ナル、是歲、木村伊勢守重次、大森村ヨリ福島城ニ移リ居ル、以來人家年ヲ追テ繁衍ス、以テ今ノ殷賑ニ至ル、故ニ、康善寺、到岸寺、普門寺、及ビ富商大賈、大森村ヨリ移住ノ者衆シト、眞淨院ハ、西裏通一丁目ニ在リ、眞言宗、遍照寺ト號ス、慶長五庚子年、憚翁僧都中興、門內南方ニ古碑二有リ、一ハ高サ三尺四寸、幅一尺三寸、厚サ四寸四分、石質堅緻ナラズ、太ク剝落シ「延曆二年閏二月二十二日」讀ム可シ、他讀ム可カラズ、一ハ僅ニ梵字ヲ辨スルノミ（以上「郡村志」）。福島ノ名ハ、天正辛卯以前ニ有リ、伊達成實記ニ「天正十三年八月十二日、政宗公米澤ヨリ福島ヘ御出馬、荊松田ノ靑木修理ニ、我等ノ使ヲ添、福島ヘ被參御見參仕候」、云々。又、延曆二年ノ碑文ハ疑アリ（以上著者）。

羽前國赤湯溫泉ニ關シテハ曰ク、

俗傳ニ、赤湯ヲ、正和中發見、又天正中開創ナド云ヘルハ、疑フベシ。伊達氏領郡ノ比、湯村、湯目ノ二氏アリテ、豪族トス。蓋、此地ノ舊名、卽、湯村、湯目ナリ。（湯目ハ湯戶ノ義ニ出ヅ）

ト、輕帶一抹、復タ餘塵ヲ留メズ。相模國松田總領（東海

道鐵道松田驛)ニ關シテハ曰ク、

松田總領ト云ヒ、即松田ノ驛所トス。其西ニ庶子(ソシ)アレバ、中世松田氏傳領ノ頃ニ起レル名目トス。

是レ亦タ輕箒一掃タリ。

六　識見(斷案ニ關スル)

以上ノ如キ輕箒一掃復タ餘塵ヲ留メザルモノアリト雖モ、而カモ亦タ堂々タル大文字、典據アリ、審明アリ、裁斷アリ、人ヲシテ震駭セシムルモノ少シトセズ。例ヘバ南部津輕兩氏君臣ノ系統ニ關シ三百餘年ノ間、難解未決ノ大疑問アリ、加フルニ津輕氏ハ近衞家ノ血胤タリトノ問題モ亦タ三百餘年ノ間、難解未決ノ大疑問ナルガ、著者ハ南部津輕君臣ノ系統ニ明快ナル斷案ヲ下シ、更ニ津輕氏ガ近衞家ノ血胤ニアラズト解破スル所、引用ノ廣博ニシテ而カモ愼密ヲ盡クスモノ、即チ陸奧國津輕郡、同中津輕郡西根城址、同西津輕郡種里、同海藏寺址、同北津輕郡福島城址ニ就キ論ジテ曰ク、

近世、弘前藩人ハ、其藩祖(津輕氏)ガ南部ノ庶流ナラザルヲ辨ジ、考證頗力ムト雖、其十三藤原氏ノ、沿革シテ大浦氏ト爲レル次第ハ、正確ノ語ト爲シ難シ、架空ノ嫌多シ、其論駁所々ニ之ヲ見セシム。

兼松氏津輕辯書云、大浦爲信ノ家ハ、本來、南部ガ被管ニコレナキ子細ハ、爲信ノ曩祖ハ、鎭守將軍藤原基衡ノ第二子、下郡左衛門尉秀榮ナレバ、康和中、秀榮ヲシテ津輕江流澗郡十三ノ地ヲ領セシム、乃下郡又ハ十三(トサ)トモ稱シタリ、秀榮ノ子、次郎秀元ノ代ニ至リ、文治五年、源賴朝、秀衡ノ子泰衡ヲ伐亡シテ後、南部光行ニ糠部五郡ヲ與ヘシ事ナレバ、秀榮ガ津輕ヲ領セシハ、南部ヨリ懸カニ以前ノコトナリ。(外崎氏辯書」〇安政中小山内氏津輕考云、昔、津輕ノ地ハ專、藤崎安東氏ト十三左衛門尉ノ領スル所ニシテ、其他考フル所ナシ、後世、左衛門尉殿ノ家屢盛衰アリトイヘドモ、統續不絕、處々ニ移リ、割據ノ世トナリテ、葛西一族コノ地ヲ押領シ、大光寺ノ城ニ據リ、シバ〳〵南部家ト戰ヒ、遂ニ南部安信ノ爲ニ亡ビタリ、コノトキ猶、藤崎ノ安東氏下國ト稱シテアリシガ、是又南部ノ爲ニ亡ビ、秋田上國ノミヲ保チタリ、コレヨリシテ津輕全部南部家ノ指揮ニ從フ、故ヲ按テ、コノ地舊來ノ家トイヘドモ、ヒトヘニ被官ノ如クナリタルナリ云々、然ルニ古人モ、津輕濫觴實記ニ「御當家ノ遠祖、左衛門尉秀榮公ハ藤原家衡ノ後胤、又安倍内麻呂ノ後胤、大納言盛季ノ嫡流トモ、又田村將軍ノ末孫トモ、又鎌倉最明寺ノ裔トモイフ、如斯多說ニシテ、決シガタシトイヘドモ、正敷安東ノ裔ニシテ、秀衡ノ舍弟ノ御末孫ナルヲ正說トナスベシト」云々、津輕一統志ニモ「安倍藤原ノ盛季」ト書タリ、餘リニ文盲ナル說ドモナリ。〇葛西氏ハ奧州ノ檢斷職トシテ、其一族ノ北上川流域ニ繁榮セルコトハ、世ノ知ル所ナリ。其一派ノ津輕ニ入レリト傳フルモ、其理アルニ似タリ。サレド、建武元年合戰預人降人ノ交名(大光寺ニ援載ス)ニ葛西ヲ見ズ。俗說、葛西ヲ小笠原トイヘル(一統志、異聞錄)由、傳フレバ、正シクハ笠原ナルヲ、葛西ト訛リ、小笠原ト誤リタル歟。建武ノ合戰降人ノ中ニ笠原宗清、同長清アリ。サルニテモ、全部押領ノ大家ニハ非ズ。尊卑分脈秀鄉流系圖、平泉中御館基衡ノ子ハ秀衡一人ノミ、秀榮ナシ。

戰國割據ノ季世ニアタリ、大浦爲信、豪爽ニシテ權略多シ、遂ニ自立シニ一邦ヲ立ツ。其事跡、弘前盛岡ノ二藩人、各其說ヲ異ニスルモ、大抵、弘前人ノ記錄ニ、委曲ノ實ヲ傳フル者多シ。

嘗、大浦爲信ノ南部ノ本宗ニ離レテ、津輕ノ一邦ヲ建テシ事情ヲ推シ、其年代ヲ求ムルニ、天文十五年ニハ、大浦大光寺浪岡ノ三城鼎立シテ、邦内ヲ綏服セシ由ナレバ、爲信ガ元龜二年ニ、石川ノ南部高信ヲ敗リ、大光寺城ヲ取リシハ、即南部ニ叛クノ現證トス、是ノ後ニ及ビ、高信ノ子

政信、豈浪岡ニ安居スルヲ得ンヤ。且、浪岡ハ北畠國司ノ裔孫ニシテ、大浦大光寺、乃至石川和徳ノ如キ南部ノ門葉ニアラズ、形狀最識別ヲ要ス。サテ、爲信ガ天正十八年ノ小田原陣ニ、豐臣家ヨリ津輕本領ヲ安堵セシメラレシハ、浪岡御所(北畠氏)滅却ノ後十三年、南部ト絕チテ獨立セルヨリ已ニ二十年、治化威勢一邦ニ洽カリシヲ以テノ故ナラン。モシ、天正十八年ノ春ニ、爲信初メテ南部ト絕チシナランニハ、イカデ豐太閤ヨリ本領安堵ヲ聽サルベケンヤ。舊指錄ノ如キ、南部ヨリ、今度爲信津輕押領ノ由、前田利家ヲ介シテ申告シケレバ、

利家大ニ驚キ、津輕ノ郡主大浦右京病氣ニ付、老母ヲ名代ニ參陣セシメ、幕下ニ屬セント訴フ、公老母ガ志ヲ感賞アリ、早速津輕安堵ノ御朱印ヲ出サレ、老母モ暇ヲ賜リ二三日以前ニ下向ス、津輕ハ貴殿領內タルコトモ、今始テ承ル、已ニ右京ニ朱印ヲ賜シコト、某知ナガラ、今又上意變易ノ旨モ申上ガタシ、後日宜ク台聽ニ達セン、今度ハ堪忍シ時節ヲ待レ候へ、云々、

ト述ベシハ、信ケ難シ。此間ノ事情ハ、武德編年集成ニ、

南部信直ヨリ、津輕、九戶ガ借奪ノ委曲ヲ言上シ、其征伐ヲ請ヘドモ、津輕ハ先達テ參陣、別揆ノ舊家タルノ旨ヲ稱シ、本領安堵ノ印章ヲ賜ハル上ハ、今更渠ヲ追討ニアタハズ、

トアル方、ヤ、穩當ニアタラン。而モ、九戶政實ノ三戶信直ニ對スル干係ハ、大浦爲信ト一律ニ論ジ難シ。(北氏南部叢書中ナル津輕自立由來ノ一篇ハ、寬永中ノ跋文アレド信ケ難シ、大略、根元記、舊指錄等ノ後出ノ撰書ノミ)爲信ノ機略、津輕ノ地理、時代ノ風尙、割據縱橫ノ戰史、相參考シ來ラバ、南部氏ノ失敗、大浦氏ノ勃興、當ニ自其所以アルヲ悟ルベシ。

藩史、天正十七年、公(爲信)遣八木橋備中里貞於關白豐臣公、贈馬及鷹、且陳道路梗塞不能躬至之狀、關白乃賜以封地之璽書、是時稱津輕氏、備中此行取海路、十八年春三月、公謁關白豐臣公于駿州沼津而還、是行公從親臣十數人、而間行進謁云、是月關白大擧征北條氏、天正二十年、豐臣公遣巡檢使前田利家等、來檢封內地、公館利家於大浦城、前田利大同利政館於堀越、監察片桐且元小野木縫殿助館於淺瀨石城、禮遇甚渥。

去夏、木村木工助方、被指上御狀之趣、今披見候、仍御上洛之儀、即致披露候處、尤之旨被成遣御朱印候。越後へモ路次等可有馳走之由、被仰出、被成御朱印候、先以珍重奉存候、此度御仰可進之處、秋田表從亦澤(祐清私記、赤津)令亂入、以其競、津輕及行、御家中ニモ叛逆之族有之由、粗其聞候、千萬無心元次第候、此上無越度之樣ニ、御調儀專一候、當秋中歟、來春ハ、早速上樣被進御馬、出羽奥州兩國之御仕置、堅可被仰附之旨御諚候、北國之人數、悉拙者ニ被相附、爲先手、至秋田而可致出馬候條、近年御內存之鬱憤、無殘所可屬御本意候間、可御心安候、其內少之間手堅相備、隨分御由斷有間敷候、(下略)

八月二十日(天正十七?)　羽筑利家（判）

南部大膳大夫殿　參御返報

此書中ニ「秋田表亂入、津輕及行、家中叛逆」トイフハ、秋田津輕ノ兵、比內鹿角ニ動キ、家中九戶櫛引等ノ叛逆ヲ指ス。是ヨリ以前、已ニ津輕ハ南部ノ眞有ニ非ズ、爲信自立以來、十數年ヲ經ケン。

(上略)高麗仁心カハリ候テ、レンミン候ヘバ殊ニソムキ候、ガドシ候ヘバ山々ヘ逃候、御知行ニナルベキ樣ナク候、撫切ニ仕候テ、御人數御入可有ト被仰出候、(中略)

秋田へ、蓬田內膳下候間、文越候、其後朝暮無心元候、九郞若輩ニ候得者、在府萬如在之方モ可有之、左樣之人ハ先々其分ニ可然候、我々下候者談合可仕候、檜山殿若輩ニ候へ共「南部下國等閑候テ、互ニ中途ノ面々思恨ニ成候事、不入儀候へ共、先代之意趣候テ、不取直、迷惑之由、親モ不斷被謂候、今度御陣參會仕候テ、入魂成衆モ被云候間、樣々堅徹書成候、今之事ニハ無之候、代モ替候者、一廉可云合」ト被云候、津輕モ入魂成度ト、家康御嗳被望申候、筑前殿へ家康御越候テ、其通ニ仰候、「南部ハ某可有次第ニ候、右京表裡仁之間、其分御意得可

然候」ト被仰候、何トヤ今日迄ニ其儀不被仰候、

極月晦日　　信直

劔帶　（檜山）ヘ　（南部家寛政記錄）

此書ハ、文祿元年、肥前名古屋征韓陣中ノモノニテ、以テ南部ト津輕（下國）ノ交情ヲ知スルニ足ル。前段檜山（秋田）實季ガ、南部（信直）下國（爲信）ノ隔意怨懫ヲ和ゲント欲セル言說中ニ、「先代之意趣」トイヘバ、爲信ハ天正十六七年ニ至リ、始メテ自立セルニ非ザルヲ見ルベシ。後段、津輕ハ專德川家康ニ依賴シ、南部ハ固前田利家ニ歸信セル樣子見エ、利家ノ言「右京ハ表裡ノ人物」トアル、最爲信ヲ想フベシ。

東日流傳記云、文祿二年三月下旬、爲信公發足、上方ヘ御登、公方樣ヘ御目見相濟、其上淺野彈正殿ヘ馬鷹被進候、津輕安堵ノ御印頂戴、其節、近衛家御子孫ノ由ニテ對面、牡丹ノ御紋拜領、京ノ御屋敷、敦賀ノ藏屋敷御求メ、其頃高麗陣御見廻トシテ、三川兵部少輔ヲ使者ニテ、百人許ニテ、名古屋迄被遣、卽同三年ニ下着、同年ニ大浦ノ御城町ヲモ、堀越ヘ御引被成候。

津輕年代記云、天正二十年、文祿ト改元、爲信公上方御登支度ノ處、御巡見ノ衆、上下壹萬人ノ積ニテ下向、前田孫左衛門樣ハ大浦、前田孫四郞樣、同慶治樣ハ堀越、片桐市正樣ハ淺瀨石ノ城ニ被成御座、爲信公御領分ハ不殘巡見、無事ニ相濟、四萬七千石ト御定被遊候間、當年ヨリハ御國ノ殿樣ト御成被成候テ、天下御ハレ被遊候、翌（文祿二年）四月、爲信公御登、太閤樣ヘ御目見、津輕三郡安堵ノ御朱印頂戴、閏五月近衛樣ヘ御逢、御由緖等モ御座候由被仰下、御懇ニ被成下、牡丹丸ノ紋被下候。

文祿二年、爲信初メテ上京ス、近衛家落胤說ハ此時ヨリ起ル。蓋、新藩立邦ノ扶植ニ資益セルモノノミ。

一統志ニ、津輕大浦氏ノ祖先ニツキテ、一異說ヲ擧ゲテ曰ク、「光信公ハ甲斐源氏南部ノ支流也、其祖父右京兆ハ、羽州仙北ノ領主トシテ、金澤ニ在住、國人背キ火急ニ城ヘ取懸リ、防戰合期セズシテ、右京兆生害、從臣大曲某（高屋豐前ガ祖）、其幼息ヲ抱キ取リ、濁石越ヲ經テ南部ヘ引退キ、其後、件ノ幼息成人シテ、下久慈（シモクジ）ヲ領掌シ、其子光信公津輕ヘ越シ給フ」云々。此說ハ、高屋氏ノ東日流傳記ニ出ヅ。サレド、金澤トハ、仙北ニハ非ズシテ、此津輕西濱ノ金澤ナラン。仙北ハ、古來糠部（南部）ヨリモ、津輕ヨリモ兼治シタルコトナシ、地理歷史全ク隔絕ス。可足筆記ニハ、從臣補佐ノ大曲某ヲ、金澤右京亮トイヒ、「大浦光信ハ、初メ、此金澤右京亮ノ名跡ヲ繼ギタリ」トイフ、亦合考スベシ。可足記ニ、大浦ノ先祖ヲ、平泉鎭守府將軍（藤原氏）幷ニ十三館安藤氏、大光寺曾我氏等ニ附會シテ說ヲ立テシハ、採リ難シト雖、其金澤右京亮ノ名跡ヲ、光信ガ承ケシトイフヨリ以下ハ、大略實ヲ得ル者トス。

可足記云、秀信殿（津輕大浦諸系譜ニ、秀信ノ子秀則其子威信トス）ノ後ニ至リ、御家遂ニ衰弱ニ及ビ候、然レバ、南部ヨリ後見、金澤右京亮ト申、當家ヲ見繼候、威信殿ノ御子元信殿、御子光信殿ノ御代、金澤右京亮ノ娵娶ラレ候而、金澤ノ名蹟ニ相成、南部二三男ニ被準候、稱號家紋ヲモ用得申候、津輕古代ノ紋形ハ卍字、幕紋ハ錫杖ニテ候、世人ノ申候通リ、田村丸軍陣ニ用候古例ニヨリ、左衛門入道殿當郡入部以後被用候由承知イタシ候、光信殿ニハ御領知詰リ、津輕ト不被名乘候故歟、大浦ト名乘候、光信殿南部ト緣類ニ成候ニ付、津輕大浦ヘ入部候而、種里ニ被居候、初、元信殿光信殿御父子、南部ノタメ人質ニ被參候由、元信殿ニハ南部下久慈ト申處ニテ被果候、光信殿初而津輕ヘ被歸、花和一郡領知候故、恨深キ旨承候、卽信濃守殿ト申候而、爲信樣ニハ高祖父ニ當リ申候。〇小山內氏津輕考云、舊記ニ「應永廿五年、安東盛季ノ子、敎季ノ時代、南部ヨリ軍勢ヲ催シ、下ノ國ヲ襲フ、コノトキ敎季敗軍退散ス、是ヨリ南部ノ下知ニ從フ、南部家ニテ二男左京ヲ秋田ノ城ニ置、三男右京ヲ仙北ニ置シガ、秋田前代ノ侍トモ一揆ヲ起シ、忽ニ秋田仙北トモニ取返ス、右京自殺、左京南部ニ退キ、再ビ秋田仙北安倍家ノ手ニ入ル」ト見ユ、コレヲ以テ考フルニ、コノトキヨリ安倍家津輕ヲバ捨テ秋田ノミヲ保チタル歟、寶德四年、安倍

義季ガ猿倉ノ城モ南部ノ爲ニセメ落サルト云フニ、合考スベシ。
寛政中撰異聞錄(引古記)云、文明ノ末ニ方ッテ、十三左衞門信直ノ末裔トイフ老人、大浦種里ニ住ミ、娠有テ男子ナシ、故ニ下久慈ヨリ右京亮光信公ヲ申受テ、聟ニス、一說聟ニハ非ズ、大曲、木崎、小山內、三上、神、八木橋、幷ビニ舍弟(一町田壹岐守)以下、大勢附テ遣サルト、云々。

サレバ、彼レ藩史ニ「大光寺左衞門佐秀光、子曰秀信、秀信子曰秀則、稱左衞門尉、城于堀越而徙焉、爲南部守行所誘、幽于下久慈、憤悶絕食而死、子威信尙幼、南部氏使金澤家光監之、及長武名稍振、南部光政畏之、妻以其女、生一男曰元信、文明二年、光政托好會、來襲我不虞、元信遭害、有臣大曲和泉者、抱幼主而逃、夫人歸于南部、日夜悲泣、念幼兒而不措、光政憂之、乃索幼主、城于下久慈使居之、我臣多住歸焉、稱信濃守、南部氏以其族久慈景政女配之、使金澤家信監我地、實奪之也、長享二年四月、信濃守欲訴父祖冤於上國、潛發南部、南部氏伏兵戕之鬼柳、其子曰光信、卽長勝公也」トアルハウケカヒガタシ。サリトテモ、野史ニ「爲信父、稱久慈二郞左衞門、嘗爲久慈港土豪、累世住太田邑、初族稱久慈(漫錄、逸史)、又稱大浦、南部信直、使弟政信爲津輕郡代、居波岡城、爲信及大光寺左衞門爲之佐、兩雄迭與相鬪、左衞門脫走羽州、天正十七年、政信暴死、或謂爲信鴆之、信直使南右兵衞楢山劍帶代政信、爲信懼罪、乞援于秋田實季、十八年三月募兵於管內、圍波岡城、右兵衞劍帶棄城而走、爲信遂有津輕三郡地、城弘前居焉(根本記、永慶軍記)、信直討之不克、爲信潛往京師、倚賴近衞家、因得達關白秀吉(逸史)以津輕爲族稱(藩翰譜備考系圖)」トアルガ如キ亦精シカラズ、多ク事實ヲ失ヘリ。サテ又、近衞家倚賴ノ一條ニツキテ紛紜アリ、ソハ下ノ海藏寺ノ條ニ附ス。

海藏寺址(カイザウ)

今、寺ヲ弘前ヘ移サル。○一統志云、津輕大浦家ノ舊菩提所址ハ、種里村ニアリテ、海藏寺ト云フ、明應年中ノ創立ナリ、大永年中、更ニ長勝寺ヲ建テ、海藏ハ之ニ屬セシム、今幷ニ弘前城下ニ在リ、大浦信濃守光信公、種里ニ居住シ、花輪郡ヲ掌握ス、大永六年ニ逝去、長勝寺ニ葬ル、二祖信濃守盛信ハ、天文七年逝去、長子政信相續ス、政信、近衞前關白龍山公尙通ニ親昵シ猶子タリ、是ヲ以テ、寛永年諸家系譜ヲ官撰ノ時ニ、近衞殿ヨリ「政信ハ龍山公(後法成寺殿)猶子ニシテ、藤氏タルベキ」由、一封ヲツクラル、政信ノ長子ヲ爲則ト曰ヒ、次男ヲ守信ト曰フ、守信紀伊守ト稱シ、幼名甚三郞、爲則死シ、守信ノ子武田爲信ヲ以テ嗣ト爲ス、永祿十年ナリ。(長勝寺ニ合考セヨ)

寛永諸家系圖傳ニ合考スルニ、當時、津輕家ヨリ幕府ヘ申達セル圖傳ノ太簡ナル、駭クニ勝ヘタリ。近衞殿ノ猶子ナレドモ、實父ハ知レズト明記ス、卽、爲信三代祖以前ハ全ク缺ケタリ。

藤原氏支流(登七)、津輕、家紋牡丹丸、

○政信——家傳ニ曰ク、近衞殿後法成寺尙通ノ猶子トナル、コノ故ニ藤氏ト稱ス、イマダ其實父ツマビラカナラズ、天文十年五年九日ニ死ス、法名天津善暘、

—守信——爲信

永祿十一年十月九日死、法名祖岑壽宗、

サレド、其後ニ至リ、舊記ヲ捜索セラレシトオボシク、寛文中ノ東日流傳記ニ、南部氏ノ庶流光信、政信ト曰ヒ、頗發露スル所アリ。既ニシテ、南部庶流是非ノ論、藩邦內ニ起リ、延寶元祿ノ間ニ、數多ノ修撰藩中ニ成ル。彼レ、十三左衞門尉秀榮ノ後裔ト宣示スル可足記、幷ビニ古系圖ハ、此際ニ出ヅ。其秀榮十一世ノ孫、威信以下ハ左ノ如シ、

威信———元信———光信（稱大浦）
├爲元（金備前守）　├某（尾崎）　└信建（一町田）
└則元（津島備中）　└某（佐々木近江）
盛信———政信———爲則
└盛純（兼平）　　└守信（堀越紀州）———爲信

帝國大學史局本、津輕古記錄抄ニ載セラル、者卽是ナリ、延寶可足記ノ附圖モ之ニ同ジ。可足記ハ、專十三左衞門ノ後胤ヲ說ケド、近衞殿ノ猶子、モシクハ私生ヲ曰ハズ。但シ、「當家雷火ノ後、舊記無之由、尤ニ候、拙僧トテモ逐一ハ承知無之候、高屋豐前舊家ノ處ヨリ書立一件、何共分明無之由、是又尤ニ候、南部二三男ニテハ無之歟トノ儀、少々心得違居候ト覺候」云々ト縷說シ、力メテ南部二三男トイヘルヲ排擊シタリ、享保中ノ津輕一統史モ、南部二三男說ヲ排セリ。而モ「大浦信濃守光信、種里在城以前ノ御家系ハ詳ヲ缺ク」ト斷言シテ、可足記、幷ニ十三秀榮以下ノ歷代系譜ヲ採ラズ。

藩翰譜ニ至リ「世ニ傳フル處、津輕ハ近衞殿ノ庶流トゾ、イツレノ時ニカ、津輕ノ地ニ流サレシ人ノ、爰ニテ設ケラレシ息男ノ後ナリト」云々。是ハ、ゲニ俗說、信ヲ取リ難キモノ耳。一統志ニモ述ブル如ク、猶子ノ儀トシテ、龍山公ガ爲信ニ其家系ヲ附與セラレシ由明白ナレバ、政信ガ近衞殿ノ血胤ニアラザルヤ論ナシ。サレバ、之ヲ支流ニ準ゼシムハ可ナリ、落胤ヲ唱フルハ誤レリ。蓋、政信猶子ノ事ハ、尊卑分脈、之ヲ云ハズト雖、何ノ時ニカ、（大浦西根城址合考、文祿二年歟）津輕京役ノ由來、又ハ執奏門流ノ故實ナドニツケテ、近衞殿ノ支流ニ準セラレ、且其理由トシテ、曩祖（政信）ヲ猶子ト追定セラレシ者歟、往時ノ習俗、カヽル例モアリケン。

津輕系圖事、龍山筆跡也、然者不及注子細、於政信、後法成寺爲猶子事、不可有其疑者也、

　初夏二十六日（判、信尋）

右ハ、寬永十八年、幕府ニ於テ、諸家系圖ヲ取調ラレタル時、林道春、津輕系圖ニ不審ノ念ヲ懷カレ、津輕家ヘ尋問ニ及ビ候節、松野某ヲ使者トシテ、京都ヘ差遣、近衞殿ヘ伺ハシメ候處、信尋公ヨリ前記ノ證判ヲ下附セラレタリ、（外崎氏津輕家祖辯論）

サテハ、盛岡藩ニテモテハヤス杜陵古事記「大浦爲信ハ、久慈備前ノ末子ニテ、幼名彌四郎、永祿ノ項、近衞當關白、越後上杉家ニ食客シタマヒシガ、其舍弟前賴ト申ス人ハ、秋田輕ノ邊土マデ漂流シテ、終ニ爲信ガ家ノ食客ト爲リ、爲信叛逆ノ尻押トナラセ、因リテ爲信モ近衞家ノ分レト申立テ、豐臣太閤ヨリ本領安堵ノ朱印ヲ下シ賜ル」云々トアルガ如キ、亦誣妄ニ過ギズ。又、寬政改撰諸家系圖ニ、近衞尙通ヲ尙信ト誤リ、爲信ノ譜ニ註シテ、

　爲信（始名久慈彌四郎）

　南部記錄曰、天正中、爲信企謀叛、討津輕城代、其後上洛、而以賄賂取入近衞殿、入系圖、授家紋、云々、是故南部津輕兩家、代々不
　通音信、不快也、云々、

トアルモ杜撰、江戶幕府ノ官書ニ似ズ。而モ、同時代ニ、津輕藩士ノ撰中、政信胤落ノ事ヲ說キタル者アリ、

異聞錄云、明應六年、近衞樣松前ヘ流サレ、當國ヘ御出ノ時、大浦盛信公ノ女懷姙、男子出生、信州政信公ト稱シ奉ル、近衞樣、永正十年御歸洛、

是等ノ諸說、對較シ來レバ、紛糾モ亦甚シ。之ヨリサキ、落胤說ハ、已ニ元祿中ノ藩翰譜ニ見エタレド、享保中ノ一統史ニハ、猶子契約說ヲ述ベテ、

　政信公ノ時、近衞殿津輕ヘ遷サレ給ヒケル折、猶子ノ御契約マシマシ、其後、寬永中、諸系圖改メサセ給時、江府ヨリ御尋、近衞ノ末葉ニ相
　違ナシト進達アリ、

ト判シタレバ、落胤說ノ信用固ヨリ立タズ。而テ、猶子說ニ至リテモ、尙通左遷（津輕トモ蝦夷島）ヲ云々スルハ、大ニ事實ヲ失フ。當時、京都亂離ノ世ニアタレリト雖、前關白左大臣ノ左遷、小故ニハ非ズ。而モ、舊史一モ之ヲ載セズ、（明應永正ノ間、京紳緇素ノ譜牒記錄、一モ之ニ及バズ）則、誣フルモノト謂フベシ。公卿補任ハ、歷々トシテ、散位尙通ノ在朝ヲ錄シ、諸州下向、又ハ在國ヲ註スルコトナシ。殊ニ、コノ左遷說ハ、

　菅原爲學（近衞家々禮）記（一名拾芥）、近衞殿關白再任詔書、寤寐所希、

幸今得良佐、名聲超世、官階絶倫、居藤門之棟梁、奇才惟異、固禁闕之藩屏、諫言無私、特賞功勳、再授重任、（永正十年）

其超世ノ名聲、特賞ノ功勳ヲ亡失セシメテ、重任ノ良佐ヲ刑餘ノ倖臣ニ陷イル者、豈畏懼セザルヤ。カクテ、弘前藩人モ、近時更ニ構架スル所アリテ、左遷説ヲ打消シテ、遊覽下向トイヒナシ、近衞家々司進藤式部少輔記錄テフヲ以テ證言ニ充ツレド、モト後人糊塗ノ漫書ナレバ、採ルベカラズ。彼書「明應六年ノ頃、京夷共ニ騷亂ノ折ナレバ、四月、尙通公左大臣ヲ辭シ給ヒ、蝦夷ガ島ヲ詠メラレン爲、北國ヨリ出羽ニ出テ、夫ヨリ津輕ニ下リ、合浦率土ノ濱ニ遊覽セラル、其安東吹浦ノ領主、信濃守光信トイフ者、藤原ノ宗統下ラレタルヲ悅ビ、大浦トイフ處ニ旅館ヲシツラヒ、長女於久ヲシテ妾タラシメ、日夜饗應ヲ盡シ奉リヌ、居ラル、事五年ニシテ、二子ヲ設ケラレケル、郎坊丸政信、於次丸爲治ナリ」云々。掩蔽ノ痕跡、愈露ル。又、嘉永中ニ至リ、津輕家系ニ、近衞家ノ跋書ヲ加ヘラレ、支流猶子ヲ改變シテ、庶子ノ追認ヲ爲サレシトイフ。

嘉永三年、近衞忠凞跋書、津輕家始祖政信者、實後法成寺關白尙通之庶子也、而舊來爾猶子、有其子細、寛永年中、關白信尋之消息書爲猶子、文政中予之文書亦隨先蹤而記猶子者、蓋先代爲淺位之間、憚於稱當家庶子、而相承如是耳、

追認ノ庶子、蓋俗説ヲ實ニセント欲セシ者ノミ、是レ豈考信ニ足ランヤ、淺位有憚ト云フ、亦嫌疑ヲ累ヌルニ過ギズ。

爲信ハ、近衞惠雲院准后稙家ノ子ニテ、母ハ、津輕ヨリ都一見ニテ上リシ女房ナリ、永祿八年ノ比ニ、母ト共ニ津輕ヘ下向、云々、（津輕栞）

箇ハ又一新説ニシテ、山上ノ山、愈異ナリ。

大浦津輕家ノ祖先ヲ、十三左衞門尉ナリト説キテ、其系譜ヲ述ブルモノアリ、甚異ムベシ。是レ專、延寶中ノ、可足記（藩主信義ノ次男、慈天僧正作）ニ根據スルモノニシテ、大浦ノ一門高屋氏ノ東日流傳記ニ反對シテ出シ也。可足記ニ「津輕ノ鼻祖、藤原秀榮ハ、十三左衞門尉ト申シ、十三ニ被居候、子孫ノ世ニ至リ家衰ヘ、南部ヨリ後見セラレ、二三男ニ準ゼラレテ、彼家紋ヲモ用候、光信殿ノ時、南部ト緣類ニ成候ニ付、津輕ト不被名乘、大浦ト名乘入部候テ、種里ニ被居候」云々。サレド、諸説ヲ通考スルニ、

秀榮、以父鎭守府將軍基衡奏請、居入潤部十三城、領津輕六部、任左衞門尉、建久四年卒、年九十八、母安倍宗任女子、秀元嗣、建永元年、將軍實朝賜襲封之敎、稱左衞門尉、承久元年卒、年八十一、子秀直嗣、小字紋任丸、寛喜元年、與安東氏戰于津輕野敗死、安東氏安倍貞任之裔也、貞任之滅、次子高星丸、幼孩逃于津輕藤崎、及長遂領其地、至與我相抗衡、秀直之死也、子賴秀尙幼、以故失其領地、依壻新城領主橋次信次、信次匿之山中燒炭處、俗稱之燒炭藤太、賴秀及長、勇武絶倫、遂能復舊地、秀季以嫡孫、承賴秀後、正和二年、隨祖母近衞氏、抵京師、謁近衞公、因獻黄金三千枚于朝、任左衞門督、當此時、安東氏威力復振、與我爭雄、兵結連年不解、會北畠顯家爲鎭守府將軍、多方解紛、遂令兩氏講和結婚、足利尊氏之亂、秀季率二千五百騎、安東貞季率五百騎、屬北畠氏共勤王、延元三年五月、皆戰死于攝州安倍野、秀季時年六十一、子秀光嗣、幼字藤太、任左衞門佐、時有海嘯、大圮外濱之地、十三城亦壞、故遷于大光寺修治焉、正平四年卒、子秀信、子秀則、徙居堀越、云々、（藩史）。○津輕異聞錄云、行岡ノ炭燒藤太、故有ニ近衞關白ノ姫君ニアヒ奉リ、子ヲ吉次信高トイフ、信高ハ高館秀平ノ命ニ依テ、津輕ノ太守トナリ、其子十三左衞門信直トイノ。○弘前長勝寺、種里海藏寺址ニモ、散見スル所アリ。

大浦氏ノ先祖ガ、十三ニ居レリトイフハ、此地（西濱下部）ハ安東氏久年ノ栖窟ナリシ事蹟ニ背クノミナラズ、大浦ハ（モト南部ノ庶流ナリ、近世、南部ノ葉族ニ非ズト強辯センガ爲メニ）安東氏ノ裔孫ナリトモ（濫觴記、一統志）説カレタル情實ニ合考シテ、其間ノ曲折子細ヲ悟ルベシ。

コトニ、

天文中津輕郡名字「昔、日下將軍、安部大納言盛季、下國殿トテ知行ノ時ハ、津輕六郡ニ、四百八十人ノ侍、七千騎ト傳フ、今ハ、三郡、

鼻和ノ大浦、南部信州源盛信」云々、トマデ、明白ニ、盛信（光信ノ子）ノ南部ノ姓族タル由ナイヘバ、可足証ノ所述ハ信ケ難シ。

又タ薩摩ノ島津氏ガ源頼朝ノ子孫ナリ　藩祖忠久ハ頼朝ノ子ナリトノ説アルヤ、著者ハ其妄誕ヲ斷言シ、日向國島津莊、薩摩國日置郡市來ニ就キ、論ジテ曰ク、

島津莊ハ萬壽年中、平季基無主ノ荒野ヲ墾キ、關白藤原頼通ニ寄進セルニ起ル、是ヨリ島津御莊ト稱シ、攝籙家ノ傳領タリ、鎌倉幕府ノ初メニ、筑後守惟宗廣言ノ子忠久、本庄ノ下司職ヲ帶ビ、又日隅薩ノ守護ニ任ゼラレ、其後裔大ニ盛榮スルモノ、卽島津氏是ナリ。

島津御莊ノ事、薩藩舊記、町田氏譜ノ薩摩郡一分郡司孫太郎忠能訴狀ニ其大概ヲ述べ、

島津莊、三箇國內、云本莊、云寄郡、云私領、所務各別也、本莊者領家一圓之地、寄郡者半不輸、私領者地頭不相綺、

トアレバ、莊田ノ範圍性質、頗錯雜セル者ト知ルベシ、又

島津御莊官等謹言上

欲且依代々政所御下知、並庄號以後二百六十餘歲不勤例、且任院宣關東御教書旨、被經御奏聞、被下綸旨、令言上關東。被究淵底、永被停止神官等新儀濫訴、大隅國正八幡宮御造營、當本庄不勤子細事、右謹考故實、正八幡宮御垂跡者、和銅年中、正殿已下社屋、不殘一字、被支配三州圖田之間、既五百餘歲御造營、敢所無相違也、島津本庄者、萬壽年中、以無主荒野之地、令開發庄號、令寄進宇治關白家以降、長元年中、奉崇伊勢太神宮、依神告號神柱、宇佐八幡已下五社、爲鎭守、令建立七堂伽藍、揭其題額於常樂寺、此外諸寺諸山御願寺、其數顆多、仍公田町分五（此下文字欠テ詳ナラズ）者、宛行供料免田、天長地久之御願、薰修年舊、靈驗彌新云々、御祈禱之次第、具于年中行事、庄號以後二百餘歲者、彼寺社造營之外、全無他事之處、神官等建仁三年、始雖掠賜宣旨、御莊官依申披不勤之子細、普賢寺禪定殿下御時、可早任先例止新儀之由、承元建曆兩度御下知嚴重也、云々、（地理纂考云、本書ノ原本ハ、日向志布志鄕ノ士鹿屋氏所藏ス、是ヲ鹿屋ガ家ニ傳ヘタル由ハ、彼系圖ニ肝付兼右ガ三男宗兼、大隅鄕鹿屋鄕ノ辨濟使ニテ鹿屋ヲ氏トス、姉婿觀阿三俣院ヲ領セシヲ、男子ナクシテ宗兼ニ讓リ、宗兼兩所ヲ併セ領ス、カクテ觀阿モ亦鹿屋ノ辨濟使ニ還補セシ事、永仁四年ノ執達狀ニ見エタレバ、彼莊官上疏ハ觀阿ヨリ傳ヘシナルベシ、莊官上疏ニ、莊號以後二百六十餘歲云々トアルニ依リ、萬壽三年ヲ開拓ノ始トシテ數エ見レバ、永仁四年マデ二百七十餘年ニ及べリ、サレバ本文ニイヘル島津莊官ハ、ヤガテ觀阿ニ當レルガ如シ、普賢寺禪定殿下ハ、近衞關白基通公ナリ）

此文書亦參考スベシ、山田聖榮自記ニ「文治三年九月、島津忠久奧三國ノ守護職ニ補セラル」ト云フモ、此ヨリ先忠久ハ已ニ島津庄司ニ補セラル、事、薩藩舊記ニ古文書アリ、

下　島津御庄官、

可早任領家大夫三位家下文狀、以左兵衞少尉惟宗忠久、爲下司職、令致庄務事

右件庄下司職、任領家下文、以忠久爲彼職、可令致庄務之狀、如件、庄官宜承知、勿違失、以下、

元曆二年八月十七日（項峰院文書）

（此領家ハ基通公ナリ、三位家トアルハ高倉三位局ニシテ、領家基通公ノ母堂ト從母姊妹ノ屬キナリ、三位局卽高倉王ノ實母ナリ）

下島津御庄官等、

可早任鎌倉御下文狀、以左衞門尉惟宗忠久、爲司職、致其沙汰事

右件人、任鎌倉御下知之旨、宜爲下司職、可令致庄務沙汰之狀、所仰如件、故下

文治元年十一月十八日（島津家御文書）

俗說、建久八年、忠久十八歲、初メテ山門院へ下リ、翌年島津莊へ來ルト云フハ、忠久ヲ源頼朝ノ庶子ナリト云フニ因リテ生ゼル附會ナルベシ、

當時島津莊ハ、國郡衙ト庄官ノ間ニ、葛藤ノ狀サヘ見ユレバ、忠久ハ遙授又ハ幼稚ノ人トハ爲シ難シ、其證最多ケレド、中ニモ鎌倉ノ下文ニ、

「下島津御庄官等、

可令早停止、千葉介常胤代官、字紀太清遠、非道猥籍事

右當御庄、寄郡五箇郡者、以常胤令補郡司職了、而守其職許、可隨國司下知之處、件清遠猥亂入庄家、致種々非法苛法、猥籍之間、土民不安堵、不及預所幷地頭等沙汰之由、有其聞、事實者、清遠之所行甚以奇怪也、以郡司職、何可打妨哉所地頭之下知哉、自今以後、早可停止任件非道猥籍、(中略)爲郡司職代官、可被國司本家所役勤之狀、如件以下

文治二年八月三日」(御文書)

「自近衛殿被仰下、島津庄官訴申□□府背先例、今年始以押取唐船着岸物事解狀、遣之、早停止新儀、如元可被付庄家也、適爲被仰下事、以上如狀者、道理有限事也、仰旨如此、仍執達如件、

五月十四日　　盛時奉

伊豆藤内殿」(入來永利氏文書)

「下島津庄、　　(賴朝華押)

可早停止、藤内民部遠景使入部、以庄目代忠久、爲押領使、致沙汰事

右號總追捕使遠景之下知、放入使者、寃凌庄家之由、有其聞、事實者、甚以無道也、自今以後、停止遠景使之入部、以彼忠久、爲押領使、可令致其沙汰之狀、如件、以下

文治三年九月九日」(入來永利氏文書)

ナド、當時庄官忠久ト、鎌倉ヨリ下サレシ家人ノ間ノ訴訟、歴々トシテ目睹ノ感アリ、又此、庄目代、押領使ノ下ニ、郡司、辨濟使等アリシ由モ、忠久ヘ與ヘラレタル狀ニ明白ス、

島津庄内郡司辨濟使等、名田事(御文書)

飫肥南鄕郡司名田　　鹿屋院辨濟使名田

眞幸院郡司名田　　滿家院郡司名田

穆佐院郡司名田　　宮里郡司名田

南鄕辨濟使名田

右件名田等、早可令知行、兼又前掃部頭知行、惟澄所領、同可令知給者、依前右大將殿仰、執達如件

建久九年二月二十二日　　平　時政奉

左衛門尉殿」

建久八年ノ三箇國圖田帳ヲ參照スルニ、掃部頭ハ大友能直ノ養父、齋院次官中原親能ニシテ、當時鎌倉ノ一奉行タリ、故ニ書法常ニ殿ト曰フ、忠久ハ下司ナレバ尊稱ナシ、忠久果シテ賴朝ノ子ナラバ、イカデカ掃部頭殿(大江廣元ノ弟)ノ下風ニ立タン。

日向國圖田帳　國中合田數八千六十四町

殿下御領、島津御庄、田代三千八百三十七町

一圓庄二千二十町　　地頭前右兵衛尉忠久

北鄕三百町、中鄕百八十町、南中鄕二百町、救仁鄕百六十町、財部鄕百五十町、三俣院七百町、島津院三百町、吉田庄三十町

寄郡千八百十七町

新名五十町、浮目七十町、右臼杵郡内地頭掃部頭殿、伊富形十五町、大貫十二町、右臼杵郡内地頭右兵衛尉忠久

新納院百二十町、兒湯郡内地頭掃部頭殿

宮領三十町、穆佐院三百町、飫肥北鄕四百町、同南鄕百十町、櫛間院三百町、救仁院九十町、眞幸院三百二十町、右地頭右兵衛尉忠久。

大隅國圖田帳　國中總田數參仟拾漆町伍段大

島津庄、殿下御領、地頭衛門兵衛尉

新立庄七百五十町七十五丈

深河院百五十町十五丈、財部院百町十丈、多禰島五百町五十丈、件三箇所、保延年中以後、不隨國務、

寄郡七百五十町八段一丈、但付去仁平三年御庄方檢注帳注進之、御臣官等檢田入部時、滿作年者號居沽田、付之辨濟所當物、不作年者、雖遂撿田不幾數、由國衙訴也、

横河院三十九町一段、菱刈郡百三十八町一段、入山村廿町、串良院九十町三段二丈、鹿屋院八十五町九段、肝付郡百二十町二段三丈、禰寢北俣四十町五段四丈、下大隅郡九十五町九段、始良西俣廿四町六段二丈、小河院内百引村十三町四丈。同永利七二町六段四丈、曾野郡永利廿三町三段三丈、筒羽野四十八町五段一丈、

薩摩國圖田帳　國中總田數肆仟拾町漆段之內

島津御庄地頭

右衞門兵衞尉、貳千五百九十一町六段

千葉介、四百十一町二段

佐女島四郎、二百十町四段。

惟宗始市來氏系譜ニ曰「惟宗民部太夫廣言、晚年從忠久下向于薩州、領市來院」、又土人ノ傳說ニ曰ク、惟宗廣言ハ丹後局ト共ニ薩州ニ下向シ、入來院過ヶ城ニ在リトイフ、此說信シ難シ、安國寺申狀云「民部大夫ハ日向國ニテ候ケル間、島津ニ居住候、民部太夫モ比木判官モ、承久ノ兵亂ニウセ候ヌ」云々、山田聖榮自記云「御養父民部大夫殿モ始ハ島津ニ居住アル歟、島津殿ト奉申」云々トアリ（此事日向島津莊ノ條ニイヘリ、參考スベシ）圖田帳ニ「市來院百五十丁、島津御莊寄郡、地頭右衞門兵衞尉」トアリ、此右衞門兵衞尉ハ卽島津忠久ナリ、是等ニ依ルニ當時廣言ハ島津ニ居住シ、市來地頭ハ島津忠久ニテ、院司ハ大藏姓市來氏ナリ、サルチ國人山本正誼ガ花尾記ニ、忠久薩隅日ノ守護職ニテ此國ニ下リ、廣言チ迎ヘ取リテ、市來院ノ地頭職ニ補シタリト記シタルハ、更ニ據ル處チ知ラズ、又丹後局ノ遺跡モ信ジガタシ。

其ノ所說ノ是非ハ兎モ角、宛然堂々タル大論文タリ、而カモ世ノ學者、其ノ引用ノ該博ナルモノハアリ、參考ノ廣大ナルモノハアリ、知識ノ豐富ナルモノハアリ、然レドモ該博ナルモノハ前後撞着ニ陷リ易ク、廣大豐富ナルモノハ常ニ斷案ニ朦朧タルヲ免レズ、是レ資材ノ多々ナルモノ、短所ニシテ、今ノ學者ニ最モ多ク見ル所ノモノトス。獨リ著者ハ引用該博ニシテ論議ハ愈〻精深トナリ、參考的知識ノ廣大豐富トナルヤ、推理ハ益〻鋭利トナリ、本書中ノ四萬四千項ハ一トシテ斷案ヲ下サズニ措ケルモノナク、而カモ這般ノ斷案ハ萬鈞ノ鐵槌ガ一下スルニ似タルモノ、實ニ此書ノ特得トナス。是ヲ以テ這般ノ項目ハ單ニ一項ヅヽヲ引離スルモ、皆ナ以テ一篇ノ論文、一部ノ著述トナスニ足レリ、斷案又斷案、無慮四萬四千ノ斷案、『大日本地名辭書』ガ眞正ノ價値ハ全ク此ニアリ。

七　精神界ノ教訓

『大日本地名辭書』ノ價値ハ以上ノ如シ、然レドモ是レ書籍其物ニ就テ云ヘルノミ、而カモ予ガ一種感激ノ情ニ堪ヘザルモノアルハ、著者吉田東伍君ノ言行ニアリトス。予ハ當初、吉田君ナル人ヲ識ラズ、時ニ其著述ヲ讀ミ、識見ノ卓拔ナルニ推服シ、卑稿中、間〻氏ヲ稱揚セシコトハアリ。然レドモ近年時々君ノ面ヲ識リ、而シテ今ヤ此書ノ成ルヲ見、嘆服ノ餘、原稿ヲ一覽センコトヲ請ヘバ、高サ一丈五尺、行文ハ固ヨリ謄寫ノ末ニ至ルマデ徹頭徹尾一人ノ手ニ成リ、一字一句ト雖モ遂ニ他人ヲ待タズ、宜ベナリ行文ニ論敍ニ整然トシテ統一アリ對比アリ、大小ノ綱目、遠近ノ比隣、井々トシテ我ガ眼ニ明カナルコトヲ。世ニ「著述等身」

ナル語アリ、「千萬言」（千ト萬トノ言ト云フ意義ナレドモ）ナル辭アリ、而シテ今茲ニ一丈五尺卽チ等身以上ノ著述ヲ見、今初メテ一千二百萬字、卽チ「千萬言」以上ノ論ヲ面リ識ルヲ得、予ガ以テ明治ノ聖代ヲ飾ルニ足レリト謂フモノ、信ニ溢美ニアラズトナス。想ヘ、全十三年ノ星霜、專心一意、獨立孤往、半生ノ心血ヲ一書ニ濺ギ、辛苦慘憺、衣ト食トノ窮乏ニ耐ヘ盡クシ、册累リ功積ミテ遂ニ此ノ空前ノ事業ヲ成就セルハ、彼ノ『英國百科辭彙』（ブリタニカ、エンサイクロペヂア）最初ノ編者ガ、其兒ト共ニ一洗濯婆ノ家ニ賃居シ、稿ノ幾部成ル每ニ兒ヲシテ出版者ノ許ニ携ヘ行カシメ、兒ハ歸途ニ麵麭ト馬鈴薯トヲ購ヒ歸リ、遂ニ此ノ曠世ノ大出版物ヲ成就シタル逸話ト相對比セントスルモ、誰カ之レヲ不倫ナリトスル者ゾ。吉田君ノ辛苦、忍耐、機根ハ洵ニ精神界ノ大敎訓トナスニ足レリ、其書中ノ文字議論ノ如キハ、大ハ則チ大ナルモ、實ハ末ノ末ナルモノヽミ。

明治四十年十月七日　　志賀重昂

大日本地名辭書序

濫ニ他人ノ著書ニ序跋ヲ加ヘテ、錦繡上ニ汚泥ヲ點シ、サラズバ、著者ヲシテ羊頭狗肉ノ譏ヲ受ケシムルハ、余ノ陋トスルトコロナリ。然レドモ、マタ常ニ思フ、有用ノ著ノ世ニ出デントスルヲ見テ之ヲ推奬スルハ、寧ロ學者ノ本分ナルナカランカト。サレバ、往年、落後生吉田東伍君ガ、其大日本地名辭書ノ第一卷ヲ公ニセラレシ時、余ハ一文ヲ草シテ、之ヲ世ニ紹介セシコトアリ。今ヤ本書完成シテ、マタ一言スルノ機ヲ得タルヲ喜ブ。

和銅延長ノ昔ナル風土記勘進ノ事ハ姑ク舍ク。慶元以降文運ノ開クルニ從ヒ、徳川光圀卿ノ常陸國誌、淺野光晟朝臣ノ藝備志ヲ始メトシ、地理書ノ編纂甚ダ盛ンニシテ、數千部ノ多キニ及べリ。試ミニ其尤ナルモノ二三ヲ擧ゲテ、以テ吉田君ノ近業ト對比センカ、舊幕府ガ、文化七年ニ地志ノ編修ヲ學問所ニ命スルヤ、年ヲ閲スル二十、人ヲ用フル四十餘、天保元年ニ至リテ、新編武藏風土記稿二百六十五卷ヲ脫稿ス。次イデ相模風土記稿百卅五卷ヲ編スルニ當リ、マタ十二星霜ヲ費セリ。宜ナリ、コノ二書ノ精細周密ニシテ、地誌ノ上乘トシテ賞讃セラルヽ事ヤ。加納諸平、本居大平內遠父子等ガ、和歌山藩ノ命ニヨリテ紀伊續風土記ヲ修ムルヤ、マタ三十年ヲ要シ、賴杏坪等ノ藝藩通志ヲ作ルモ、亦藩命ニ出デテ八年ヲ費セリ。幕府藩廳ノ撰ト雖モ、大編修ニ伴ヘル諸種ノ困難ハ、局外者ノ想到スル能ハザルモノアリ。サレドモ、其衆力ヲ盡シ、年所ヲ假サレ、加フルニ、郡邑ノ巡視、山川ノ周覽、舊聞故事ノ調査、口碑雜說ノ採擇ノ如キ、皆上命ヲ以テスルガ故ニ、稍功ヲ成シ易シ。松平定能ノ甲斐國志ヲ著スモ、甲府勤番支配トシテノ公餘ニ成リ、源元甫ガ伊賀伊勢志摩三國地志ヲ作ルヤ、世祿ノ恩波ニ浴スルガ故ナリト云ヘリ。吉田君ハ卽チ之ニ異ナリ。門ヲ杜ヅルコト十有三年、獨力ヲ以テコノ偉業ヲ大成セリ。眞ニ勤メタリト云フベシ。篤學群ヲ拔キ、堅忍

他ニ異ナルモノアルニ非ズンバ、何ゾ能ク此ノ如クナルヲ得ンヤ。而シテ、其著ノ特長トスル所ハ如何。曰ク、在來ノ地誌ハ、大抵一國若クハ一藩ノ事ニ係ル、要スルニ地方的ノモノノミ。全國ヲ統一シ、集メテ大成シテ、能ク物ヲ嚢中ニ捜ルガ如キ感アラシムルモノハ、卽チコノ書ヲ嚆矢トスルコト、是レ其一ナリ。曰ク、博ク群籍ヲ捜リ、周ク材料ヲ索メ、山川、城邑、道路、郵驛、人情、風俗、文書、器物等ノ事、備サニ載セザルナク、考證マタ詳確、怪誕ノ說ヲ擯ケ、誤謬ノ傳ヲ正セルコト、是レ其二ナリ。曰ク、特ニ國郡、鄕莊、領保、村里ノ沿革ヲ說キ、著名ナル社寺名蹟ニ至リテハ、殆ンド足其境ヲ踏ミ、親シク故老ノ談ヲ聽クノ思アラシムルコト、是レ其三ナリ。嗚呼、獨力ヲ以テコノ大著ヲ成シ、シカモ是等ノ特長ヲ具備スルハ、實ニ吉田君其人ノ如キヲ得テ、始メテ望ムベキノミ。曩ニ政府ノ地理局ヲ置カルヽヤ、地名索引、日本地誌提要等ノ著アリ。尋イデ全國ノ地志ヲ編成セントシ、遍ク材料ヲ蒐集セシガ、僅ニ安房國志ヲ公ニシテ、間モナク地理局ハ廢セラレヌ。官府ノ業ト雖モ、尙此ノ如キ恨事アルヲ思ヘバ、余ハ吉田君ノ成功ニ對シ、驚嘆シ、且ツ畏敬セザルヲ得ズ。而シテ、落後生終ニ人後ニ落ツル者ニ非ザルヲ知ルナリ。但シ、聖賢ノ書ト雖モ、後人或ハ之ヲ議ス。吉田君ニシテ、當ニ援據スベキ一二ノ書ヲ逸シタルノ跡アルト、地名ノ傍訓ニ於テ、間々誤植ヲ見ルトハ、白璧ノ微瑕ト云フベシ。再三版ヲ重ヌルニ當リテハ、是等ノ微瑕ヲモ除キ、或ハ地圖ヲ挿ミ、寫眞ヲ加フル等ノ擧ヲ見ルヲ得ンカ。

本書ノ、各方面ニ歡迎セラルベキハ、モトヨリ疑ヲ容レズ。サレバ、余ノ一言ハ、往年ノ紹介ノ言ト異ナリ、著者ノ成功ヲ頌シ、學界ノ慶事ヲ祝セント欲スルノミ。而シテ著者ノ篤學ト堅忍トハ、マタ余ガ自ラ勗ムルノ資トナルヲ喜ブモノナリ。

明治四十年十月

三上參次識ス

所感を書す

一日、吉田東伍君が來られ、「兼ねて印刷中で有つた地名辭書も、愈々完結に成つたから、全部揃へたものに、題辭なり序文なりを添へる樣に爲度と思ふ、何か一つ書いて貰へまへか」との話しが有りました。人に知られて居る君の著されたもの、殊に世間に於て十分に價値を認めて居る大日本地名辭書に、僕等が言葉を加へたとて何の役にも立たんでは無いかと申しました處、「表題はどうでも好いが、詰まり、種々の方面からの批評や、異つた人の所感と云ふ樣なものを載せ度のであるから、是非執筆を」との望みで有りました。此書からして多くの利益を得て居る私、固より所感が無いとは云はれません、卽ち思ふ儘を記す事と致しました。

私は、明治十五年に目黑近傍に於て石器時代の遺物を採集し、十九年に足利に於て古墳の實査を行ひ、二十年に埼玉縣の吉見に於て埋もれた横穴多數を掘り出してから以來、或は自分の隨意に、或は十七年に同志と共に設立した人類學會の事業として、或は十九年に初めて公の關係を有するに至つた大學の命を奉じて、遠近を問はず、屢、此所彼所に遺跡探りを試みて居りました。貝塚はどんな地形の所に在るとか、古墳はどんな位地に築かれて居るとか、横穴はどんな地質の丘に穿たれて居るとか云ふ事を考へる丈の經驗を積まなかつた頃には、便りとするものは唯、紀行、案内記、名所圖會の類許り、其他は地圖を見て地名を手掛りとし、何塚と云ふから古墳が有るかも知れぬ、何穴と云ふから横穴が有るのでは無いか位の事で、足に任せて歩き廻つたので有ります。斯樣にして探り當てたものも少くは有りませんが、無駄を爲た事も中中多かつたので有ります。此場合に、本書の樣なものが有つたならば、どれ程利益を受けたか知れません。遺跡の地理的分布、遺物の地質的所在が稍々明かに成つてからでも、實査に先だつて豫め其地の狀況に通じて置くのは、極めて肝要な事で有ります。地名のみを目當てとせず、此邊には何か無か

らうか、此所等から何か發見されはしなかつたかと云ふ樣に、土地の樣子を知らうとするには、なほ更、各地の由來現狀を明記した本書の如きものが必要で有ります。私は遺跡探りの初期に於ても、少しく見當が付く樣に成つてからでも、此樣な書が無い爲めに、常々不自由を感じて居つたので有ります今や希望に適ふ書が出來ました、私自身も其活用を謀りますが、私の賞揚を待つ迄も無く、同志の人々も必ず活用を謀るので有りませう「二十年前の事を想ひ起すと、大日本地名辭書を有する今日、我々は益、探究を勵まなければ成らぬと云ふ念を強くします不案内の地に一人旅をする者が、急に修學旅行の團體に加はつて、親しく指導者の說明を聞く事が出來たなら、定めし喜ばしい事で有りませう此書に接し內容を窺ふ者は、誰しも斯かる念を懷くで有らうと信じます」私は著者の熱誠に感じ、事業の成功を祝してのみ止む事をせず、本書の實質に基き、太古遺跡に關して丈でも、著者の與へられたる多大の賜に對し、眞心を以て感謝の意を表する者で有ります。

明治四十年十月

坪井正五郎

吉田君ノ地名辭書ノ完成ヲ祝ス

三宅米吉

吉田東伍君ガ多年心血ヲ濺ガレタル大日本地名辭書ノ完成ニ方リ、一言ヲ其卷端ニ敍シテ、之ヲ祝スルノ機會ヲ與ヘラレタルハ、予ノ最モ光榮トスル所ナリ。

顧ルニ、明治三十三年、本書第一冊ノ初メテ刊行セラレシヨリ以來、予ハ毎冊其ノ配附ヲ受ケ、常ニ之ヲ座右ニ置キテ歷史講究ノ參考ニ資シ、地理ノ調查スベキモノアル毎ニ、先之ヲ繙キ大ニ便益ヲ得タルハ、予ノ深ク感謝スル所ナリ。意フニ、世ノ學問、敎育ニ從事スル者ハ勿論、其ノ他業務ノ何タルヲ問ハズ、苟モ本邦事物ニ關スル知識ヲ求メントスル者ハ、皆均シク本書ニ就テ其ノ益ヲ請クルナルベシ。何トナレバ、本書ノ如キモノ、今日ニ在テハ全ク其ノ類ナク、之ヲ措テハ他ニ之ニ代フベキモノヲ見出ス能ハザレバナリ。

本書優勝ノ諸點、今一々之ヲ擧グルニ遑アラズ。就中、特ニ其ノ著シキハ、其ノ說明ノ歷史的方面ニ詳細ナルニアリ。抑モ地名ノ解釋ハ土地ト名稱トヲ合セテ說明スベキモノナレバ、其ノ地名ガ指ス所ノ土地ノ所在、及ビ現狀ノ記載ニ加フルニ、其ノ名稱ノ意義、起原、及ビ所用範圍、變遷ヲ以テセザルベカラズ。而モ、地名ノ重要ナルモノニ、大凡三種ノ別アリトス。

第一種ノ地名ハ、山野河湖岬島ノ如キ自然ノ地形ニ附與セラレタルモノニシテ、此ノ種ノ名稱ハ、其ノ地ノ已ニ人目ニ觸レ、人ノ之ニ命名スルヲ必要トスルニ至リテ、初メテ附與セラレタルモノナリ。故ニ未、人目ニ觸レザル地、又ハ命名ノ必要ナキ地ニハ、固有ノ名稱ナシ。又、此ノ種ニハ、命名者ノ異ナルモノアルニ至リテ、一地ニシテ二三ノ名稱ヲ帶ブルコトアリ。又、時トシテハ其名稱ノ變改セラルルモノナキニアラザレドモ、本來、是等自然ノ地形

ハ、一般ニ變動スルコト少キガ故ニ、其ノ名稱ノ變更スルコトモ、亦隨テ甚稀ナリ。

第二種ノ名稱ハ、都邑村落關市津濟宿驛等ノ如キ、地上ノ建設物ニ附與セラレタルモノニシテ、此ノ種ノ名稱ハ、其ノ物ノ建設セラルヽニ隨テ附與セラルルモノナルガ故ニ、一般ニ、其物アレバ必其ノ名アリ。而シテ、此ノ種ノ名稱ハ本來建造物ナレドモ、同時ニ其ノ所在ノ土地ヲモ表示スルニ用ヒラレテ、一種ノ地名ヲナスナリ。神祠佛堂等ノ名稱モ、亦往々此ノ種ノ地名トシテ用ヒラルヽコトアリ。蓋、土地ノ目標トナルベキモノハ、唯ニ人爲ノ營造物ニ止マラズ、特著ナル自然物、巨岩喬木ノ如キモ、亦命名セラレテ、其所在ノ土地ヲ表示スル名稱トシテ用ヒラルヽ、例少カラズ。

第三種ハ、國郡府縣市町村ノ如キ土地ノ區劃ノ名稱ニシテ、是レ亦人爲ノモノナレバ、其ノ名稱ハ區劃ノ成立ト同時ニ附與セラレタルモノナリ。而シテ、其ノ區劃ハ時代ニヨリテ改廢シ、又屢其ノ地域ヲ變更スルコトアリ。第二種ノ都邑村落ト、第三種ノ市町村トハ、一般ニ其ノ名稱ヲ同クスレドモ、本來建造物トシテノ都邑村落ノ名ガ、又土地ノ區劃トシテノ市町村ノ名ニ用ヒラレタルモノニテ、其ノ根本起因ニ於テ差別アルコトヲ見ルベシ。

以上、第二第三兩種ノ地名ハ、其干繫スル所ノ目的物ガ、人爲ニ屬スルヲ以テ、時代ノ經過ニ隨ヒ變動スルコト多ク、爲ニ是レ等ノ地名解釋ニハ、最モ歷史的說明ヲ必要トス。是レ、本書ノ著者ガ、殊ニ其ノ精査討究ニ力ヲ竭サレタル所ナルベシ。

本書ノ價値ニ就テハ、世已ニ定評アリ、予ハ聊所見ヲ述ベテ、其ノ一端ヲ擧グルノミ。著者ガ刻苦勵精、能ク此ノ大業ヲ成就セラレシハ、予ノ歎服ニ堪ヘザル所ニシテ、其ノ我ガ學界ニ與ヘラレタル裨益ノ甚大ナルハ、寔ニ測ルベカラザルナリ。敢テ蕪辭ヲ陳ジテ著者ノ成功ヲ祝ス。

明治四十年十月

文獻學と地名辭書と

人は萬物に對つて名稱を賦與す。文法學は之を普通名、固有名の二種に分ち、通常の字典は就中普通名を解釋するを常とす。おもふに文化の發展進歩は主として固有名の關り知れる所にして、普通名は之に伴隨せる事物の名稱に過ぎず。年紀を逐うて益〻其の數目を增加し、時代とともに彌〻其の事件の複雜を來すものは固有名なり。こゝを以て近世學問の進歩とともに之に關せる特殊の字書は漸次整頓し、近來の傾向としては通常の字書も亦次第に固有名を收錄するに至れり。然れども一國に關する地名辭書にして、浩瀚該博、しかも學術上の創見に富める吉田東伍君の大日本地名辭書の如きは、歐米の學術界に於ても未だ曾て見聞せざる所なり。

我が國民上代文字なく、早く漢字を採用して國語を寫せり。故に漢字は音訓竝び用ゐ、音に漢呉唐音あり。訓亦義訓あり、借訓あり、戲訓あり。形同じくして義の異るあり、義同じくして形の異るあり。加ふるに時代の經過により、或は文字の舊形を存じて、言語獨り改り、或は言語は舊訓を存じて文字の更正に其外形を一變する等、千樣萬態、我が國民の漢字使用法は殆んどあらゆる妙用を竭せるものといふべし。地名に當てたる漢字も亦然るが故に、米澤(ヨネザハ)といひ、米原(マイハラ)といひ、米原(ヨナバル)といひ、米地(メイチ)といひ、米良(メラ)といひ、米の一字は五樣に訓まるべく、引接(インゼフ)といひ、引佐(イナサ)といひ、引萬(ヒクマ)といひ、引地(ヒキチ)といひ、引田(ヒケ)といひて、引の一字も亦五種に讀み分けざるべからず。之に反してハッセは古來初瀬とも、長谷とも、泊瀬とも書き、メラは國によりて女良とも妻良とも布良とも書けり。かくの如き類はもとより枚擧に遑あらず。相模(サガミ)、信樂(シガラキ)、丹波(タニハ)、愛甲(アユカハ)、雜太(サハタ)、高山(カツヤマ)等の地名は古代の漢字音を證明し、又如何に我が國民が漢字音を日本化せしかを說明す。丹波をタンバ、タニハ、タバと訓じ、河内をカハウチ、カウチ、カフチと訓する如き、

譽田、麛田、碩田、萩原、梓山、伊達、兎原の類の地名と共に、時代の音韻變化を說明して餘あり。地名の上に腦、椒、委文、昔、風流、俘囚の古訓を保存せるが如き、其の興味亦何ぞ多きや。無慮幾萬、古今の地名にわたりて漢字の用法を研究し、其の發音、訓義の變遷を攻究せば、國語の變遷を知るに於て思半に過ぐるものあらん。況や富士はアイノ語にて火山の義にして、奈良は朝鮮語にて都城の義なりといふが如く、我が地名にはアイノ語を含み、古韓國の語をも含み、尙其の他の民族の語の混入も、亦測り知るべからざるをや。この方面に於る古來の研究は、尙甚だ斷片的なるを免れざるに際し、吉田君が本書の地名汎論、其の他に於て多くの有益なる創見を公にせられたるのみならず、言語研究者の爲に無限に趣味多きこの多大の資料を供給せられたるは、學界の深く君に謝せざるべからざる所とす。地上に於る人の行動は卽ち歷史なり、故に兩種の固有名は其の關係最も親密なり。人名を地名より採り、地名に人名を印すること其の例珍しからず。加之、宰府、國府、郡上、郡家、庄內等の名は政治上の關係を示し、八幡、六波羅、加茂、第六天、醍醐の如きは、神佛の尊崇に本づく。海柘榴市、四日市、八日市の類は古の市場の名殘をとゞめ、阿波、信濃、由布、乘濱等は產物の名によれるが如し。博士、讀書、學文路より博勞、博奕、傾城の類、その事實に據れると、文字の假借たるとを論ぜず、國民の文化は一として地名の上に印象せられざるものなし。勢家、勢門、勤行等の抽象語をさへ、地名として使用したるのみならず、ネズガセキの念珠關たるは佛敎の影響を知るべく、ソトノハマの率土の濱たるは儒敎の感化を認むべきに非ずや。或は通俗に、或は詩的に、地域の命名と其の文字とによりて、以て時代の精神、地方の特徵を認むべきもの多し。地方より傳說を生じ、傳說より地名を生ず。地名の起因變遷は、要するに社會の情況、趣味の推移を證明するものに外ならず。抑、民族の言語と文學とに徵し其の文化を闡明せ

んとする學問、之を文獻學といふ。我が國の文獻學に於ては、地名の研究は最も必要にして、一部の文化史の地名の上に建設せられんことも亦難きにあらざるべきなり。惜しむらくは、從來の學者は本居翁の地名字音轉用例を始として、古音の考證にこそ地名を引用したれ、未だ地名に準據して古文化を探究するの域に達せず。余は前後十有三年の螢雪を費して成れる本書が、明治時代の心性的一大生産物として我が昭代を飾り、世界の學界に誇り得べしと信ずると同時に、特に我が日本文獻學の爲に、絶好なる指針を得、屈竟なる資料を得たるを歡喜するの情に堪へず。

明治四十年十月

芳賀矢一

大日本地名辭書完成に就きて

近時文運の興隆に向ひ、學界の事業漸く繁きを加へて、讀書界の範圍また擴張せらるゝや、書籍の刊行從つて多きを致し、日として五六種の新刊書あらざるなく、書舗店頭常に其の送迎に忙はしきを見る、然れども詳に之を察すれば、其の間眞に人を益し世を益し、之を後代に傳へて明治の文運を誇るに足るべきもの、果して幾何かある、千百の中、もし一二を得ば望外の幸ならんのみ、世間何ぞ著作家の多くして、而して好著のしかく寥々たる、思ふにこれ、著作に從事するものが、利を求め、名を求むるに急にして、動もすれば世に阿り、俗に媚び、思を學術の切磋に潛め、意を百代の後に留むることなく、輕々筆を弄して漫に文を賣らんとするが故にはあらずや、時運の趨勢と學者の地位とが、知らず識らず著作家をしてかゝる境遇に陷らしめし者もあるべく、必しも其の人をのみ尤むべからずと雖、事の此の如きは豈に憾むべからずとせんや、現代の日本、未だ容易く目するに文運の隆盛を以てすべからざるに似たり、考ふるに、國民の文野を判する、之を文獻に徵するに如くはなし、文化の根底實にこゝに存すればなり、然るに、世界の列國、文明を以つて稱せらるゝものゝ間、文獻の乏しきこと我が國の如きは少し、建國以來二千五百年、上代既に漢唐の文物を學び、印度の宗敎を傳へ、國民の漸く之を同化すると共に、宋元明淸、絕えず其の新思潮を送り來り、其の間交ふるに泰西の事物を以つてし、近代に及んで更に大に歐米の文化を吸收し、世界文明の要素は、かくして盡く我が日東の國民に集中するに至れり、文化の由來此の如くして、而して文獻の表彰するに足るもの甚だ少く、日本文學の世界に誇稱するに堪へたるもの多からざるは何ぞや、國民敎育の普及せざるによるものあるべきも、抑も亦た學者が努力の足らざるが故にはあらずや、過去は且らく問はず、憾むらくは我が現

代の學界が、なほ如是の觀を呈するを、明治の齡は既に四十を重ねたり、明治の學界何ぞかくの如く幼稚なる、然れども、其の間、時に吾人をして意を強うせしむるものなきにあらず、大日本地名辭書の著作の如きは卽ち是なり、

大日本地名辭書は吉田東伍君の著すところ、通篇幾千頁、厖然たる大册、明治三十三年其の第一册の世にあらはれてより、年毎に一二册を出だして、今や合十一册、正に其の完成を告ぐ、單に其の外觀よりするも、明治の學界に於ける空前の大著作にはあらずや、而して君が此に從事せる、十有餘年、夜以つて日につぎ、圖書に參照し、實地を踏査し、考證と執筆と、一に皆自ら之に當る、世間此の種の書の編纂が、多數の編輯員を集めて急速に事を成すを常とする比にはあらざる也、これ單に學と識と才とのよくなすを得べきところにあらずして、實に不撓の勇氣と不斷の努力と、勉めて倦まざる精根との結果たらずんばあらず、篤實君の如く、眞率君の如く、學に忠にして、名利を念とせざること君の如きにあらざれば、誰かまた之をよくせんや、而して能く此の大作を出版し、君をして其の志を遂げ、啻に現代の學界に貢獻すること多きのみならず、學界の紀念として不朽の寶典を後昆に貽すを得せしめし書肆富山房、また頗る多とすべき也、これ豈に學界の慶事にあらずや、余は更に此の書の刊行が、現代著作界の趨勢に一轉機を與へ、早くかの輕浮の氣を一掃して、この篤實の風を布くに至らんことを望むや切なり、もしよく然るを得ば、明治文運の隆盛之によりて促さるるを得、國民文化の根底また以て培養せられ、世界の文明に向つて、日本が貢獻する所以の道の開くるものあらん、本書の考證正確、說明親切、材を取ることの廣くして、思を致すことの密なる、地名辭書として殆ど遺憾なきに至つては、必ずしも余の贅言を要せざるなり、

明治四十年九月十九日　白鳥庫吉

大日本地名辭書小評

吉田洛城君の大著「大日本地名辭書」完成す。去る明治三十三年中、その第一冊の世に公にせられてより、今に至るまで八閲年。その起稿に著手せられてより、算すれば實に十有三年の久しきに及ぶと云ふ。この間、君は殆ど其の全力を本書の爲に費されたるなり。余輩は、こゝに、先づ、この長年月の間、君が終始一日の如くなりし熱心と精力とに對して、滿腔の敬意を表せざるを得ず初め本書第一冊の公にせらるゝや、余は、當時「歴史地理」誌上に於て之を批評するの榮を得たりこゝに其の要を摘載して、回顧の資に供せん當時の評に曰く、

本書記述の體裁に於て多とすべきところは、其解說を下すに、多くは事實を精確なる書籍より取り、且つ、其出所を揭け、猥りに架空の斷定を下すことを成さず、他人の說を採用せる場合の如きも、必ず、特に某氏說と記して、其功を沒せざらん事に注意せる等にあり。蓋し、當今剽竊流行の世に方りて、著者の雅懷欽慕すべく、且や、かく說の出所を明にしたる事の、學者がこれによりて更に研究せんとする場合に於て、利益少からざるを信するなり。其の記事、往々、單に流布の地誌にのみ取りたるものあれども、尙、多くは、是に關する數說を網羅し、又、古人の詩歌等を附記する等、注意頗る至れり。殊に、著者獨特の史眼を以て、古蹟を研究し、精確なる考證によりて之が判斷を下したるが如きもの、亦、少からず。彼の難波堀江の俗說を排し、座摩神社の古跡によりて高津宮址を定めたるが如きは、優に、去年建設せられたる大阪城南の碑石を動かすの力あらんか、此の類のもの甚多く、今、一々、之を紹介するの遑あらざるなり。（中略）本書の著作、其の何時より着手せられしやを知らざれども、思ふに、僅々數年を出でざるべし。而も、此僅少の時日に於て、日本全國に亙り、あらゆる古蹟を考定し、あらゆる地名を解說せんとす、固より尋常の業にあらず。よし、少許の誤考ありとするも、そは何人が成すとも決して免れ難きところ、……

本書は專ら力を古蹟の說明に用ひられたるを見る。

されば、我等歴史地理の研究に從事するものが、その恩惠を被るべきは極めて大なり。此の書にして完成せんか、此の一部の書を以て、よく、史的の說明を施したる日本各國の地誌を盡く座右に備ふるものと云ふを得べし。實に本書は全國に亙れる地誌としては、空前絕後の良書と云ふを憚らず。他日完全なる索引を得るに至らば、辭書としての名實も亦完きに至らん。吾人は久しく此の種の良書の闕乏に對して不便を訴へたりしに、今や此の書に接す、始めて渴を醫するに足るべし。本書は、實に、現在あるもの、中にては、他に比較を見ざる程の良書なり。將來或は是よりも便利なるもの出づる事ありとするも、本書は、尙、現今新刊の國語の辭典の甚多き時にあたりて、而も、かの「和訓栞」が飜刻せられ、「言海」が盛に行はるゝと同じく、永く世に捨てられざるべし。本書は此の種の著作の最初のものとして、著者の勞の殊に多かりしを疑はず。他日、此の種の著に從事するものは、勞半ばにして功は倍するを得んか。此の點に於て、亦、余は、著者に感謝の意を表するに躊躇せざるなり。

と。當時、余輩は君に就いて未だ多くを知るところあらざりき。從つて、同書の著作に關して、如何に多くの苦心の存せしかを知らず。ただ、世間普通の著作に比して、遙に群を抽んづるもののあるを認めしのみ。故に右の如く評せしなり。而も、今にして思ふに、尙ほ頗る足らざるものありしを知る。當時發行書肆の豫約するところに曰く、紙數約一千八百頁と。而も當時已に發行せられたる五畿內の部に於て已に約五百頁を費したり。若し地名汎論地名索引二篇の要すべきところを控除せんには、餘すところ僅々千餘頁に過ぎず。この千餘頁を以て、五畿內以外の諸國に配當すれば、一國平均十數頁を出づる能はず。畿內の部一國約百頁を費せるものに比して、甚しく權衡を失するものといふべし。されば、當時余輩思へらく、五畿內の部は世人の研究他に比して頗る進み、之に關する先輩の著書亦少からず。吉田君が此の地方のみに對して全國に要する紙數の約三分の一を費されたるは、畢竟材料の夥多なりしにより、而も、余輩が此の種の著書に向

つて期待するところは、材料多き此の地方にあらずして、却つて參考すべきもの丶寡少なる僻遠の諸國の部にありとす。然るに發行者の豫約する紙數右の如しとすれば、好著も遂に、龍頭蛇尾に終ること無きを得んやと、されば、當時余輩は著者に對して希望すらく、

但、五畿內には、已に世に行はれたる地誌多し、著者が參考せられたるものも亦、其の書に乏しからざりしならん、余輩が殊に望を著者に屬して其手腕に待つところのものは、むしろ、將來發行せらるべき僻遠の諸國の部なりとす、

と。然れども、余輩は、當時、著者と發行者とが、營利を捨て丶紙數を增加し、以て他の地方にも亦畿內地方の如き精密なる記載を見るを得べしとは想像せざりき。然るに、其の後引き續き發行せられたるところを見るに、次は次より紙數益增加し、其の記述は愈豐富に赴き、紙數は遂に豫約の約三倍に達して、余輩がさきに、他に比して不釣合に詳密なりとせし畿內地方の記事は、今や却つて他に比して不釣合に粗略なるものとはなるに至れり。斯の如くにして、余輩がさきに希望したりしところは、はるかに豫期以上に滿たされたるなり。

然れども、本書に就いて余輩が殊に多とするところは、單に、其の紙數の增加と、記事の豐富とに就いてのみにあらずして、我が古蹟に關する著者の研究が、卷を逐ひて、益精緻の域に達し、參考すべき資料の少き僻遠の地方に進むに從つて、愈其の長所を發揮せられたるにあるなり。はじめ本書五畿內の部の發行せらる丶や、其の拔群の好著たるは余輩明に之を認めたりと雖、しかも書中間々先人の誤解を襲踏し、流布の俗說を採用せられたる類のものも混在して、余輩をして、若し假すに歲月を以てせんには、吉田君ならぬ人も亦よくこれを成すものあるべきを思はしめたりき。爾後、本書の漸次發行せらる丶や、余輩は逐卷著者の智囊の大なると識見の高きとに敬服すると共に、頗る前評の當

らざりしを悔ゆるに至れり。余輩は、さきに「本書一部を以てよく、史的の說明を施したる日本各國の地誌を盡く座右に備ふるものと云ふを得べし」と言へり。今にして思ふに、こは著者が舊材料の上に更に精緻なる研究を施されたることを看過したるの言なりき。古蹟を知らんとするものに取りては、現在のあらゆる地誌を坐右に備ふるも、なほ一部の本書あるに如かざるなり。本書は、現存の他の地誌中、余輩が以て古蹟研究上參考となすに足るべしと思考する材料を殆ど網羅しつくし、更に、國史、記錄、古文書等に徵して、これが新研究を加へられたるものなり。其の考證正確、これを專門雜誌上に掲げて、學界に問はんには、以て世人千古の誤解を正し、專門學者の喝采を博するに足るべき事項のみにても、なほ百を以て數ふべし。余輩國史地理學の研鑽に從事するものが、過去に於て已に益を本書に得たるところ少からず。將來益本書に依賴して、一は以て數多の書籍を繙讀涉獵するの勞を省き、一は以て、既往の蒙を啓き研究上の好指針を得べきことの多かるべきを疑はず。しかも、本書によりて益を得べきもの、豈にひとり余輩のみならんや。

本書の完成する、實にこれ學界の一大慶事なり。今にして八年の過去を回顧し、當時の余輩の評言を追懷して、感殊に深し。

明治四十年九月　　喜田貞吉識

大日本地名辭書著作の顚末

春城學人　市島謙吉

友人吉田洛城君が稀世の大著「大日本地名辭書」今や完成して出づ。此書の完成は、學界の多年翹望し齊しく嘉慶する所にして、又實に嘉慶に値すと謂つべし。而も予が衷心、特に尋常一般の歡喜を以て比すべからざるものあるは、他無し、往年此業の創始に際して、少しく與る所ありしを以てなり。回顧すれば八年前、本書の第一册を發行するに臨み、坪内雄藏三上參次兩氏の序と共に、吉田東伍君なるものを天下に紹介せし文あり、措辭眞率に過ぎ、今の吉田君に對しては、聊か禮を失するの嫌あれど、地名辭書編輯の當初を記することゝ、甚だ精なるが故に、姑く再錄して後の紀念とせん。

嘗て聞く、一物の成るは成るの日に成るにあらず、必ず由て來る所ありと。吉田君の地名辭書は、今や印刷に附す、滔々たる斯學者中萬人の盡く逡巡躑躅せる事業に向つて、兎に角、さばかりの功績を擧ぐるに至りたる由來は、實に一朝一夕の事にあらざりしなり。

予は吉田君と鄕を同うし、生平よく君を知れり。君はもと山村に生長し學術を以て身を立つるの初志なかりしが故に、系統ある教育とては、中學の課程をだに卒ることなかりしが、もと舊家なるが故に、親戚知友の中に好文篤學の士多く、隨て君は幼時より見聞おのづから博く、夙く讀書の癖を養成せり。かくて、丁年に及びては徵されて兵役に從ひ、前後又家事の爲めに世故を閱し盡し、遂に北海道に赴きて、跡を漁樵の間に沒すること數年なりき。當時予は政界に馳驅して敗れ、且東都に淹留して讀賣新聞を主管せしが、君も亦世波の移す所となりて上京し、暫く予と同居す。此の時に方り、學界の氣運生動し、就中、史論は勃然として興隆せんとするの觀ありき。「史學雜誌」「史海」の如き、斯新研究の先達となりて

歩武最も堂々たりき、而して君が多年の修養と嗜好もまたこゝにあり、輙ち腹笥をさぐり禿筆を揮ひて『史海』の批評立どころに成る。彼の當年の史學界に、はしなく一波瀾を卷き起したる讀賣の落後生は即ち是れなり。此の時しも、君は傍ら朝鮮の事蹟につきて考査探究する所あり、半歳にして『日韓古史斷』成る。此の書もとより多數の讀者を得る能はざる底のものなれども、少數の專門家は厚き注意を以てこれを迎へたり。然れども、君性もと名利に淡く、敢て名を成さんことを好まず、爾後は若干の小論文と『德川政敎考』とをものせるのみにて、餘は專ら他日の大成を期して、孜々研鑽を怠らざりき。

『日韓古史斷』刊行の翌年、(明治二十七年)東亞の風雲亂れて、十萬の貔貅は海を渡りて遼東の野に進軍す。君すなはち曰く「時なる哉、我が時來りぬ、いでや、かしこに渡航し、その山川を觀、風物を察し、珍册遺書を調査して、平生累積の疑を斷じ、且つは後の研究の資を得ん」と。かくて機を得て軍隊に請うて旅途につきしが、都合ありて海軍に從ひ、あくまで渤海の風浪に浴せり、而も未だ深く陸地をさぐるには及ばざりき。後ち更らに轉じて征臺の艦隊に從ひしが、蠻烟瘴霧の冒す所となりて、中途にして歸京するに至りぬ。

然れども、この行や君が眼界心識に影響する所少小ならず。君が平生、小論小作を卑み、學界を震駭せしむべき大著述を希求するの念は、今や新たに歴史と地理との關係深きを思ふと共に愈愈加はりぬ。是に於てか、先づ史學研究の重要機關たる地名辭書の編纂に著手せんと決心し、乃ち予を訪うて意見を請はる、曰はく「予や魯鈍なりと雖も、專心一意他に顧念なく、天に誓ひて必成を期す」と。予はもとより斯學の興隆を悅ぶもの、何ぞその擧を壯とせざらんや、既に壯とす、豈この壯擧を扶くるに吝む所あらんや。

かくて業始まりぬ。既にしてこれを思へば、今の

時、地名辭書の編成の如きは、諸著作中の最難事也、而も、財裕かなるにあらず、時餘れるにあらざる予の微弱なる助力を以てして、よく君が大業を遂げしむるを得べしや、前途は實に遼遠の感なきを得ざりしなり。然れども、心の向へるは機の成れる也、君と予とは應に仆れて後ち已むべし、何ぞ前途の險なるを望んで、これを廢すべけんや、氣を作して激勵する所ありき。

二十八年極月、吉田君予に編纂の行程を報告せらる、曰く我が國の七十餘州(姑く北海道、琉球及臺灣を除く)につき、一州の編成滿點を一百と立てゝ、全國七千餘點に達すべし、而して近く百餘日の中に集錄せるもの七百五十點、市島文庫并びに小川氏國邑誌稿より得べきもの二千餘點、上野圖書館及び坊間の書籍より得らるべきもの二千餘點として、殘る二千餘點は、これを世の所謂祕本珍書のうちに求めざるべからず、地理局地誌目錄、內閣文庫目錄、東京大學圖書目錄等を見るに、著者の渴仰する書名歷々として前に在りと雖も、如何せん、皆予輩の閱覽を許さず、緣に憑り便を索めて強ひてその閱覽を請ふべきか、或は公開の時を俟て增補を期すべきか、是れ目下の先決問題なりと、予熟ら思ふに、天下の公費を投じ、其公權を假してすら、事功の觀るべきものなき今日にして、二三の私人が完全の理想、十分の豫料を立てゝ企圖するは、烏滸のわざなり、吾輩の業たゞ夫れ私力の精を盡して已むにあり、請ふ、手近く野にさぐり得ん限りの書を材料として、出來得る限りの完全を理想とせん、獨立孤往もまた一快事にあらずやと。以て吉田君に語る、事乃ち決す。二十九年二月、著作の事に關し、書肆冨山房主に會し、談、地名辭書に及ぶ、房主大に此擧を賛し、極力編輯の業を助けんことを諾す。是れより先き、予が宗家市島德次郎氏選ばれて上院議員に列し、都門に寓居す、また具さに辭書編輯の實狀を語り、其の費用を助けんこと

を請ふ、德次郎氏欣然これを諾す。此に至りて外界の便宜大に備はり、是れより二年有餘にして、始めて初稿の大半を脫す。外界の經過は以上の如しと雖も、更に飜つて、著者の苦心を見れば、到筆舌の及ぶ能はざるものなり。

明治二十八年、編輯事業の開始してより、今其の全部を脫稿するに至るまで、前後こゝに五周歲、その間著者は、全く萬事を擲つて專心群書を涉獵し、其要を攬りて之を心に會し、含咀又隱括、夜を以て晝に繼ぎつ、春花幾たびか開落し、秋雁幾度か去來すれども、書房の裡全く歲月なく、案頭の地圖、手中の卷册、面々相對して、遺をさぐり、謬を批し、博搜多聞これ事として、及ばざるを唯恐れたるのみ。かくて輯め得たる濫稿筆抄凡そ十餘函、尙ほ其の足らざるを知り、これを補ふの途なきものは、泛交を好まざる君も、力めて紹介を求めて、三四の藏書家を訪へり。若し幸ひにして、珍書の閱覽を許さるゝも、大概持ち歸るを許さざることなれば、著者は、連日往復して、就いてこれを檢せざるべからず、かゝる處に寫字生を作ふ能はざるは常の事なれば、概ね自ら筆錄し若くは背誦して歸るを例としたり。且つ夫れ、各州郡の事實をさぐるに當り、引用書の善惡は大に集成の功過に關す、著者は數々この間に辛苦を嘗めたり。例へば、其の初めに善本を得ず、百方苦心して、彼の鎖談零說をも幷び擧げ、僻案謬傳に至るまで羅織考定して、纔かに編章を成すとせんか、其の後一旦好書を獲れば、曩日の所稿は、大半徒勞に歸するを常とす。好書なる哉〳〵、著者が「某州の事蹟を探るに、某々の好書藍本なれども、我れ未だこれを得る能はず」と歎せるは、予の屢、耳にする所なりしなり。羨むべきは官邊の人なる哉、館內の藏書繙讀に任せ、權家の珍籍も借覽の便宜あり、或は地方に就きて照會探聞するの方法まで、皆大方は意のまゝなるにあらずや、然れども著者はこれを以て毫も失望する所な

く、寧ろ自己境遇の不便を悟つては、益、拮据勉强の機を動し、勞を避けず煩を厭はず、人のよく忍ぶ能はざる所を忍び、一片もその功の多からんことを望みき。是らの歳月、予の傍觀して、感歎措く能はざりしは、著者が此一意精勵の氣力なりしなり。(下略)

斯の如く、編纂着手より第一冊の印刷までは、全五年にして、此間に於ける苦心の狀態は予の親しく目睹してあらゆる驚嘆の　を吝まざりし所なり。而も第一冊の發布より今日まで又八年間、數字の示す如く、後者の勞力は前者に倍せり。資料典籍を收集する困難の多大は言ふまでも無けれど、それ等數千卷の粗材を鑑別し咀嚼し、消化して成案を得るに至るまでの苦心精勵に至りては、今日何の辭を以て之れを形容すべきかを知らず。其間、直接には費用扶助者を失ひ、發行書肆の業務にも波瀾變遷あり、間接には國家浮沈の大事件もあつて、君は第一國民軍の一員として徵集せられんとし、凡編纂事業の繼續に累を及ばさんとせし事、再三に止まらず。而も君の熱誠よく百難に堪へ、遂に今日の成功を見る。嗚呼、强固なる意志とは、事業に對する誠心熱情の謂なるか。

蓋し、世間斯る大事業を工夫する者は、決して絕無とすべからず。否、工夫に於ては是以上の者も多々あらん。而して其學識亦之れに堪へて、社會に尊敬せらるゝ人々も少からず。將又、斯る事業の嗜好と十分なる財產と餘暇とあつて、所謂道樂的に之れに從事せる人々もあらん。而も工夫は工夫のみ、學殖は學殖のみ、嗜好、財產、餘暇は嗜好、財產、餘暇にして、それ自身何等の貴ぶべきもの無きなり。尊ぶべきは意志そのものゝ强行にあり、貫徹にあり、予が特に吉田君に敬服する第一の點は、實に此にありて存す。

全五千頁の大冊、瑕疵を求むれば瑕疵もあるならん。それ等の瑕疵は、吉田君が將來の硏鑽、必ず玉成せらるべきは論無し、始めより瑕疵を恐るれば、竟

に何事も成就する無きなり。予が吉田君に敬服する第二の點は、其計畫の大膽不敵にして、眼中人なき勇猛の氣象にあり。若し夫れ本書の內容に於ては、諸家の評隲既に之れを盡せり、予はた何をか贅せん。

終りに臨み、富山房主人坂本嘉治馬氏が、全十三年の長日月、幾多の困難に堪へつゝ、此書の完成の爲めに多大の力を盡されたる篤實摯誠の精神に對して、滿腔の敬意を表せんと欲す。

明治丁未十月中浣

大日本地名辭書解題

落後は予が宗姪也。義兒也。故ありて吉田氏を冒す。而して落後の此編を創するや。實に故叔心齋小川翁の遺草。日本國邑誌稿に因す。

翁、越後の人。賦性篤學最史乘を好む。常に我が諸史の體を得ざるを憾み。載紀志表の備はるものを修めむと欲し。まづ鎌府覇政の蹟を記して鎌倉史と名づけ。學友、安井息軒、鹽谷宕陰、芳野金陵、諸氏の校訂を得。今や一部の史標として既に世に公にす。是れ翁の本色也。こゝに又歴史の探究は。大に地理の詳否に關するを感じ傍、地誌を修むるを企ち。凡そ書として眼に觸れ其參攷となるべきものは。細大もらさず。類記類録。以て材料に充つ。巻冊積んで六十餘綴。假題して國邑誌稿と云ふ（其篇の大略は國郡、政事、司牧、人物、流移、祥異、風俗、物產、道程、鄕里、城府、山川、原野、社寺、墳墓、古跡、等の十數門に分ち、一綴凡一百餘紙、書函四脚に滿つ）惜哉、天壽を假さず。未だ改修に及ばずして歿す。無似士良、學統を繼ぎ。遺稿數種を藏するを辱うす。茲に三十年。而して稿中、古歌韻解の如き。（明治十一年、獻して乙夜の覽に供す）策府の如きは。（同十二年、陸軍參謀本部に出し、同十七年刊行）稍、翁の志を達するも。國邑誌稿の大部なる。未だ所理の法案を得ず。唯、蠹魚の襲攻を防ぐのみ。先年、櫻井勉氏、內務地理局長たりしとき。其請にまかせ。府縣志編纂の料に貸與す。局務中止後。また家に藏む。一日、落後予に告て曰く。方今新著の多。山積海溢と雖。未だ完全なる地誌或は地名辭書の出づるを見ず。而して聞く小川翁の斯稿を爲すや。世務繁劇の間。卅餘年の勉强に依ると。然も蒐材不便の僻地に在りてここに至る。其辛苦想ふべし。今それをして篋底に腐蝕せしむるは無限の憾事ならずや。兒、不肖なりと雖。請ふ之に假りて根抵を植ゑ補修助長して更に體裁を創め。又索引を加へ。以て地名辭書にして地誌を兼ぬるものと成さば。我が史界文境を益すること小少に非ざるべし。予、其志を壯とし之を許して且つ輕擧を誡む。爾來、續貂五閱年、漸、豹斑を見る。（大凡故人の遺

編を繼ぐは。按外至難の業にて。隔闊者未知の勞苦あるものとす。就中、遺意を沒了せざるを強むる事。陳を化して新と爲し當世に適するを求むる事。編鉄を補充して憾なきに至らしむる事。の三つは其最也。況や本稿の如き村書野志より。家記私錄までを混收するものに於てをや。落後の艱腦亦賞すべし。)明治三十二年第一の上冊を發刊し、歳を逐ひ印行し、四十年の秋に至り全部十一冊を終功す(原稿凡四百冊)。去歳、故叔舊交一二、翁のために建碣を促す。予辭して曰く。翁は學人也。素志專ら著書に在り。而して事業未だ終らず簀を易ふ。故に今殘編を修め、之を世上の口碑に銘するに若かず。豈敢、頑石の效を假りて傳ふるを須たむ。況や貲を乞ひ、貨を募りて、時流に倣ふは、最も翁の厭ふ所なるを知るをや。於是、地名辭書成る。卽ち解題並に略傳を記して、一碣に代ふ。

小川弘。字道甫。號心齋又北海野史。幼名郡藏。後通稱五兵衞。越後國蒲原郡島潟村人也。其先水野氏。居參河。永祿天正亂。漂來北越。住飯盛杉村。有故改今氏。地在新發田溝口侯封內。七世祖政房以慈惠聞。擢爲封鄉大保長。移居島潟。城之南北有福島紫雲二湖。侯命政房。先決紫雲注海。數年而闢四十餘村。(正德より享保に及ぶ)子熹房襲職。又疏阿賀川於松碕(マツガサキ)(享保十五年)有功。興寬開福島湖。(延享三年)至政詮而成。世以治水墾田顯。民稱其德。政詮有二子。皆夭。文化十三年十二月、生道甫。四歲而孤。母井岡氏賢知。婦道。道甫沈毅。好造畫。母誡曰。畫者小技耳。非丈夫事。汝奚不讀書學道。道甫感激大悟。時年十五。從藩儒丹羽伯弘受業。伯弘私語人云。吾育書生數百。皆無其器。獨有道甫。我藩學弊。自是而革。蓋固信山崎闇齋說。規定藩學。偶有講史書者。則刺斥而爲違制。故士風委靡。東西之所指笑焉。天保三年。道甫十八。軀幹六尺。名於剛礦。襲職。饑饉荐臻。賑恤最力。藩侯嘉奬。擢三鄉社講。道甫益勸學。執贄安積艮齋。博涉書史百家。擴虛義。取實理。以興民業匡侈俗爲任。安政改革。實因其建議。又加治川迤北白地數萬頃。曰眞野原(マノハラ)。漑

而可作田藩命幹事頗有成績賜餘地三千六百弓尋治濱浦谷內之水害賜功田一千八百弓又藩法禁下士民庶城內穿履上書署名道甫封疏其不可竝論擧人才於艸莽聽之而藩風一新漸發活氣伯弘言果中人稱其明戊辰之役奥羽同盟抗王師其兵入越脅藩侯請出質米澤而孤軍不可爭上下惶惑道甫慨然登城廳陳大義說死守甚激切廳吏不答歸途敲大夫溝口內匠邸請應急策而去卽夜馳檄嗾民民相語曰溫行人爲此擧豈可忽一朝鳩者二萬餘人薦旗竹槍毀橋梗道一以沮藩主北行一以拒外兵入境時王師航大夫濱來援然無後繼道甫令子弟督民兵大張疑勢敵以爲大軍不戰而遁城邑得全其在機變而處事率如斯奥羽平定藩命列上士任民政局大屬明治三年七月十四日病卒享年五十五配大竹氏先歿二男七女曰顯太曰顯三長女禮適澁木某次鐵適吉田某次碩適同姓益次愛配士良次須磨適同姓昇末華適山本某一夭所著鎌倉史(五十卷)起稿越十六歲而成安井息軒序之曰近世史竹山之逸史履軒之通語山陽之外史最其翹々者也然亦未免疏謬之誚況其下者當道甫著作鎌倉史其文簡而得要繁而不冗取舍允當議論極正記傳之外又撰二志九表使讀者粗知覇跡所以隆替雖事止於一隅國史之撰未有備體如此者也嗚呼道甫生於北地偏僻之邑未嘗游於上國其所師受蓋亦可知焉耳而其所爲殆與三家者拮抗自非有才識軼人者安能與於此哉云々(節略)其學量以可見焉他、北越春秋(廿九卷)策府(十卷)日本國邑誌稿古歌韵解(三卷)假名鯖(四卷)用字例(十卷)字雅訓詁(釋訓三卷釋詁三卷)釋訓補(五卷)心齋日錄(二卷)志殼紀聞(一卷)北海文稿(八卷)詩稿(三卷)刀劍類鑑(卷若干)今襲藏之道甫嘗語人曰脩史難事也司馬遷雖備三長而猶得疎妄之譏班固之貪剽竊陳壽之誤順逆未足以爲法獨歐陽脩五代史免斯諸病可謂千古史標故余愛讀諳之一日患眼瞑坐無聊口譯歐史使弟震書之月餘爲十八卷戲題云通俗五代史其強記可想旁善書揮擢遒勁專慕漢魏風人爭請之裒然成堆辭以漬紙

不肯。又巧鐵筆。刻印數十顆存于家。在職三十七年。缺掌間尙占閑地。花晨月夕。例會親族。銜杯盡歡而散。和協之誠。及于鄕邑。鄕邑絕無訴訟聲。是最道甫一世美德也。嗚呼。

明治四十年九月

小甥 櫻坪 旗野士良 謹識

大日本地名辭書の後に書す

回顧すれば十有五年前の事なりき、小野梓先生易簀の後、故小野義眞翁の指導の下に富山房を經營せし頃、故梓先生の畏友にして夙に知遇を辱うせる前島鴻爪先生より紹介あり、曰く、同縣人吉田東伍君『日韓古史斷』の著あり、讀賣の紙上に史海の謬論を析破して萬丈の波瀾を揚げたる落後生は卽ち君也。この書議論深奥、考證細微に入り、一般讀者の玩賞に適するか否かを知らずと雖も、確かに斯學の專門家を驚かすに足るべしと。不肖乃ち之を刊行せり。これ我富山房が吉田先生に接したる機緣なり。爾後一年にして、市島春城先生又吉田先生の爲めに大日本地名辭書の出版を勸説せらる。當時先生の造詣は已に天下の認むる所、不肖亦之れを確信せりと雖も、此書の結構餘りに廣大なるが故に、先生の獨力よく之れを完成し得べきか否かに就ては躊躇なき能はず。市島先生曰く落後生の篤實と氣力とは、其學殖の大なるよりも大なり。且つ一事に專心して他を顧みざる性質天稟の辭書家と稱すべしと。不肖熟、思へらく、朝に一稿を得て夕に一書を出し、右に出資して左に收利す、是れ一般書肆の習とする所なりと雖も、苟も群を拔き世を驚かすべき大出版にありては、編纂にはた印刷に五年十年を費すは異むに足らず、彼の大

英百科全書が殆ど一世紀の歴史を有するが如き、眞に好龜鑑にあらずやと。之れを義眞翁に諮る。翁案を拍つて曰く、善い哉子が決心。目前の利を追はずして成功を十年の後に待つ、是れ予が子に誨ふる所の本旨なり。予は年壯鋭意以て之れに當れ、百折撓むこと勿れと。卽ち市島氏を介し、具さに方法を協定して着手を請ひ、明治三十二年始めて印刷を起し、翌年三月分本第一册を發布せり。

當初は地名標目一萬九千、頁數一千八百の算定にして、豫約價七圓五拾錢なりき。然るに第一册の頒布と共に、忽ち博雅の稱讃する所となり、幾多の篤志家より增補訂正に資すべき貴重の材料を寄與せられ、著者の素願また此に在ることなれば、祕本珍籍得るに隨ひて援引し、漸次に成稿を增訂せられし結果、歲月の經過と共に殆んど三倍の量となり、第二册の下に於て早くも千九百頁に滿ち、發行の困難ここに至りて極まる。然れども黽つて先生の熱心懇到なる態度を見、既成稿本の堂々として群籍の間に雄視するの狀を見れば、また拙速を以て迫るに忍びざるものあり、遂に三十五年九月豫約諸君子の義俠心に訴へて、第三册以下實費半額の追加を請ひて事業を繼續せり。富山房が此書に對して全然算盤を抛棄したるは敢て言はず、今日本書が無事完成の功を全うし得たる所以のもの、一は豫約諸君子が深大なる同情の賜と感激措く能はざる所なり。爾來愈〻奮勵し

て只管本書の成業に努力し、無慮九年の歳月を積みて玆に本年本月全五千一百餘頁刊了、有終の責を完うするを得たり。

聞く、歐米の各國、百科辭典、分科辭典の刊行せらるゝもの百を以て數ふべく、何れも專門普通の敎育と相助けて國家を益し社會を利すること眞に莫大なるものあり。然れども地名辭書として本書の如く浩瀚に、本書の如く完備せるは一として之れあるを見ず。有名なるリッピンコットの世界地名辭典だに其內容本書の三分の一に過ぎずと。然らば則ち本書の如きは單に我邦未曾有の大著述たるのみならず、東洋大帝國の地名辭書として世界に誇稱するに足るべきもの、洵に明治の昌代を飾るべき不朽の好產物と謂つべし。不肖が出版事業の最好紀念として大方に誇耀するも、決して遼豕の嗤笑なかるべきなり。

前後十三年著者を紹介し保護し慰藉し、或は富山房と著者との間に立ちて終始斡旋の勞を執られたる春城先生に向つては、何等の辭を以て之れを謝すべきぞ。凡そ天下の萬物は、因緣合機してこゝに始めて成る。本書の完了は言ふまでも無く吉田先生の深厚なる學殖と偉大なる精力とにありと雖も、其遠因は鴻爪、春城兩先生の明達なる眼識にあり。不肖はた何等の功を以て自ら任ずと言はんや。

おもへば十有餘年の長日月、時運の變動につれて、一般經濟界の消長亦た甚だしかりしに拘らず、幸ひに大方高顧の庇蔭によりて此一大出版を繼續し、竟に完成の功を遂げ得たるは不肖の最大光榮として欣喜自ら措く能はざるところなり。故義眞翁をして今日に在らしめば、其悅果して如何。往事を追憶して轉、季子掛劍の情に堪へず、諸大家序評の餘白を借りて聊か蕪辭を添ふ。

明治四十年十一月

富山房主　坂本嘉治馬謹識

非賣品